

# 信用理論研究

第1号

1984年7月

---

会誌発刊に当たって.....三宅 義夫

大会報告と討論

『資本論』第3部第5篇の草稿について

.....大谷禎之介

累積債務問題と今日のドル体制

.....小西 一雄

『金融資本論』の課題と信用論

.....高山 洋一

信用制度と国際金融市場の成立

.....宮田美智也

部会活動報告

学会報告記事

---

信用理論研究会

## 訂 正

## 『資本論』第3部第5篇の草稿について（大谷禎之介）

ページ	行	誤	正
2	上 14	（『資本論』第3部第25章	（『資本論』第3部第25章）
3	下 6	書くときになにに力点を	書くときになにに力点を
	下 4	手がかりになる、という意味で	手がかりになる、という意味で
5	下 2	報告書	報告者
7	上 10	そこから見られる	そこに見られる
	上 11	資本との資本と貨幣との	資本との、資本と貨幣との
	下 3	ここでは、	ここで、
9	下 2	信用制度という本質的に	信用制度というのは本質的に
10	上 2-3	もっとも限定された意味	もっと限定された意味
	上 6	前掲草稿	前掲草稿（上）
15	第2表	）「イングランド銀行の割引率、地金、 銀行券」（統計） ）Ⅰ）銀行学派による通貨と資本との 区別の批判 ）Ⅱ）銀行業者ま貨幣資本の大部分は 純粹に架空なものである ）Ⅲ）貨幣資本と現実資本 第30章 現実資本と貨幣資本Ⅰ	）「 <u>イングランド銀行の割引率、地金、 銀行券</u> 」（統計） ）Ⅰ）銀行学派による通貨と資本との 区別の批判 ）Ⅱ）銀行業者の貨幣資本の大部分は 純粹に架空なものである ）Ⅲ）貨幣資本と現実資本 第30章 貨幣資本と現実資本Ⅰ

16		} 「混乱」		} 「混乱」
		} 「地金の輸出入」(統計とその分析)		} 「地金の輸出入」(統計とその分析)
18	第3表	a- Newmarch		a- Newmarch
21	上 4	現実の再生過程		現実の再生過程
	下 13	流通のための貨幣		流通のための貨幣
22	上 2	部類		部類
23	上 11	それ以降展開される		それ以降展開される
	下 9	資本物神の展開		資本物神の展開
25	上 9	28章のはじめころから		28章のはじめのころから
27	下 14	できない		できる
28	上 5	貨幣のもっている		貨幣のもっている
29	下 11	競走		競争
	下 1	ではないか、考えら		ではないか、と考えら
30	上 2-3	貨幣資本		貨幣資本

累積債務問題と今日のドル体制（小西一雄）

ページ	行	誤	正
32	表題	累積債務と今日のドル体制	累積債務問題と今日のドル体制
33-55	ヘデン	累積債務と今日のドル体制	累積債務問題と今日のドル体制
32	下 2	絶対額・比率面	絶対額・比率両面
36	下 12	金・ドル交換停止上下	金・ドル交換停止下
	下 6	「政府の民間貸」	「政府の民間貸」
37	上 7	投機動機	投機的動機
41	上 9	要準備率	必要準備率
43	上 11	若干の異議	若干の異論
	上 15	という間と	という問題と
46	上 16	対外信用供給	対外信用供与
53	上 11	追訴	追記
54	下 16	建部正義	建部正義氏
55	上 2	質問、御批判	御質問、御批判

ページ	行	誤	正
111	下 18	「信用論」にとっては	「信用論にとっては
113	下 15	商品交を媒介する	商品交換を媒介する
	下 12	流通手段手の前貸	流通手段の前貸
114	上 1	流通手段が一般的規定	流通手段の一般的規定
116	上 8	マルマス	マルクス
	上 10	金属流通の前題	金属流通の前提
	下 2	を書く直前の	を書く前の
117	上 11	貨幣的均衡解条件	貨幣的均衡条件

## 会誌発刊に当たって

信用理論研究会は、『資本論』の貨幣信用論研究に携わっている人々のあいだで、集まりの場をつくろうではないかということで、1954年(昭和29年)の10月に発足した。その最初の仕事として『講座・信用理論体系』全4冊(I・II基礎理論篇、III制度篇、IV学説篇)を日本評論新社から出版したのが、1956年(昭和31年)5月だった。そして同年6月に、本会は会員の「相互の研究の便を計るためのクラブのごときものである」という書出しにはじまり、名称、目的、事業、役員、入会手続き、等を文字にした「信用理論研究会申合せ」をつくった。このように「クラブのごときもの」とし、また名称に学会という文字を使わなかったのは、問題の提起や討論の仕方、その他、会の運営一般を型にはまったものにせず、話し合いによる自由にしておきたい、そのほうが充実して機能できる、という趣旨からであった。19世紀にイギリスでつくられ、トックやマルサス、リカード等々が談論の場とした「経済学クラブ」のことなども念頭にあった。以来、年2回の大会のほか、随時に関東、関西、九州で部会を開いてこんにちに至っている。当初は会員が3、40人であったし、お互いの意見交換を密にしようということから、大会のさいは前夜から宿舎を借切って合宿方式をとり、この方式はその後会員がふえても、とくに秋に地方で開くさいにはかなり長くつづけ、他の諸学会にたいして信研の特色をなしていた。

ところで会誌であるが、研究会で取上げた問題や交わされた議論は各自が適宜、所属大学の学会誌その他で十分な紙数を使って発表しているし、また論文や著書として発表されたものを研究会で取上げることも多いので、研究会の報告内容等を会誌としてまとめておくことは——費用の点もあったが——とくに考えていなかった。しかし、その時々時点ではそれでよかったのであるが、発足以来約30年を経過した現在振り返ってみると、記憶も定かでなくなってきており、大会だけでも数十回を重ねた研究報

告、討論の内容記録が残っていないことは、どうも具合が悪い。とくに、会員数がふえて現在約300名ほどになっているが、この間に入会した会員にとっては、参加前のことは記録がなくては分からない。そこで、昨年秋の大会で年1回会誌を出すことをきめ、同年春・秋の分、つまり1983年度のもを第1号として出すこととした(本誌がそれである)。そして今後は報告・討論をテープにとり、会誌作成上の便を図ることとした。また今年春の大会では、かねがね話に出ていた本会の創立以来の「小史」を、できれば来年中に作成することにした。

またそれとともに、会員数がふえている現在の実際の状態に合わせて——「クラブのごときもの」という雰囲気はできるだけ残してゆくとしても——、形の面もこのへんでやや改めることとし、今秋の大会では名称の変更、従来の「申合せ」に代わる会則、等をきめることとした。本会は約60名の執筆者を動員して3年ほどかけて1981年(昭和56年)9月に400ページ余の『信用論研究入門』(第I部 理論篇、第II部 歴史・制度篇)を有斐閣から出版した。これは信用論研究の諸分野についてこれまで「どのようなことが問題とされ、どのように論じられ、かつどのような意見のちがいが、論争があったか」等々について概観し、研究者に研究の便を供しようとしたものであった。『講座』から『入門』刊行までが一つの時期をなしたとすれば、この会誌発刊、規約改定あたりからがつぎの時期になる、——本会の推移を時期的に見るとそういうことになるのではないかと考えられる。

以上、本会世話人の1人としてまえがきを記したしだいである。

1984年6月

三宅義夫

## 目 次

### 大会報告と討論

『資本論』第3部第5篇の草稿について

……………大谷禎之介（法政大学） ……（1）

累積債務問題と今日のドル体制……………小西一雄（立教大学） ……（32）

『金融資本論』の課題と信用論…高山洋一（大東文化大学） ……（56）

信用制度と国際金融市場の成立……………宮田美智也（金沢大学） ……（77）

### 部会活動報告

北海道部会 ……（101）

関東部会 ……（111）

関西部会 ……（126）

西日本部会 ……（135）

学会報告記事 ……（141）



# 大会報告と討論

<報 告>

## 『資本論』第3部第5篇の草稿について

大谷禎之介 (法政大学)

<はじめに> 本報告の主題は、第3部第5篇の草稿、つまり、第3部第1稿の第5章を紹介することである。これは同時に、現行版、つまりエンゲルス版と草稿との相違についての言及を含むことにならざるをえないので、その意味ではエンゲルスの編集作業についても言及することになる。信用理論研究会の1970年秋季大会で、佐藤金三郎氏が第3部第1稿について報告されて、重要な事実をいろいろ紹介されたが、佐藤氏のこの大会報告、その後『思想』論文その他で述べられていること、それからまたリュベールが彼の『資本論』、とくにその注解で明らかにしていることは、ここでは繰り返さないようにしたいが、しかしある程度は重なるのもやむをえないのではないかと思う。

第3部第1稿全体とそのなかでの第5章の位置、それに使われている用紙等の外的状態については、拙稿『『資本論』第3部第1稿について』（『経済志林』、第50巻第2号、1982年）で紹介したので、ここでは省略する。ただ、次の事実だけを指摘しておく。——マルクスが第1稿の第4章を書き始めたときには、彼はこの1つの章で、商業資本と利子生み資本との両者を論じるつもりであったが、この章を書きすすめるうちに、利子生み資本については次の独立した章、第5章を当てることにプランを変更した。第4章の当初の表題にはじめ書かれてのちに消された部分は、「利子と産業利潤（企業利得）とへの利潤の分裂。利子生み資本」であり、独立させら

れた第5章の表題は「利子と企業利得（産業利潤または商業利潤）とへの利潤の分裂。利子生み資本」である。ここで注目されるのは、第1に、商業資本について書き始めるときにもまだ、商業利潤、利子、地代のそれぞれに各1章を当てる構想が成立していなかったこと、第2に、2つの表題のどちらも「利子生み資本」で終わっており、「信用制度」ないしそれに類する語がついていない、ということである。

〈第5章の執筆時期〉 この第5章の執筆時期については、1865年7月31日付エンゲルスあての手紙（および同年8月19日付エンゲルスあての手紙）によって、同年の7月中にはまだ第5章には手をつけていなかったとみられること、第5章の最後のページである第1稿の404ページの記述によって、同年10月中旬（11日～18日）に第5章の執筆を終えたことが確認されること、これによって、「1865年8月1日から同10月中旬までの間に書き上げられた」（佐藤氏）とみることができる。<sup>\*</sup>

\* この点については、拙稿「信用と架空資本」（『資本論』第3部第25章の草稿について（上））（『経済志林』第51巻第2号、1983年）、16-22ページを参照されたい。

〈編集作業の経緯で注目されること〉 このマルクスの残した草稿をエンゲルスが編集して現行版第5篇をつくりあげたのであるが、その編集作業については、次の諸点が注目されるべきである。①エンゲルスは、マルクスの第1稿そのものによってではなくて、口述筆記によってこれを清書したのによって編集していったと考えられる。草稿そのものを見ると、抜粋ノートとして書かれた部分と草稿として書かれた部分とがある程度区別できるのであるが、エンゲルスがこの点にどれだけ注意を払ったか、後述のように疑問がある。②エンゲルスが編集作業のあいだ、一貫してこの第5章を「銀行と信用に関する篇」と見ていたことは、彼の多くの手紙

から明らかである。こういう視点に立って第5篇を編集していったことはいうまでもない。このことに留意する必要がある。③ただし、エンゲルスが第5篇をそのようなものと見たのは、マルクスが彼にあてて書いた1868年4月30日付、同年11月14日付、その他の手紙の内容からみて無理からぬところがあったと考えられる。④1892年10月10日付クーゲルマンあての手紙によれば、この時点ではすでに現行版第25-35章の部分の章別を確定していたことがわかるが、1891年12月3日付カウツキーあての手紙を書いた時点では、エンゲルスはまだこれを確定していなかった。エンゲルスによる章別は、マルクスのなんらかのプランによって当初から与えられていたものではなく、エンゲルスが苦勞してつくりあげたものであろうと推測される。\*

\* 以上の点については、前掲拙稿、22-36ページを参照されたい。

〈編集作業でエンゲルスがやったこと〉 エンゲルスに多大の困難をもたらした第5篇の編集作業のなかで彼がどのようなことをしなければならなかったかということについては彼自身の序文のなかに記されているが、ここでは、それに付け加えて、いくつか具体的なことを紹介しておこう。①マルクスはこの第5章ではかなり多くの下線による強調をしているが、エンゲルスはこれらの下線のほとんどを無視して、自分の視点による強調をつけた。草稿を見る場合、この下線の部分に注目すると、マルクスがその部分を書くときに力点を置いていたのか、どういうことに注目していたのかが、ある程度推測できる。とくに、議会報告書からの引用などの場合には、まずこの下線が直接的な手がかりになる、どういう意味で重要である。②マルクスは、前後関係からちょっと離れたことを書く場合、よく大きめの角括弧で括っているが、エンゲルスはこうした角括弧をほとんど全部はずしてそのまま本文のなかに組み込むか、あるいはパーレンで置き換

えた。これもやはり、マルクスの草稿の筋道を迎えるのを難しくさせている面があると思われる。③エンゲルスは、もともとドイツ語に英語そのものがたくさん混じりこんでいる文章をドイツ語に直すだけでなく、英語の影響を強く受けたドイツ語(Anglizismus)に手をいれたのであり、このため、マルクスの文章に大幅に手を加えることになった。④マルクスの草稿には、たとえば議会委員会の証人にたいする嘲罵のさいのように、卑語、俗語に類する言葉が出てくるが、こういう言葉をエンゲルスは、慎重にひとつひとつ取り除いていったと感じられる。⑤エンゲルスの手入れの結果、原文の意味がまったく逆になってしまっているような場合も散見される。原文ではよくわかる文章が、現行版でよく意味がとおらなくなっている場合もある。⑥エンゲルスは、マルクスの草稿のいろいろなところをカットしたが、そのなかには、内容からみて不要だというところだけでなく、マルクスが1語を書き違えたために一見わからなくなっている文章のようなものも含まれている。\*

\* 以上の点については、前掲拙稿、36-43ページを参照されたい。

〈草稿第5章と現行版第5篇との対応〉 第5章の全体の構成と現行版のそれとのおおまかな対応関係については、付属資料の第1表を見られたい。6つの部分——以下、それぞれを節と呼ぶことにする——に付けられた、1, 2, 4, 5, 5, 6という番号のうち、3つめの4は、そのまえの2の本文のなかにある3という番号に引きずられてこう書かれたものであると推測されるので、ここでの4, 5は、3, 4と読んでいidaろうと思われる。そこで、第5章は、1, 2, 3, 4, 5, 6の6つの節から成っている、ということになる。このうち、第1節は第21章、第2節は第22章、第3(4)節は第23章、第4(5)節は第24章、第6節は第36章に、それぞれエンゲルスによってまとめられた。そして、他の諸節にたいして圧倒的なページ数を

占める第5節が、エンゲルスによって第25-35章に章別された。草稿では、「信用。架空資本」というのは、現行版の第25-35章に当たる第5節全体の表題であるが、エンゲルス版では、このうち最初の章である第25章の表題が「信用と架空資本」となっている。

エンゲルスは彼の序文のなかで、「第21章から第24章まではだいたい仕上げられていた」と書いているが、草稿と対比してみても、文章はかなり手がはいっているものの、配列は基本的には草稿どおりである。部分的には注を本文に組み入れたりしてはいるが、現行版の構成はほぼ草稿どおりだと言っていると思われる。

第6節については、同じくエンゲルスは、「先資本主義的なもの」(第36章)は完全に仕上げられていた」と書いている。じっさい、ここでは英語等々を使っているところが非常に少ないなど、文章にも気を配っているし、内容的にもかなりできあがっているように思われる。ただ、Werke版の617-623ページの部分と623-626ページの部分とは、草稿では逆になっている。\*

\*以上については、前掲拙稿、46-51ページを参照されたい。

〈第5節と現行版との対応〉次に、第5章のうち最大の節である第5節について。この第5節の「信用。架空資本」のおおまかな内容と現行版との対応は、付属資料の第2表にまとめておいた。この表の左端にあるのは草稿のページであるが、ほぼ4ページごとに入れてある横線は、フォリオ版全紙の切れ目を示している。325a-325bページと352a-352bページは、同じ1枚の全紙を半分に切ってできた2枚の半ぺらであり、これ以外は、すべて4ページの全紙が使われている。次に「草稿の内容」とした部分は、下線をつけた箇所を除いて、すべて報告書によるものである。見られるように第5節には、325aページと365ページの統計の見出しを除くと、328ペ

ージの「I」), 335<sub>1</sub>ページの「II」), 340ページの「III」), 352aページの「混乱」, 以外には見出し, ないし区分番号の類いは存在しない。\*

\* 以上の点については, 前掲拙稿, 51-56ページを参照されたい。

〈第25章〉 現行版の第25章に相当するのは, 草稿の317-321ページであるが, 草稿では3つの異なった性格の部分から成っている。第1は, 317ページの上半部と318ページの上半部とに書かれた, いわば草稿本文の部分である。現行版では, Werke版413ページから417ページの第2パラグラフまで——ただし, リーサム, ボウズンキット, トック, コクランからの引用を除く——に当たる。第2は, この本文につけられた, 317ページの下半部から319ページにかけて書かれている, 諸種の注である。第3は, 318-321ページにかけて, さまざまな事柄について書かれている, いわば雑録とでもいうべき部分——以下, 「雑録」と呼ぶ——である。注の1部は, 雑録部分のなかに追加的に書かれている。なお, エンゲルスは, 「第25章と第26章では, …… 他の箇所で見いだされた材料の挿入が必要だった」と書いているが, 具体的には, 第25章の最後のI-Vの部分のうち, I, IV, Vの3つはほかのところからもってこられたものである。これらの挿入を含めて, エンゲルスのこの章の編集作業には, この章を「信用と架空資本」としてまとめる意志が働いたように感じられる。\*

\* 第25章に当たる部分については, 前掲拙稿, 72-77ページ, 「同(中)」, 「同(下)」(『経済志林』, 第51巻第3号, 1983年, および, 同第4号, 1984年)で立ち入って紹介・検討したので, ここでは以上にとどめる。なお, 第25章冒頭のパラグラフは, 草稿では次のようになっている。

「信用制度とそれが自分のためにつくりだす, 信用貨幣などのような諸用具との分析は, われわれの計画の範囲外にある。ここではただ, 資本主義的生産様式一般の特徴づけのために必要なわずかの点をはっきりさせるだけでよい。そのさいわれわれはただ商業信用だけを取り扱う。この信用の発展と公信用の発展との関連は考察しないでおく。」(草稿, 317ページ)

一見して気づかれるように, エンゲルスは「分析」を「詳しい分析」に, 「商

業信用」を「商業信用と銀行信用」に変更したのであった。ここでの「商業信用」の意味については、前掲拙稿（下）、49-60ページを参照されたい。

〈第26章〉 エンゲルスは、草稿の321ページの上端に「貨幣資本の蓄積とそれが利子率に及ぼす影響」とあるのを、ここから325bページまでの部分の表題だと考えたようで、この部分を使って、「貨幣資本の蓄積。それが利子率に及ぼす影響」という表題のもとに第26章をつくった。しかし、実際にはこれは、前出の雑録中の1項目の小見出しであるとみられる。第26章のうち、ノーマンの批判から始まる部分は、この見出しを主題として書かれたものではないであろう。マルクスはここで、ノーマンおよびオーヴァストウンの謬論を抜粋しながら、そこから見られる、貨幣資本と現実資本との資本と貨幣との、流通手段と支払手段との、意識的・無意識的混同ないし無区別、そしてこれらのことから生じる、恐慌や銀行法や銀行経営のあり方について愚論、さらにこれらの謬論がそれに基づいている銀行業者的立場、これらのことを根本的に突いているものであり、その内容を大きく言えば、「通貨学派的「論理」とその混乱」とでもなるのではないかと考えられる。ノーマン批判の直前までは雑録が続いているのであり、そのなかには、エンゲルスが省いた、「資本の価値」、「通貨、貨幣、資本」という小見出しをもつ引用も見受けられる。エンゲルスのこの誤認は、第5節の表題「信用。架空資本」を、第25章に当たる部分だけへの表題として取り扱うことに導いたのではないとも考えられる。なお、325a-325bページの統計表は現行版には収録されていない。\*

\* 以上については、前掲拙稿（上）、56-60ページを参照されたい。

〈マルクスのページの使い方〉 ここでは、草稿におけるマルクスのノートの使い方について一言する。第2表の草稿ページで頭に\*をつけてある諸ページは、その他のページと違う使い方がなされている。マルクスは



普通、原稿の本文を書いていくときには、ページの上半部だけを使い、下半部は注や追加のために空けておく。ところが、\*をつけた諸ページでは、ページの下半部を空けないで下の方まで使っている。これは、原稿としてではなくて、のちに利用する材料を抜粋していくようなときの使い方である。352a-352j ページの「混乱」、361-364、369-371ページの議会委員会証言からの抜粋、348、350、365-368ページの統計とその分析などでは、この使い方が行われている。

〈第26章の挿論的性格〉 さて、第26章に用いられた、ノーマンとオーヴァストウンとの批判の部分(322-325bページ)は、じつはこのようなページの使い方で行われている。このことから考えられるのは、この部分は、第25章の本文の部分や、後続の第27章に用いられた部分にたいして、いわば「挿論」とでもいうべき位置を占めるものではないか、ということである。もしそのように見ることができれば、第5節の本文は、第25章の本文部分に第27章が続くということになり、さらに第27章をかりにひとつの「覚え書き」とみるとみなすとすれば、第25章での「総論」にたいする「本論」として書かれたのは、現行版では第28章以降に当たる部分、すなわちⅠ)、Ⅱ)、Ⅲ)の番号がつけられている現行版第28-32章の部分と、第34章「貴金属と為替相場」に使われた部分、ということになる。

〈第27章と第28章〉 第27章「資本主義的生産における信用の役割」は「ほとんど原稿どおりでよかった」(エンゲルス)とされており、じっさい、その構成は草稿どおりとなっているが、個々の文章には多くの手が増えられており、なかには見過ごすことのできない変更も見受けられる。\* 第28章は、マルクスが、「Ⅰ」という区分番号を与えているところで、銀行学派による通貨と資本との区別を批判している。この章では「あちこちで配

列を変えなければならなかった」とエンゲルスが書いているが、ここには、貨幣の前貸と資本の前貸に関する箇所、エンゲルスがマルクスの文章の「関連が理解しにくい」ので「新しく書き換えた」部分が含まれている。そこでエンゲルスが削除した部分は、量的にはたいしたものではない。

- \* そのなかの1つは、現行版でI—IVの4つに分けられているうち、ⅢとⅣとが草稿ではⅢとしてひとつになっていることであり、またひとつは、前後の展開の理解に示唆を与える周知のパラグラフが次のようになっていることである。——「これまでわれわれは主として信用制度の発展〔そしてそれに含まれている資本所有の潜在的な廃止〕を、主として生産的資本に関連して、考察した。いまわれわれは、利子生み資本そのもの〔信用制度による利子生み資本への影響、ならびに利子生み資本がとる形態〕の考察に移るが、そのさい総じて、なお若干のとくに経済学的な論評を行なわなければならない。」(草稿、327ページ)

〈第29章、「架空資本」の意味〉 第29章「銀行資本の諸成分」は、草稿では「Ⅱ」とされている部分からまとめられた。エンゲルスが「ほとんど原稿どおりでよかった」としているように、じっさい、次の第30章に当たる部分から1箇所がここにもってこられているだけで、あとは草稿の順序どおりになっている。ここでの主題は、銀行業者の *monied capital* の大部分は純粹に架空なものであること、「架空資本」であること、を示す点にあったと考えられる。マルクスはこのなかで、さまざまな視点から「架空資本」と呼ばれるべきものを明らかにしている。注目されるのは、マルクスがここではじめて「架空資本」という言葉を使っている、ということである。これ以前では第25章のなかでリーサムからの引用のなかに1箇所出てくるだけである。第5節の表題「信用。架空資本」のうちの「架空資本」というのは、信用というものはそもそも架空なものであるとか、あるいは、信用制度という本質的に *Schwindel* の機構であるといった意味のものであるのか、大いに疑わしい。もちろん、それは事実であり、大切なことで

はあるが、この表題における「架空資本」は、この「Ⅱ」でマルクスが論じている「架空資本」とかかわらせて理解されるべきであり、もっとも限定された意味のものと考えられる。この点から見ても、エンゲルスが第25章に「信用と架空資本」という表題を選んだのは、見当違いであったということになる。\*

\* この点については、前掲拙稿、60-72 ページを参照されたい。なお、エンゲルス版に取り入れられなかった次の記述は、かなり重要ではないかと考えられる。——「架空資本（利子付証券）と、銀行券、銀行業者の手形、等々によって形成される信用資本〔つまり、あるやつが信用そのものをふたび、彼が売る商品にする場合〕とを、区別しなければならない。」(草稿、364ページ) ここで「信用資本」と言われているのは、銀行業者が他人資本＝銀行業資本 (banking capital) を貸付ける場合である。ここではそれを、利子付証券の形態で存在する銀行業者の資本とは区別しなければならないとし、後者を「架空資本」として前者と対比しているのである。

〈第30章と第31章〉 第30章「貨幣資本と現実資本Ⅰ」は、エンゲルスが「ここからはんとうの困難が始まった」としている部分である。彼はこう書いている。「ここからは、引用文から成っている材料を正しい順序に置くことだけではなく、たえず挿入文や脱線などに中断されながらまた別の箇所ではしばしばまったく付随的に続けられている思想の進行を正しい順序に置くことも必要だった。こうして第30章は入れ替えや削除によってできあがり、この削除されたもののためには別の箇所で使いみちが見いだされた。」このなかで言っている「入れ替え」にあたるのは、Werke版の496ページの9行目から502ページの8行目までと、502ページの10行目から505ページの3行目までとの入れ替えが最も大きいものであり、「削除されたものための使いみち」としては、草稿の341ページから、第33章の冒頭部分がつくられたことをあげることができる。その次の第31章「貨幣資本と現実資本Ⅱ」は、「ふたたびかなりよくまとめて書き上げてあった」と

されている。しかし、実際には、第31章に劣らず、草稿との対応はこみいっており、置き換えや削除も多い。

〈『混乱』〉草稿でこれに続くのが、「混乱」という表題をもつ、『銀行法委員会報告』1857年および『商業的窮境』1984年からの抜粋の部分である。この部分の性格についてエンゲルスは、「そこでは、ことに貨幣と資本、金流出、過度投機などに関する23人の実業家や経済著述家の陳述がまとめられてあり、あちこちにユーモラスな短い傍注がつけてある。ここでは、貨幣と資本との関係について当時行なわれていたほとんどすべての見解が質問者なり答弁者なりによって代表されている」と書いている。これはまったくそのとおりであるが、これに続いて、「そして、貨幣市場でなにかが貨幣でなにかが資本であるかということについてのここで明るみにでてくる『混乱』を、マルクスは批判的に風刺的に取り扱おうとしたのである」とされているのは、やや狭い特徴づけのように思われる。マルクスはここで、さまざまな問題について、2つの議会報告書から取り入れようとするものをつぎつぎに抜き書きしていつているのである。この部分については、付属資料の第3表を見られたい。ここで、左端にa, b, 等々と書かれているのは、352a, 352bページ、等々の草稿ページである。その次に証人と証言番号、そして、現行版に組み込まれているものについて Werke 版のページ、それから質問者の名前をあげておいた。この質問者は、『銀行法委員会報告』1857年ではあげられているが、『商業的窮境』1848年では記録されていない。前者では、マルクスは、だれだれが質問のなかでこんな妙なことを言っている、等々のことを書いているので、質問者の名前も関係をもってくることになる。そこで、マルクスが質問者の名前に触れているところは、その名前の下に下線を付けておいた。こういうふうな引用をマルクスはずうっとやっているわけである。もちろん全文ではなくて、適

宜抜き書きし、場合によっては、要約をしている。証言番号に山形の角括弧をつけたのは、番号があるだけで、引用されていない証言である。パーレンがついているのは、要約となっているところである。この証言番号は、マルクスはときどき書き間違いをしており、また場合によっては書いていないことがあるが、この表では、議会報告書にあたって確かめたものを挙げておいた。このなかには、ところどころマルクスのコメントがはいっているわけであるが、ここでは省く。

〈第32-35章〉 このあと草稿では、「Ⅲ」の続き、すなわち現行版では第32章「貨幣資本と現実資本Ⅲ」となっている部分がある。エンゲルスは「かなりよく整理されて続いている」と書いているが、この部分は相対的に、ほぼ草稿どおりになっているとすることができる。現行版では、続いて第33章「信用制度のもとでの流通手段」と第34章「通貨主義と1844年の銀行立法」の2章があるが、これはじつは、上の「混乱」と、いわば第2の「混乱」とも言うべき、360-371ページの、『銀行法委員会報告』1857年および『商業的窮境』1858年からの抜粋の部分とを中心にして、そのほかのところからもってきて、エンゲルスがまったく独自に作り上げたものである。第2の抜粋部分についてエンゲルスは、「この篇のなかで触れているありとあらゆる対象に関する議会報告書からとった一団の新しい抜き書きに著者の長短の評言を混ぜたもの」と言っている。エンゲルスは、これに続く部分を原稿として書かれたものとは見なかったようで、「終わりのほうに行くにしたがって抜き書きも傍注もますます貨幣金属と為替相場との運動に集中されてゆき、ふたたび各種の補遺的なもので終わっている」としている。しかし、この372-380ページの部分は、本文を上半部だけに書く、というページの本来の使い方によって書かれている。この部分から、エンゲルスは第35章「貴金属と為替相場」をつくりあげたわけである。エンゲ

ルスが「各種の補遺的なもの」と呼んだのは、草稿の381-392ページの部分である。

〈通貨の前貸と資本の前貸との区別に関する1節〉 以下、追加的に2つのことに触れておきたい。ひとつは、付属資料に引用しておいた、草稿の362ページ——これは、前述のいわば第2の「混乱」にあたる抜粋部分のなかである——、現行版では第33章「信用制度のもとでの流通手段」の Werke 版546-547ページにみられる、通貨の前貸と資本の前貸との区別に関連して注目されている1節である。ここは、草稿の原文を見ることによって、今までの議論のなかで出ていたいくつかの問題に決着が付くのではないか、と考えているので紹介しようとしたものであるが、時間がなくなったので説明は省略する。

〈「銀行信用」について〉 もうひとつ。一般に商業信用と区別して「銀行信用」と呼ばれているのは、「銀行業者（媒介者としての）によって産業家や商業家にたいしてなされる貨幣貸付」であるが、現行版では、これにあたる言葉としては、「銀行信用」と「銀行業者信用」が使われている。ところが、この意味での「銀行信用」にあたる場所は、草稿ではすべて「貨幣信用」、monetary credit あるいは monied credit となっている。エンゲルスが「貨幣信用」を「銀行信用」に変えたのである。「銀行信用」という言葉を使うべきではないとはいささかも思わないが、マルクスの草稿に関する限り、「銀行信用」という言葉が信用論でのキー・ワードになってはいないのである。\*

\* この点については、前掲拙稿（下）、60-64ページを参照されたい。

＜付属資料＞

第1表 第3部第1稿第5章とエンゲルス版第5篇との対応

第3部第1稿	エンゲルス版
<p>第5章。利子と企業利得（産業利潤または商業利潤）への利潤の分裂。 利子生み資本。〔Fünftes Kapitel. Spaltung d. Profits in Zins u. Unternehmungsgewinn. (Indust. od. Comm. Profit). D. Zinstragende Capital.〕</p>	<p>第5篇 利子と企業者利得とへの利潤の分裂。利子生み資本〔Fünfter Abschnitt: Spaltung des Profits in Zins und Unternehmungsgewinn. Das zinstragende Kapital〕</p>
<p>1) 〔表題なし〕 (<i>Ms. I</i>, S. 286-295)</p>	<p>第21章 利子生み資本〔Kap. 21: Das zinstragende Kapital〕(<i>MEW</i>, Bd. 25, S. 350-369)</p>
<p>2) 利潤の分割。利子率。利子の自然率。〔2) Theilung d. Profits. Zinsfuß. D. natural rate of interest.〕(<i>Ms. I</i>, S. 295-300)</p>	<p>第22章 利潤の分割。利子率。利子率の「自然」率〔Kap. 22: Teilung des Profits. Zinsfuß. „Natürliche“ Rate des Zinsfußes〕(<i>MEW</i>, Bd. 25, S. 370-382)</p>
<p>4) 〔表題なし〕 (<i>Ms. I</i>, S. 300-312)</p>	<p>第23章 利子と企業者利得〔Kap. 23: Zins und Unternehmungsgewinn〕(<i>MEW</i>, Bd. 25, S. 383-403)</p>
<p>5) 利子生み資本の形態における剰余価値および資本関係一般の外面化。〔5) Veräußerlichung d. Mehrwerths u. d. Capitalverhältnisses überhaupt in d. Form d. Zinstragenden Capitals.〕(<i>Ms. I</i>, S. 312-316)</p>	<p>第24章 利子生み資本の形態における資本関係の外面化〔Kap. 24: Veräußerlichung des Kapitalverhältnisses in der Form des zinstragenden Kapitals〕(<i>MEW</i>, Bd. 25, S. 404-412)</p>
<p>5) 信用。架空資本。〔5) Credit. Fictives Capital.〕(<i>Ms. I</i>, S. 317-392)</p>	<p>第25—35章〔Kap. 25-35〕(<i>MEW</i>, Bd. 25, S. 413-606)</p>
<p>6) 先ブルジョア的なもの。〔6) Vorbürgerliches.〕(<i>Ms. I</i>, S. 393-404)</p>	<p>第36章 先資本主義的なもの〔Kap. 36: Vorkapitalistisches〕(<i>MEW</i>, Bd. 25, S. 607-626)</p>

第2表 草稿第5章5) とエンゲルス版第5篇第25—35章との対応

草稿ページ	草稿の内容	エンゲルス版の区分と表題	
317 } 318 } 注 —本文— 319 }	信用制度の2つの側面とそれ ぞれの基礎。貸付可能貨幣 資本の源泉。貸付の諸形 態。銀行業者が取扱う信用	第25章 信用と架空資本 → ◦352 b から。 → ◦361, 369, 307から。	
*320 } —雑録			
*321 }			
*322 }			
*323 }	(挿論) 通貨学派の「論理」とその混乱	第26章 貨幣資本の蓄 積。それが利子率に及 ぼす影響	
*324 }			
*325 }			
*325 a } 「イングランド銀行の割引率、地金、銀 *325 b } 行券」(統計)			
326 } 327 }	資本主義的生産様式の発展における信用 制度の役割	第27章 資本主義的生産 における信用の役割	
328 } 329 } 330 } 331 } I) 銀行学派による通貨と資本との区別 332 } の批判 333 } 334 }		第28章 流通手段と資 本。トックとフラ トンとの見解 → ◦335から。 → ◦385から。	
335 }			
336 } II) 銀行業者ま貨幣資本の大部分は純粹 337 } に架空なものである 338 } 339 }			第29章 銀行資本の成分 → ◦「欠番」から。
340 }			
(欠番) 341 } 342 } 343 } III) 貨幣資本と現実資本——両者の増減 344 } (前者の蓄積、プレトラ、欠乏、後者 345 } の蓄積、過剰、不足)のあいだの関連、 346 } および、それらと国内の貨幣量との関 347 } 連	第30章 現実資本と貨幣 資本 I → ◦347から。		
*348 (統計あり)		第31章 現実資本と貨幣 資本 II (続き)	



349	*350 (統計あり)	}	}	
351				
352				
*352 a	「混乱」——『銀行法委員会報告』1857年および『商業的窮境』1848年からの抜き書き	}	}	第32章 貨幣資本と現実資本Ⅲ (結び)
*352 b				
*352 c				
*352 d				
*352 e				
*352 f				
*352 g				
*352 h				
*352 i				
*352 j				
353	Ⅲ) の続き	}	}	第33章 信用制度のもとの流通手段 ○352 a, d, e, f, h, j から。 ○361, 362, 363, 364 から。 ○369, 370, 371から。 ○その他: 341, 348; 376, 377, 381, 382 から。
354				
355				
356				
357				
358				
359				
360	『銀行法委員会報告』1857年からの抜き書き	}	}	
*361				
*362				
*363				
*364	「地金の輸出入」 (統計とその分析)	}	}	第34章 通貨主義と1844年の銀行立法 ○352 <sup>1</sup> b, c, d, f, g, h, i, j から。 ○360, 361, 364から。 ○370から。 ○その他: 374から。
*365				
*366				
*367				
*368	『商業的窮境』1858年からの抜き書き	}	}	
*369				
*370				
*371				
372	地金の蓄蔵と流出入。ブルジョアの体制における中央銀行の地金準備の意義	}	}	第35章 貴金属と為替相場
373				
374				

375	銀行券流通高, 地金流出入, 割引率などの関連と運動 (『銀行法 委員会報 告』1857 年から)	地金の流出入は為替相場に直 接影響するが, 商品形態で の資本輸出入はそれに影響 しない	第1節 金準備の運動 → ○352 f, i から。 → ○381から。 第2節 為替相場 → ○352 b, c, e から。 → ○381, 382, 391から。
376			
377			
378			
379			
380	雑録——『銀行法委員会報告』1857年, 『エコノミスト』, その他の文献から の抜き書き		
*381			
*382			
383			
384			
385			
390			
391			
392			

第3表 「混乱 [D. Confusion]」

*B. A. 1857*			976	Wilson
a-	Mewmarch MEW.	questioner	Newmarch	
	<1357> 573	Lewis	1364	Lewis
	<1358> "	"	J. S. Mill	
	<1366>	"	2172	Weguelin
	1426 555	"	2171	"
	<1468-71>		2176 590	"
	1476	<u>Weguelin</u>	2182 590	"
	1477	"	2184 590	"
	1563 557	<u>Wilson</u>	Hubbard	
	1564 557	"	2400 565	Lewis
	<1568-73> 558		2402 565	"
	1573	Weguelin	c- Appendix,	
	(1702) [585 Fn.]	Wilson	p. 290/291 566	
	(1741) 539	"	2400 567	Lewis
	1747 539	"	2545 590-591	Weguelin
	(1749) 539	Wilson	2565 591	"
	(1752) 539	Lewis	2566 591	"
	1797 [594]	Weguelin	2572 591	"
	1802 [595]	Wilson	2573 591	"
	1804 [596]	<u>Wilson</u>	2614	Wilson
	<1818 sq.>	<u>Wood</u>	2844	Vance
	1868 [557]	<u>Wood</u>	d- Norman	
	1889 [557]	"	3295	<u>Wilson</u>
	1896	"	Alexander	
	1938 599	<u>Wood</u>	4330 428	Cayley
b-	1947	<u>Lewis*</u>	4331	"
	1948	"	4337 567	"
	1959	Hildyard	4338 567-568	"
	1961	<u>Lewis*</u>	4344 568	Hildyard
	<1988, 1989 sqq.>	Baring	4348	"
	1994	<u>Baring</u>	4349	"
	J. S. Mill		Chapman	
	2031 571	Lewis	5075	Wilson
	2066 571	Baring	5076	"
	Weguelin		5078	"
	311	Gladstone	(5117-19)	"

(5121)		"	5146	549	"
(5120)		"	5147		"
5126	547	Wilson	5148	549	<u>Wilson</u>
5127	547-548	"	5156	550	Lewis
5129	548	"	5157	550	Hankey
5130	548	"	5159	550	Lewis
5131	548	<u>Wilson</u>	5161	550	Weguelin
5133	548	"	4926		Lewis
5134		"	4928		"
5135		"	4929		"
5136	548	<u>Wilson</u>	4994		Wilson
5137	548	"	5046	554	"
e- 5138	548	"	5054		"
5139	548	"	5057	589 Fn.	"
5140	549	"			
5141	549	"			
5142	549	"			
5143	549	"			
5144	549	<u>Wilson</u>			
5145	549	"			

< > — 番号のみ  
 ( ) — 要約  
 [ ] — Ms. の他の個所から取られている。  
 下線 — Questioner に言及。  
 \* Cardwell と誤記。

*C. D. 1848*			1966	2006	
f- Tooke		Gurney	1967	2008	
2996	584	1116 543	1968	2010	
2997	584	1253	1971	2011	
2998	584	1260	1972	2013	
3000	584	Glyn	1973	2014	
3001	584	1761	1985	2016	
3003	584	1788	1975	h- 2017	
3010	572	1789	g- 1988	2018	
3015	572	1843	1992	2020	
3022	572	Wylie	1993	2021	568
3023	572	1956	1994	568	2023 568
3028	572	1958	1996	568	2026 569
3035	572	1960	1998		2051
3040		1961	1997		2097 569
3058	572	1963	2000	568	2098
3118		1964	2002	568	2102 569

2134	569	830	573	1020	575	3448	541
2163	569	836	573	1022	575	3450	578
2196	569	838	573	1029	575	3549	
<b>Brown</b>		897		1023	575	3550	
2273		900		1059	421(E.)	<b>Anderson</b>	
2300		906	573-574	1063		3578	541
2301		950		1064		3588	578
2304		968	574	1065		3590	578
2326		996	574	1060		3595	542
2342		999	574	<b>Kennedy</b>		3596	542
i- <b>Morris</b>		992	574	3375	578	3598	542
137	584	994	574	3376	578	3599	542
147	584	1003	574-575	3446	541	3600	542
<b>Palmer</b>		1004	575				
684	584	j- 1018	575				
825	573	1019	575				

C. D. 1848では Questioner は明らかにされていない。

<第3部第1稿362ページの、通貨の前貸と資本の前貸との区別に関連する1節> エンゲルス版 (Werke 版, 546-547ページ) ではどのように手が加えられているかを注記する。

「通貨の発行と資本の貸出との区別は、現実の再生過程のところで最もよく現われてくる。われわれはそこで1)、生産のさまざまな成分がどのように交換されるかを見た。しかし交換は貨幣によって媒介されている2)。たとえば可変資本の実体は、事実上は3)労働者の生活手段であり、彼ら自身の生産物の一部分である。しかしそれは、彼らに(少しずつ)4)貨幣で支払われてきたものである。この貨幣は資本家が前貸ししなければならないのであり、また彼が、前の週に自分が支払った古い貨幣で次の週にふたたび新たな可変資本を支払うことができるかどうかは、信用制度の組織によるところが大きい。資本5)のさまざまな部類6)(たとえば不変資本と生活手段のかたちで存在する資本)7)のあいだの交換8)の場合にも同様である。しかし9)、資本の10)流通のための貨幣は、11)一方が、また双方が持分に応じて12)、前貸ししなければならない。前貸しされたのちこの貨幣は流通のなかに留るが、13)つねにふたたび、それを前貸しした人の手に帰ってくる。というのは、この貨幣は彼にとっては(自分の生産的資本以外の)余剰資本の投下だからである14)15)。発展した信用制度のもとでは貨幣は諸銀行の手に集中されているのであって、ここでは、少なくとも(名目的には)16)貨幣を前貸しする者は、銀行である。この前貸しは、流通のなかにある貨幣に関係があるだけである。それは通貨の前貸であって、それが流通させる諸資本の前貸ではない。」

- 1) ここに、「(第2部第3篇)」を挿入。
- 2) この1文は削除。
- 3) 「事実上は (faktisch)」→「物的には (sachlich)」
- 4) 「少しずつ」の前後の括弧を削除。

- 5) 「資本」→「一つの社会的総資本」
- 6) 「部預 (Categorien)」→「成分 (Bestandteilen)」
- 7) 「(たとえば不変資本と生活手段のかたちで存在する資本)」→「たとえば消費手段と消費手段の生産手段」
- 8) 「交換」→「交換行為」
- 9) 「しかし」を削除。
- 10) 「資本の (dessen)」→「それらの (ihr)」
- 11) ここに、「すでに見たように、交換者の」を挿入。
- 12) 「持分に応じて」を削除。
- 13) ここに、「交換が終われば」を挿入。
- 14) 「彼にとっては (自分の生産的資本以外の) 余剰資本の投下だから」→「彼によって自分が現実に運用している産業資本以上に前貸されたのだから」
- 15) ここに、「(第2部第20章を見よ)」を挿入。
- 16) 「名目的には」の前後の括弧を削除。

## <討 論>

飯田裕康 (コメンテーター)「61~63年草稿」や第2部第1稿などのような「新たな知見」を前提したとき第5篇にどのような新たな接近が可能なのか、いまいったいどれだけのことを第5篇について考えることができるのか、述べてみたい。

ひとつは、従来、「61~63草稿」のノート第15冊の「収入とその諸源泉」では、資本物神の展開をひとつの軸にした利子生み資本論が展開されいとされてきたが、この部分では、たんに利子生み資本の範疇的な展開だけにとどまらない、いわば信用制度論に踏み込んだ議論がなされていることを評価してみる必要があるのではないか。

もうひとつ、「収入とその諸源泉」のなかに資本の流過程に関する記述がしばしば顔を出していること、とりわけ信用制度のもとで現われてくる貨幣資本と、資本の流過程のなかで資本が取る形態としての貨幣資本との関連がすでにここでしばしば言及されていることは、注目しておいていいのではないか。

さらに、「収入とその諸源泉」のなかでマルクスは信用の意義について、第1に、信用が利潤率の均等化を媒介するという点、第2に、資本が流通過程で経なければならぬ諸変態を短縮しようとする不断の試みが信用によってなされるということ、第3に、信用制度のもとでの資本の蓄積の問題、この3つを挙げている。現行版の第27章では「信用制度の役割」が4つに分けられているが、かりにその第3と第4を一括してとらえることが可能だとすると、この3つの意義と重なってくるのではないか。前者が後者にどう受け継がれていったか、またどのように変貌されたか、たとえば、蓄積とされていたところが、株式会社の形成と株式資本というふうになり、かなり問題が特定化されていることをどう考えたらよいのか、といったことが問題になってくるであろう。

これは、21～24章のいわゆる利子生み資本論とそれ以降展開される信用制度論との関連という問題にたいしても一定の寄与をなしうる問題ではないか。というのは第1に、「61～63年草稿」では、利子生み資本の問題を資本関係の外面化として説き、最後に利子生み資本という運動形態をとる貨幣資本が階級共同の資本として現われてくる、という指摘で終わり、その指摘を受けて信用の意義が問題にされるのであり、しかも、現行版のほうでは、第25章のなかですでに、この階級共同の資本という考え方を前提にした議論が展開されているということがあるからである。第2に、「収入とその諸源泉」のなかでマルクスは、資本の完成された形態、いわばその資本のもとで成立する最高度の物神崇拜を、ひとつはそれが物、Ding になっているということでもとらえているが、もうひとつはそういうものがつくりだす形態はすべて擬制的なものなのだ、ということ述べている。これは必ずしも利子生み資本に限定しているわけではない。資本が最高度に物象化され、物になったときに取る形態は、おおまかにいえばすべて擬制的な形態だと考えていい、と取れるところがある。1節から4節までの展開と第5節との関連が、やはり問われていいのではないか。

25章、26章の部分は、21章から24章までの、とりわけ24章での資本関係の外面化、あるいは最高度の資本物神の展開に対して、利子生み資本の運動部面としての信用制度が取るいろいろな形態がもつ共通な性格として擬制性ということ述べる部分であって、そのあと27章で信用制度にかんする4つの項目が出てくることになる、そういうふう草稿の展開を取ることができないであろうか。

それから、27章は、じつは、28章以降の、報告者が第5章の主要な内容とされる部分に対する非常に重要な導入部をなしていると思う。とりわけ、マルクスがその末尾で触れている、これまで信用制度の産業資本との関連で問題にしてきたが、これからは利子生み資本の関連で、利子生み資本の信用制度を問題にすると、ここで議論の展開にひとつの転換点が与えることをマルクス自身が言っている。こういう



転換を受けて、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、つまり現行の28, 29, 30章以降が展開されていったのではないか。報告者は、利子生み資本の信用制度、あるいは利子生み資本との関連で信用制度を問題にするということがもっている意味について、どのように考えているか。なお、私がアムステルダムで草稿を見たさいには、第28章部分の冒頭にどうしてもⅠという番号を見つけることができなかつたが、この点はどうか。

もうひとつ。報告書は、第28章以降こそが第5節の冒頭の表題「信用。擬制資本」での「擬制資本」の問題を展開している部分であり、またこの擬制資本の展開こそが28章以降の主要な論題だと言われた。たしかに、28章で擬制資本に、利子生み資本の最高の形態、最も倒錯した形態としての規定を与えていること、またこのことを強調していることは事実であるが、しかしマルクスがもっと強調したかった点は、信用と再生産との関連のなかで、貨幣資本の独自の蓄積が行われればとうぜんそこまで行きつかざるをえないということにあった。だからむしろ、「擬制資本」の規定を与え、いったんそれを貨幣資本という非常に広く取れる概念のなかから退けておいて、そして、貸付可能な貨幣資本、銀行資本のもとに集積されているような貨幣資本を、特定化してくるといような方向のほうが、強いのではないか。とりわけ第30章以降ではそういう議論が展開されていくのではないか。擬制資本が明確に出てくるのは29章と30章の前半部分だけだと思うが、たとえばそういう観点からすると、28章は、27章で、利子生み資本との関連で云々、と言っている問題とこの部分をつなげて取り上げるべきだろう。そこで、この28章には、擬制資本という観点からしたらどういう位置付けを理論的に与えることが可能なか、ということも明らかにしてもらいたい。

あと1点。33, 34章は、報告者の言うとおりに、エンゲルスによるものであろうが、ここで言われていることは、これ以前の、とりわけ、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、つまり現行の28-32章までのあいだで与えられていることとのあいだにいったいどんな理論的な関連性があるのか。従来の研究の動向というのは、どちらかという信用による流通手段の節約の方に力点が置かれていて、その銀行制度で節約されたものが、たとえば銀行に預金される、その結果として「信用による資本の創造」が行なわれる、というようなことにたいする評価が充分でないのではないか。信用制度が流通手段を節約することが、銀行制度の関連においては、他方で新たな貨幣資本の蓄積になるというような側面を、あわせて問題にしているのではないか。もしそういうところを評価すると、ここに書かれていることは、Ⅰ、Ⅱ、ⅢとりわけⅢのなかに含めて考えていい部分があるのではないか。

松井安信(司会者) 飯田氏の積極論にたいしてはいろいろ言いたいことがあるうが、時間がないので、それはなるべくおさえて草稿でこうなっている、という点にしぼって答えてほしい。

大谷 ① 第28章の最初にIと書いてあるかどうかだが、私の見たところ、確実に書いてある。ただしそれは、第2パラグラフの頭のところである。そこで私も、これがのちのIIとIIIとに対応するIであるのかどうか迷ったが、これ以外にII、IIIに対応するIが見つからない。また、現行版の28章の最後の2つのパラグラフは、草稿では、29章の部分が始まってその2番目のところにあるが、その最初に、Iについては次のことを云々、と書いている。そこでエンゲルスはこの部分を前にもってきて、28章のなかに組み込んだのだが、ここに、Iについては云々、と書いてあるのをみても、明らかに、それ以前のどこかからこままでがIとされているはずである。そしてそれはやはり、この28章のはじめころからと見るほかはなからう、と考えたわけである。

② 流通過程との関連については、この第5章が書かれたときにはまだ第2部の第1稿しか書かれていなかったということが重要ではないかと思う。第2部の第1稿と、第2稿およびそれ以降の諸草稿での展開とのあいだにはいろいろな意味での落差があるから、このことを考慮したうえでいろいろなことを考える必要があるのではないか、と思う。

③ 第27章は、現行版では4つに分けられているが、草稿では、3と4が分かれていない、つまり、株式会社以降のところは、3としてひとくくりになっている。ご指摘のとおり、ここにこの3つの論点を書くというには、非常に理由があったと考えている。また、この部分は、ご指摘の「61～63年草稿」のなかでの記述とまったく対応するものだと思う。さらに付け加えれば、最後の「6. 先ブルジョワ的なもの」のなかにも、これに完全に対応するものが書かれている。この3つの視点というのは非常に重要な視点だと思っている。

④ 報告で私が言ったのは、28章以降の主題が架空資本となっているということはない。そうではなくて、第5節の表題にある「架空資本」がなにを意味するのかと言えば、それは草稿との関係では、なによりも29章に出てくる「架空資本」が考えられなければならないのではないかと、いうことである。だから、28章以降のところ全体として架空資本を論じていると考えてはいない。また、28章ではまだ、架空資本については触れていないと考えている。

⑤ III、つまり30～33章での中心問題は、エンゲルスの表題どおり、monied capital と real capital との関連である。マルクスの草稿では、貨幣資本は monetary capital と書いてあるところもあるが、ほとんど monied capital である。monied でなくて moneyed となっているところもある。マルクスは、第5章の最初から、独自の意味での貨幣資本を monied capital と呼んでいる。Geldkapital という言葉は、資本が循環過程においてとる1形態としての貨幣資本について使っている。そして、このIII以降のところは、まさにこの monied capital、つまりIIの最初のところと言って

いるような、「利子生み資本という意味での monied capital」と real capital との関連が問題になっているのである。この monied capital にたいする real capital の real は、たんに wirklich という意味での「現実的」ではない。これには、実体的というか、物的というか、そういうニュアンスが非常に強い。第2部第1稿での「再生産の real な諸条件」とか、また「資本による労働の reell な包摂」というような場合の real や reell でもそうであろう。エンゲルスは、ここでの real capital を wirkliches Kapital と直しているの、現行版では、マルクスの用語のニュアンスが読み取れなくなっている、ということをつけ加えておく。

三宅義夫 ① 報告者はレジюмеで、〈第5章の冒頭のところでエンゲルスは「分析」を「詳しい分析」に変更した。この手入れによって、マルクスが「信用制度の分析」それ自身がプランの範囲外だと言っていたものが、分析はするが詳しくはない、という趣旨に変わった。「信用。架空資本」という表題の直後に書かれたこの断わり書きのもつ意味は重いのではないかと、言うが、資料の3ページ、草稿の317～318ページ、この最後のところで、マルクスは「種々の特殊な信用用具は……これ以上詳しく考察する必要はない」、と書いている。そうすると、最初のところでは言っていた、「分析」という言葉の意味がどうということかということになるわけだが、Analyse という言葉について、どう考えるか。私は、Analyse というのは、およそ「詳しい分析」というように、詳しい、というのを入れても入れなくても同じものだろうと思っているわけだ。

② 資料で紹介されている、草稿362ページの文章の意味について、『資本論辞典』では、この文章の意味がはっきりしない、と書いたが、10何年かまえにソヴィエトで、解説されたこの部分を見た。この英語ではいつている1行目、2行目のところをみると、この問題というのは、トック、フラートンが提起していた問題であることがはっきりするので、そういうふうな観点で読んでみると、この文章の意味がよく通ずるように思った。

報告者が翻訳をしているところで、「流通手段の支出」を消して「通貨の発行」としているが、これは、エンゲルスの独訳では、issue というのが Ausgabe となっているのであり、Ausgabe は発行と訳してさしつかえないのだから、それを支出と訳したものがもとと誤訳なので、これは誤訳という意味での訂正となるのではないか。それから、circulation とあるところだが、circulation と currency というのは、ふつう同じに使うことがよくあるけれども、ドイツ語にするとこれは、Zirkulation なので、Zirkulation というのは、-mittel を省略したということがあるので、したがってこれは、エンゲルスの独訳が、必ずしも間違っていたようには、言えないものではなからうか。

要するに、こここのところでは、英文を挿入することが必要だったのを、抜かして

いた、というところが、編集上のミスだったのではなからうか、と思われるがどうか。

大谷 ① 第5節の最初の文章をどう読むか、私にはまだよくわからないところがあるが、たしかに三宅先生が言われるように、言葉でこう言っているからこうだと決めてしまうわけにはいかない。しかしなおかつ、「信用。架空資本」という表題を付けてこれからそれを書き出そうとする、その最初のパラグラフでこう言っている、これはいったいなにを意味しているのかということになると、ここから読み取れるのはやはり、『資本論』の本来の対象としては信用制度は取り扱わない、という考えが、この時点でもマルクスにはあったということではないだろうか。したがってそのすぐあとに、「資本主義的生産様式一般の特徴づけに必要なわずかの点をはっきりさせるだけでよい」、この限りでここで信用について触れる、ということが続くのである。しかし、第5節のこのあとの展開を内容的に見ていくと、マルクスは実際には、この限度を大きく超えていった。そこで、書き上げられたものには、事実上、銀行制度、信用制度について、多くのことが書かれていることになった。このような第5節を信用制度、銀行制度の篇だと読むことに必ずしも無理はない。だからこそマルクスは、エンゲルスへの手紙でも、第5章について、「利子生み資本。信用制度」と書いたわけである。これは、草稿を書く前にはなくて、書いてしまった後に、すでに書き上げたものについて言っている、と見ることができる。したがって、この第5節の冒頭を書いたときにマルクスが信用制度の問題を『資本論』全体のなかでどのように扱おうとしていたか、というふうに問題を立てたならば、やはり、競争と信用——この信用は信用制度と読み替えて——は『資本論』の枠外にあると考えつつ書き始めた、ととることができないのではないか、と思っているわけである。

② 「支出」を「発行」に直したが、これはもともとそう訳されるべきものだったと考えている。それから、通貨と流通手段だが、マルクスが currency と言っているときには、通貨と訳したい。circulation は、通貨量、通貨発行量という意味の場合もあるので、流通と訳したほうがいい場合と、通貨と訳したほうがいい場合と、通貨量と訳したほうがいい場合とあると思う。そこでここでの circulation をどう訳するかだが、流通手段というような規定的な言い方よりも、通貨と訳したほうがいいのではないか、と考えてそうしたので、これは誤訳を直したというわけではない。

③ これに関連して、私が報告で、この部分の原文によってこれまでの議論の一部に決着が付くのではないかと言った点に触れておきたい。第1に、そこに見られるように、2行目のところに、エンゲルスが省いた「しかし交換は貨幣によって媒介されている」という文がある。従来の議論の一部に、この直前の1文——「われ

われはそこで、生産のさまざまな成分がどのように交換されるかを見た」——でマルクスは、第2部の再生産論で流通手段の前貸と資本の前貸との区別を書いた、と明示的に述べている、という解釈があった。しかしこの原文によるかぎり、直前の文で「見た」と言っているのは、生産の諸成分が相互に交換される、その仕方のことであって、そのなかで貨幣がどのような役割を果たすか、貨幣のもっているさまざまな規定性と資本の規定性、それがどのように違うかということまで「見た」と言っているわけではない、と考えられる。第2に、この中ほどのところ、現行版では「社会的資本のさまざまな成分のあいだの交換行為」云々、というところがあるが、これは、草稿では、「資本のさまざま部類（たとえば不変資本と生活手段のかたちで存在する資本）のあいだの交換」、というふうに、資本に限定して書かれている。そうすると、そのすぐあとのところで、訳では「これらのものの流通のための貨幣は」となっている部分だが、これは原文では *dessen Cirkulation* であって、この *dessen* は明らかに資本を指すことになる。つまり、「資本の流通のための貨幣は」ということになる。もちろん、それ以外の、所得の流通のための貨幣も、資本家が前貸しなければならないということはあるわけだが、少なくともこの文章ではそのことは書かれていない。そこで第3に、その関連で最後のところの、「それは通貨の前貸であって、それによって流通させられる諸資本の前貸ではないのである」、という文章のなかの「諸資本」がなにを指すかと言えば、その前のところに書かれている、貨幣によって流通させられるさまざまな資本、I部門とII部門との資本、これだということにならざるをえない。この場合の資本と通貨との区別、が問題になっているわけである。したがってこの部分については、かつて三宅先生が『貨幣信用論研究』で、この部分は、銀行が前貸するものは社会的再生産の見地から見ればすべて通貨の前貸なのだ、それと現実資本の前貸とは違うのだ、とここで述べている、と書かれていたが、それはまさにその通りであったことがこの原文から読み取れるのではないかと考えているのである。

飯田 第25章の冒頭の文章では、商業信用だけがあって銀行信用という言葉がないという点だが、この場合の商業信用についても、拡張されていったというか。

大谷 私が言ったのは、〈信用制度の分析はプランの範囲外〉と言明されている点についてであって、商業信用については、また別の解釈が必要だと考えている。このすこしあとで *Handelskredit* という言葉も出てくるが、私は、ここでの「商業信用」という言葉も、普通銀行信用に対比させられている意味での商業信用よりもっと広い意味をもって使われていると思う。

深町郁弥 ① さっき触れられた、草稿の364ページでの記述で、「架空資本」のあとに括弧をして「利子付証券」と書いているが、これはどういう内容のものと考えているのか。これには手形ははいるか。たとえば、銀行の資産のなかにはいっ

ている bank acceptance のようなものはいるか。

② いわゆる57~58年度の草稿段階で「資本一般」と言われているものには、たとえば利潤率の均等化の問題ははいっていない。「61~63年草稿」を契機にしてはいつてくる。「資本一般」と言われているものの枠がちょっと広がってくる。その場合、資本が競争のなかで受け取る仮象、そういうものをもってくることによって、現実の資本主義社会のいろいろな諸形態を説明していく、資本の諸規定を展開していくが、その最後が利子生み資本ということになるだろう、と考えているが、この場合、「資本一般」と言われていたものと、第25章の冒頭の部分と、さらに第27章で言う「特殊経済学的な注意」、この3つのもののあいだの関連をどう考えるか。

大谷 ① 「利子付証券」というとき、商業手形のようなものを入れている場合がないとは言わないが、ここでのそれは、この第29章の、Werke版482~486ページでマルクスが使っている言葉と基本的に一致していると考えている。これは、第25章の、ちょうど417ページが始まるところに「各種の利子付証券や国債証券や株式にたいする前貸」とあるが、これらのものがここでの「利子付証券」にあたる、と考える。

② 「資本一般」との関係だが、時間がないので簡単に。もし『資本論』の段階で「資本一般」ということを言うとしても、それはこの段階では、「資本主義的生産の一般的研究」、「資本の一般的分析」というように、分析ないし研究が一般的なものである、という意味のものであり、これに対して、この外にあるのは「競争」なり「信用」なりの特殊研究、分析ということになるであろうと考えている。競争については、資料1ページの4にあげておいた、エンゲルスが現行版に取り入っていない箇所、第5章のなかのこの箇所、マルクスは、ここで考察することは「競争の Abschnitt」に属する、と書いている。つまりこの段階でも、『資本論』とは別に「競走の Abschnitt」を考えていたことは明らかである。さらに、このあとで書かれた1868年3月6日のクーゲルマンあての手紙のなかでも、「第2巻では、なかんずく土地所有も分析されますが、競争は、その他のテーマの取り扱いが必要とする限りで分析されるだけです」と書いている。「信用」については、1865年8月19日のエンゲルスあての手紙——これは、このころ第5章をやっていたということを示唆している手紙だが——のなかで、「ぼくはこの ganze Sauce に対する批判を eine spätere Schrift のなかで初めて与えることができるだろう」と書いている。これが、重要だと思っている。つまり、第5篇が信用を含むにしても、それとは独立してこうした「ごった煮の全部」を取り扱う1書を書こうと考えていたということ、そして、もしマルクスがそれを書くことができたとしたら、おそらくは第5章の草稿のなかに書いた非常に多くのものが、そのなかに移されたのではないか、考えら

れるのである。

飯田 ①「利子付証券」の問題だが、この引用の限りでは、報告者が答えられたようでいいが、ただ、マルクスの場合、「利子付証券」をもっと一般的に広く、貨幣資本の投下対象という意味で捉えているところがある。投下対象という規定をはずした利子付証券一般の問題と投下対象となっている利子付証券の問題とは規定上区別すべきだという気がする。もうひとつ、「手形と本質的に異なる利子うみ証券」という問題もあるが、この引用の部分はむしろそちらのほうに近いかなという感じがする。

② 「資本一般」という枠は「61～63年草稿」をひとつの契機にして拡大されてきている、と考えるが、では、それはどういう方向でか。たとえば、さきほど述べた信用の役割の第1の利潤率の均等化を媒介するということをマルクスはどのような意図で入れたかということだが、競争過程にたいして信用ないし信用制度が積極的に関与していくということ以上に、どういう条件があったら利潤率の均等化を媒介しうるか、と言うと、やはり利子生み資本という規定が重要だと思う。「階級共同の資本」というようなものが形成されなければ、すなわち、貨幣資本、monied capitalが、ひとつの独自のナカテゴリーとして成立しなければ、均等化の媒介といっても、理論的にすっきり解けないだろう、そういう限りで競争の問題が事実はいっているだろう、と思う。またたとえば、「61～63年草稿」のノート18冊、「貨幣の還流運動」のあとのところで信用の規定が出てくるが、その場合の信用の規定は、貨幣は、ひとつは再生産過程のなかで機能していくが、もうひとつは市場でものを売ったり買ったりするときに機能する。ところで再生産過程で機能する資本の観点からすれば、市場で売ったり買ったりするために使われる資本は節約しなければならない。それが信用制度の役割だ」ということであって、これと現行の『資本論』の規定、展開と比べてみると、これはもういまのような規定を越えているわけである。とりわけ27章の以降では、その範囲を逸脱しているところがあり、そういう部分は「資本一般」という意味ではどういつかめないだろう。いわゆる「貨幣資本蓄積論」として最近議論されているような問題は、どうてい「資本一般」の範囲では展開できない。それをプラン変更と言うか、「資本一般」の枠がとばらわれたというふうに表現するか、そのへんは若干ニュアンスが違ってくると思うが。

下平尾勲 現行『資本論』では、27章「資本主義的生産における信用の役割」の位置づけが非常に不鮮明である。どう読んでも、26章から28章につながっていくので、27章がないほうがすっきりするというふうに考えている。報告者は、現行『資本論』の第5篇を2つに分けるのに、27章までが前半、28章以降が後半、というふうに2つに分けるべきである、というユニークな問題提起をした。報告者が、とくにそういうふうに区分した理由はなにか。

大谷 そう言ったのではなくて、私はやはり、第5章はあくまでも、24章までにあたる4までのところと、25章以降にあたる5と、それから36章にあたる6とに分かれると思う。したがって、5のところは一体のものとして見る必要があると考えている。ただし、その5のなかをどう脱むかという点で、26章の部分については、これは、議会報告書からの抜粋と同じほどではないにしても、その程度に草稿性の強い部分だと考えられるのではないか。そうだとすると、この5のところは、草稿としては25章にあたる部分のすぐあとに27章にあたる部分がくる、ということになる。そういうものとしてこの5のところを見ていったら、新たな展望が開けないだろうか、ということを書いたのである。

武井 第25章の冒頭の文章での *commercieller Credit* について、これは、われわれが使っている「商業信用」というよりも、もっと広い意味で使われていると言われるのには同感だが、その場合、この *commercieller Credit* に対比させられているのは、「公信用」であって、この公信用と違うという意味での信用 という意味ではないだろうか。

大谷 そうだと思う。そういう趣旨できさほど申しあげた。そう考えなければ、辻褄が合わないのではないか、と思っている。



## 累積債務と今日のドル体制

小西 一雄 (立教大学)

本報告は、現在の「国際信用不安」の中心的内容をなす途上国の累積債務問題に係わる理論的諸問題のなかから三点をとりあげ、問題提起と若干の試論的展開を行なうものである。その基調は、金・ドル交換停止下での国際的信用供与網の展開をこの問題との関係でどのように把握するかということにある。

### 序論 若干の事実関係の確認

本論に入る前に若干の事実関係を（特に本報告第三章の前提として）再確認をしておきたい。

『世界開発報告（81年）』によれば、1970-80年に途上国の中・長期債務残高は対前年比伸率平均20.5パーセントで増加してきたが、実質ベースでは約10パーセントであり60年代の約12パーセントをむしろ下回っている。70年代の途上国のGNP伸率の若干の低下により対外債務の対GNP比率は70年代を通して上昇したが、財貨・サービス輸出に対する債務比率は70年代を通して、途上国全体としては、大きな変化はみられなかった。にもかかわらず近年債務問題が深刻化するにいたった要因は、いうまでもなく、債務の総量というよりは債務の質に大きな変化が、とりわけ第一次オイル・ショック以降、進展してきたからに他ならない。すなわち民間銀行に対する債務の絶対額・比率面における急増であり、またその一部中進国への集中である。

この対民間銀行債務の急増は、(74-77, 78年にかけて、インフレ下でのマイナスの実質金利という条件もあったとはいえ) 変動金利債務の増大をはじめとする融資条件の途上国側にとっての悪化をもたらした。途上国98カ国の公的債務のグラント・エレメントをみると、72年の27.7パーセントから81年の▲3.6パーセントへと変化しており、民間銀行分だけでみると72年の11.1パーセントから81年の▲20.4パーセントへと融資条件の悪化は一層顕著である(数値は World Debt Tables, 1982-83, から——以下同様)。その結果、純移転額 net transfers (当該年度の実行済ローンから当該年度の元利支払合計を差し引いたもの)のローン実行額に対する比率は76年の56.1パーセントから81年の25.6パーセントへと減少しており、民間銀行分だけでは54.0パーセントから13.8パーセントへと減少している。すなわち81年についてみれば、単純化していえば、民間銀行による貸付の実に86.2パーセントが途上国によって元利支払に充当されていることになる。以上の傾向は81年末現在で途上国の債務残高の62パーセント(民間銀行分では70パーセント)を占める主要借手国13カ国、とりわけ3カ国だけで26パーセント(民間銀行分では41パーセント)を占める最大手借手国、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンにおいて一層拡大された形で表われている。

この3国についてみれば、72年実行額71億ドル、純移転額33億ドル(共に私的債務を含む)に対して、80年には実行額は278億ドルと約4倍になったにもかかわらず、純移転額は21億ドルと絶対額で減少すらしているのである。ただし翌81年には3カ国計で実行額396億ドル、純移転額94億ドルと共に大幅な増加を示しているのであるが、これはもっぱらメキシコの借入急増によるものであった。81年はメキシコが「石油輸出の大幅増大に助けられ、7.5%という輝かしい成長率を達成した唯一の主要国」(『世銀年報(82年)』)と評価された年であるが、正にこの翌年82年にその破綻が

明らかとなったことは注目すべきことである。

以上のような要因に、短期借入増大、80年代に入って以降の世界不況の長期化、高金利、ドル高、省石油進展といった条件がつけ加わって、債務返済問題が一挙に深刻化してくることになる。

## 1. 新たな諸関係の下での貨幣恐慌の可能性

### (1)

兌換制から不換制への移行に伴い「貨幣恐慌の可能性の現実性への転化」を阻止しうる条件が著しく強化されること、このことは一般的に認められているところであろう。とはいえ国際的支払手段の問題は兌換停止によってもなお解決しえない問題として残るのであるが、金・ドル交換停止によって金準備による制約が対外的にも一応とり除かれている現状では、国際的側面においても貨幣恐慌の可能性の現実性への転化を阻止しうる条件が著しく強化されているということが一応いいうるであろう。すなわち基軸通貨国アメリカが金準備の制約によって画された限度を越えて自国の国際収支赤字を継続し、かつドル相場下落を容認することが可能な限りでは、またそのことによってもたらされるドル残高の増大が赤字国の外貨準備の補強を著しく容易にするメカニズムが存在する限りにおいては、国際的支払手段の問題の「解決」の条件は今日著しく強化されているといえよう。そしてこの「メカニズム」とは、60年代以降、とりわけ70年代に進展した、アメリカの基礎収支赤字の継続拡大下での国際的信用供与網の拡大とそれを支えた国際的な公的信用供与網の強化に他ならない。

現在の累積債務問題の激化に示されている国際的な貨幣恐慌の可能性——リスケジュールの失敗→デフォルト発生→大手銀行を含む関係銀行の倒産あるいは危機→市場（特にユーロ市場）の混乱、場合によっては（一時的であれ）市場閉鎖というような市場の崩壊、これらの可能性——この可

能性の現実性への転化の阻止の枠組をなしてきたのもこの既存の国際的信用供与網の一層の拡大である。

だが注意すべきは、このような国際的信用供与網自体が実は累積債務問題を激化させる枠組それ自体でもあったのだ、ということである。以下まずこの点を概括しておこう。

(2)

累積債務問題の前提をなすのは、オイル・ダラーの還流と総称されている第一次オイル・ショック以降の米銀を中心とする民間銀行による途上国への融資増大である。この融資増大はいくつかの条件によって支えられていた。まず第一は、79年にいたるまで続いたアメリカの基礎収支赤字の傾向的拡大に支えられた世界貿易の縮小均衡の阻止→拡大である。この条件がなかったならば、そもそもオイル・ダラーそれ自体の大規模な発生が、オイル・ダラーという形でのドル残高の大規模な創出それ自体が抑制されざるをえなかったであろう。そしてその場合には「先進国」や非産油途上国での「経済調整」、資本整理の進展が生じ、それは一定のタイムラグを経て産油国への「調整」の波及をもたらしたであろう。

ではアメリカの巨額な基礎収支赤字の継続はなにによって可能となったのであろうか。それはまずなによりも既述のように、アメリカが金準備の制約によって画された限度をこえて基礎収支赤字を継続、拡大し、かつドル相場下落を容認することを可能とした金・ドル交換停止そのものである。だが、本来、金準備の制約を免れるからといって赤字の継続が無制限に可能なわけではない。すなわち、国際収支の赤字をすべて相場の変動によって相殺することには限度があるのである。実際70年代のアメリカの基礎収支赤字の巨額さは放置しておけばドル相場の急激かつ大幅な下落、あるいは為替市場の機能麻痺をもたらすのに十分なものであった。にもかか

ならずそうした事態を回避することを可能としたものは、変動相場制であるにもかかわらず——というよりは、厳密には金・ドル交換停止下であるにもかかわらずというべきであろうが——活発に行なわれた黒字国通貨当局による固定相場制下（金・ドル交換下）に匹敵する規模での介入と、その結果増大した公的ドル残高の長期固定化＝公的決済の「事実上の凍結」という関係である。

そもそも金・ドル交換とは旧IMFが規定していた各国の義務的な介入のルール、為替政策のルールに照応する公的決済方式のルールの核心部分、国際間の最終決済方式のルールであった（金・ドル交換の意義そのものについて詳しくは拙稿「旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(上)(下)」『立教経済学研究』第33巻第3号、第4号を参照いただければ幸いである）。したがって金・ドル交換が停止され、それに代わる新しい公的決済のルールが確立されない以上、介入の結果形成される公的ドル残高は、公的決済を経ることなく、過剰ドル残高として黒字国通貨当局によって保有、運用される他はない。そして金・ドル交換停止上下での黒字国通貨当局による介入と過剰ドル残高の保有こそは、70年代における国際的な公信用関係の中軸をなすものであった。

かくして70年代に形成された通貨当局保有過剰ドル残高の一部は米財務省証券（Bills だけでなく Bonds や Notes を含めて）等の形で固定化され、一部はユーロ市場で運用されることになった。

こうしたドルの流れは一方での米所在銀行による「政府借の民間貸」（松村文武氏による定式化）という特異な形での対外信用供与増大と、他方での、この米所在銀行の対外信用供与と黒字国通貨当局の資産運用を二大源泉とするユーロ市場経由の信用供与（特に途上国向）増大につながっていたのである。

だが各国の活発な介入と公的過剰ドル残高の形成という関係は単に民間

銀行の対外信用供与の基礎、源泉をなしただけではない。いまひとつ重要なことは、米所在銀行を中心とする対外信用供与によってもたらされる追加的なドル残高（アメリカの基礎収支赤字に加えてもたらされるドル残高）が過剰ドルとして顕在化すること自体もこの関係がまた阻止していたという点である。なぜならば、アメリカの基礎収支赤字継続下では、米所在銀行の対外信用供与によってもたらされたドル残高といえども——それが投機動機による場合は勿論のこと赤字国へのファイナンスとしてなされた場合でも——それは結局黒字国に流入し、放置しておけばドル相場の急激かつ大幅な下落、為替市場の機能麻痺につながる性格をもっていたからである。したがって対外信用供与によってもたらされるドル残高も結局は黒字国通貨当局の手元での追加的な過剰ドル残高の形成に結びつかざるをえなかったのである。深町郁弥氏の表現を借りていえば、「こうした公的短期ドル債権の保有・累積の構造は、まず基軸通貨国アメリカの銀行にとって国際的信用供与の限度をとりはずしてしまう役割」をはたしていたのである。

そして付言すれば、こうした諸関係の下で、ドル「減価」の進行と共に既存のドル残高の「価値」が圧縮され、過剰ドルがいわば必要なものへ転化される過程が進行してきたのである。

結論的にいえば、70年代の米銀を中心とする対外信用供与の著しい増大は、金・ドル交換停止とその下での黒字国通貨当局による活発な介入を媒介とする過剰ドル残高の保有・累積という特殊な公的信用関係の下でのみかくも大規模に進行しえたものであったのである。（以上について詳しくは拙稿「過剰ドルと今日のドル体制(上),(下)」『金融経済』191号, 192号を参照いただければ幸いである。）

## (3)

以上を踏まえて小括すれば、金・ドル交換停止とその下での新たな国際的信用供与網の展開とはこれまで4つの段階を経、4つの役割を果たしてきたことになる。

それは第1に、71年以降中心国アメリカから金準備の制約をはずすことにより、まずはアメリカが国際的支払手段の問題をひとまず回避することを可能とした。

そして第2は、第1次オイルショックの段階で、国際的な規模で「資本」の現実の還流の実態を隠蔽し、特に途上国をして現実の還流への依存から免れることを可能とし、円滑な還流の外観が維持されることになったということである。すなわち途上国の国際的支払手段の問題を繰り延べることを可能としたのである。

ところがアメリカの基礎収支赤字が80年に急速に縮小し81年には黒字に転ずるに及んで（世界不況の長期化。この間西欧「先進国」通貨当局や産油国を中心に既存のドル残高の取り崩しの過程が進行した）、この円滑な還流の外観の下で進行していた困難の増大が顕在化していくことになる。80年代に入ってドル残高増大はその大半を米所在銀行の対外信用供与に負うことになるのであるが、その段階でのメキシコを始めとする一部中進国への融資集中はきたるべき破綻を一層大規模に準備することになったのである。すなわち先の諸関係は第3に、国際的支払手段の問題の爆発とユーロ市場を中心とする危機、つまりは現代における国際的貨幣恐慌の可能性の顕在化を準備することになったのである。

そして第4に、この金・ドル交換停止下での国際的信用供与網は今また、この新たな諸関係の下で生じた国際的貨幣恐慌の可能性の現実性への転化を阻止する条件として機能する役割をになわされているのである。だが当然ながら、それはもはや第一次オイルショック後に果たした役割と同じ

ものではありえない。なんとなれば、危機を生み出した諸関係の単なる継続、再版によってだけでは問題は当然に根本的に解決しえないからである(この点は第3章で論ずる)。

以上みたように、現在の累積債務問題に示されている国際的貨幣恐慌の可能性は金・ドル交換の維持下では、ましてや兌換制下では生み出されえない規模と特徴を持っている。勿論、主権国家の対外債務累積や債務不履行といった事態はそれ自体新しいものではない。周知のようにそれは兌換制下でも生じたものである。だが現在の問題は既にみたように、従来の先例に解消しえない独自の関係を含んでいる。それはインフレや慢性的国際通貨危機が不換制下に固有なものであるように、不換制下の、しかも対外的にも金準備の制約が制度としては存在しない下での一定の諸関係(公的信用関係に支えられた信用供与網の拡大)において生成しえた、新たな諸関係の下での国際的貨幣恐慌の可能性なのである。

## 2. ユーロ市場の役割について

ところで、途上国への信用供与の中心的ルートが米銀を中心とするユーロ市場経由のものであることは周知の事実である。このことは、ユーロ市場がなかったならば途上国への融資が、したがってまた債務累積がより小規模なものにとどまったことを意味するのであろうか。それとも、ユーロ市場の存在はそれがなかったならばニューヨーク市場を媒介として行なわれたであろう取引を表現しているに過ぎないのであろうか。ここではユーロ市場をめぐる諸問題のうちこの点だけを考察しておきたい。

従来ユーロ市場がドル市場に与えた拡大効果の問題は、いわゆるユーロ市場の「信用創造」問題として論じられてきた。しかしユーロ銀行は預金設定により新たな支払約束をつくりだすことにより貸付を行なうわけではなく、そうした形で無準備の債務を負うわけではない。したがって信用創



造を行なうわけではない。だが銀行は預けられた貨幣を現金で貸出す場合でも「信用を取扱う」（＝無準備の債務を負う）のであって、ユーロ銀行もかかるケースと同様のことを行なっている。すなわち預けられたドル残高（この場合は米所在銀行の当座預金）をそのまま貸付ける（当座預金の名義変更）ことにより無準備の債務を負うわけである。ここでは先の「現金」に相当するものが米所在銀行の当座預金に他ならない。そこでもしユーロ銀行で預金・貸付の過程が繰り返されるならば（再預金の過程が繰り返されるならば）、結果的には本源的預金の何倍かのユーロダラー残高がつくりだされうるのである。いわゆるユーロダラー乗数とは結局、ユーロ市場を媒介とするドル残高の回転数の問題に帰着すると考えられる。そしてこの預金・貸付の繰り返しを保障した最大の要因がアメリカの基礎収支赤字継続と米所在銀行による対外信用供与増大に他ならない。

とはいえユーロダラー乗数の高低それ自体はドル市場の拡大効果の程度を意味するものではない。ユーロ市場の存在が米所在銀行のドル預金の回転数を高める役割を果たしたといえるならば、そこではじめてユーロダラー乗数に関連してドル市場の拡大効果を語ることができるのである。そしてこの点の論証は困難である。だがユーロ市場の存在が新たな裁定取引、投機的取引の機会を提供したということ自体が、また国際的銀行業務の新たな地域的集中と競争激化の場を（ニューヨーク市場との競合関係を含めて）提供したということ自体が、それによるドル残高の回転数の増大を推定させるに十分なものである、と考えられるのである。そしてそれによるドル資金の移動が短期性のものであったとしても、そのような移動がユーロ市場の拡大をもたらす限りでは、ロール・オーバーというような形での「短期借・長期貸」の源泉の拡大につながるであろう。

〔だが乗数の問題を離れても、ユーロ市場がドル市場に与える拡大効果は別の点からも論証することができる。要点のみを記せば以下のとうりである。〕

ある。

ユーロダラーの形成それ自体はその直接の出発点となる米所在銀行のバランス・シートに何の変化も与えない。にもかかわらずユーロ市場の存在は、それが存在しなければ米所在銀行の同種の期限付預金に固定されていたか、あるいは新たに固定化されたであろう決済手段として利用しうるドル預金＝当座預金を解放し、引き続き利用可能なものとするにより、決済手段としてのドル預金に量的拡大効果を与えているのである。そしてその拡大効果の程度は主に、アメリカにおける期限付預金と要求払預金(当座預金)の要準備率の差によって規定されるものである。——この〔 〕内の部分は当日のレジюмеと報告では「ユーロ市場における現金準備の節約」の効果として論じた部分を今回訂正したものである。紙数の関係で論証抜きの結論部分のみしか記しえないが、詳細は(乗数の問題も含めて)拙稿「ユーロダラーとアメリカ所在銀行」『立教経済学研究』第37巻第3号、を参照いただければ幸いである。]

以上のようにユーロ市場の存在はそれが存在しなかった場合とくらべて、利用しうるドル資金の量をかなりの程度拡大したと考えられる。だがユーロ市場の存在は単なるドル市場の量的拡大効果にとどまらず、というよりも量的拡大と関係しつつ、ドル資金の流れに影響を与えなかったであろうか(例えば途上国向融資増大というような)。この点は現時点では単なる問題提起に留まらざるをえないが、例えば、少数の担当者によってリードされ「匿名的で、一種無責任なところがある」と評される、ユーロ市場を中心に発達したシンジケート・ローンは、ユーロ市場なしにかくも大規模に発達しえたであろうか。また日本の銀行などが途上国融資で行なっているようなユーロ市場からの資金取り入れは、ニューヨーク市場のみであったならばかくも大規模に行ないえたであろうか。

このような統計では測り切れない問題も含めて、ユーロ市場の存在は、

累積債務問題を激化させるほどになった途上国への民間銀行の融資増大において、ニューヨーク市場だけでも行なわれえたとあろうドル取引の単なる代替物にとどまらない、大きな役割を果たしたと考えられるのである。

### 3. 米銀を中心とする対外信用供与の性格の検討

#### ——最後の貸手論と流動性ジレンマ論再考——

##### (1)

先に本報告第1章末尾で、現在の累積債務問題は既存の国際的信用供与網の拡大だけでは解決しえないものだと述べた。だが銀行筋や一部エコノミストによって現在の累積債務問題は——一部の国を除けば——返済能力の問題ではなく「流動性」の問題だという評価がなされている（例えば Stefan Mendelsohn や吉富勝氏など）。この立場によれば現在の中進国を舞台とする債務問題は、経済成長と輸出拡大の能力を持つ国が、世界経済の予期せざる環境変化によって一時的におち入った国際的「流動性」不足の問題だと評価される。彼等もまた「危機発生の可能性」や銀行のリスク増大については否定してはいないのであるが、上記の主張は——政策的配慮にもとづく主張という側面は別としても——理論的に検討すべき問題を含んでいる。すなわち米銀を中心とするこの間の対外信用供与の性格の問題である。

さてもし事が「流動性」の問題であるならば問題の解決は基本的には「流動性」の増強に帰着するのであり、結局は以下の二つの種類の「最後の貸手」の行動が鍵となるはずである。①ひとつは民間銀行の補完、肩がわりとしての途上国への「流動性」増強、融資を既存の国際機関（IMF、世銀等）や各国政府がどこまでなしうるか、という問題である。②ひとつは各国内は勿論のことユーロ市場においても、危機に陥った自国銀行に対して各国通貨当局がどこまでどの範囲で救済融資を行なえるのか、また各

国通貨当局を支えるものとしてアメリカ連銀の信用供与がどこまで可能かという問題である。以上の2点は基本的には現在迄の国際的公信用供与網の量的拡大の問題に他ならない。③そして加うるにこれらの条件整備と並行した民間銀行による対途上国への「救済」融資の実施とその規模如何という問題である。

以上は結局、累積債務問題を激化させるほどに巨額なものとなった民間銀行の対途上国融資の増大と、それを補完し背後で支えた国際的公信用供与網という諸関係、正に国際的「信用不安」を生み出した諸関係の一層の量的拡大・継続という形での「流動性」増強策に他ならない。

だがここで既存の国際的信用供与網の量的拡大と評価した点については、特にユーロ市場に関して、若干の異議がありうるであろう。すなわちユーロ市場における「最後の貸手」の有無の問題である。そこで先に進む前にこの点に若干触れておきたい。

この問題でまず注意すべきは、ユーロ市場に「最後の貸手」が存在しているかという問と、「最後の貸手」についてのルールが存在しているかということとは区別して考えられねばならないということである。ユーロ市場において存在していない、というより確立していないのは後者のルールであって、「最後の貸手」の存在そのものではないのである。確かに各国内の既存の銀行に対する「最後の貸手」はまずは各国通貨当局（中央銀行）であるのが自明であるのに対して、ユーロ銀行についてはその銀行の本国の通貨当局と所在地の通貨当局のどちらが第一義的な責任を負うかというルールが（近年若干の合意が形成されているとはいえ）はっきりと確立してはいない。だがこのことは各国通貨当局がユーロ市場において「最後の貸手」として行動できないということを意味するものではない。実際、各国通貨当局のユーロ市場への介入自体は決して新しいことではない。B I S年報もしばしば言及しているように、これまでもユーロ市場の

季節的要因による逼迫期に、一部通貨当局がユーロ預金増強という間接的な形で介入してきているのである。もちろんこれは通貨当局の「最後の貸手」としての行動とは区別されるいわば日常業務である。だがこのことは各国通貨当局のユーロ市場への介入はやろうと思えば（規模はともかく）やりうることを萌芽的に示しているのである。そしてルールについていえば、そうしたルールはむしろ緊急時にこそ事実をもって確立されていくものであろう。むしろ問題は、各国内と異なり必要とされるものは多くの場合ドルであろうということである。したがって米連銀以外は実際の行動にあたって必要な外貨の不足に直面しているかもしれない。だがその場合には各国通貨当局に対して米連銀が信用を供与する道がある。たとえば既存のスワップ網の発動、拡大、強化の道である。

〔ユーロ市場への各国通貨当局の「最後の貸手」としての行動が従来の国際的信用供与網の質的变化という意味を持っているのは、むしろ別の角度の問題があるからである。それはユーロ市場の変質、場合によってはその存在基盤の崩壊の可能性を秘めているということである。ユーロ市場の存在基盤は何よりも各国通貨当局の直接的諸規制からの自由である。ユーロ市場へ各国通貨当局が「最後の貸手」として介入することは、仮にそれにより市場の混乱がおさまったとしても、通貨当局の直接的介入を一度大規模に呼びこんだことにより以降の市場への諸規制の設定、強化に道をひらく可能性が大いにある。もし仮にそうした諸規制が長期化するならばそれは確実に市場の変質を意味することになり、諸規制の内容によっては市場の存在基盤そのものが崩れる可能性もある。したがってユーロ銀行にとっては市場の直接的混乱も、また各国通貨当局の大規模な直接的介入（「最後の貸手」としての介入）も共に市場崩壊（たとえそれが一時期のものとしても）の可能性を秘めたものとして避けなければならないことになる。——この〔 〕内の部分は今回追記したものである。〕

さて本論に戻ろう。現在の「流動性」増強策は既に指摘したように、正に「信用不安」を生み出した諸関係の一層の拡大という形での増強策に他ならない。だがそこにはひとつの重要な従来との相違がある。すなわちそれらの国際的信用供与網はこれまでは（第1章でみたように）途上国の側での「経済調整」を引き延ばす条件として機能してきたのであるが、今度はそれらの諸関係の維持・拡大が逆に途上国への「経済調整」の強制を必要とし条件としていることである。このことはIMF融資に伴って課されるいわゆるコンディショナリティーが民間銀行のリスケジュール、リファイナンスの不可欠の条件をなしていることに端的に示されている。正にこの点に現在の問題が単なる「流動性」の問題に解消しきれないこと、「流動性」増強だけでは問題の根本的解決にならないことが明瞭にあらわれているのである。

(2)

現在の累積債務問題を「流動性」の問題だと捉える考え方の基礎は結局、この間の米銀を中心とする対外信用供与は世界貿易の拡大にとって「必要」な信用供与、ドル供給であったということ、このドル供給メカニズムの一時的攪乱をどう乗り切ることが問題だという考え方に帰着する。このような「世界貿易に必要なドル供給」という考え方は、累積債務問題との関係を別にしてもきわめて根深いものがある。その代表的見解はかの「流動性ジレンマ論」であるが、それは世界貿易の拡大に「必要」な国際「流動性」の総量を前提したうえで、その供給方法としてアメリカの国際収支赤字を位置づけるものであった。そしてその論の骨格は周知のように、①ドル体制のもとでは国際「流動性」の供給はアメリカの国際収支赤字による他はなく、しかし②アメリカの国際収支赤字継続は基軸通貨ドルの信認をほりくずす、というものであった。滝沢健三氏はかつてこの「流動性

「ジレンマ論」に対して、①ドル残高増大はアメリカの基礎収支赤字によることなく可能であり、②基礎収支が均衡している限り、アメリカの対外短期債権増大や準備資産増加にみあうドル残高増大はドルの信認を損わない、と的確に批判された。そして事実80年代に入ってからアメリカの基礎収支改善の下でのドル残高増大（アメリカの対外短期信用供与によるドル残高増大）は以上の氏の批判の正しさを一面確証しているのである。とはいえ問題はこの先にある。滝沢氏もまた一方では、戦後のドル供給を世界貿易の拡大に「必要」な国際「流動性」の供給と把握され、この点では「ジレンマ論」と同じ立場に立たれつつ上記のように批判されているのである。すなわち氏の立場を単純化していえば、戦後のドル供給は「必要なドル供給ではあるが、その供給方法が悪い」といわれていることになる。

要するに、「流動性ジレンマ論」も、その批判者たる滝沢氏も、現在の累積債務問題を「流動性」の一時的不足と考える論者も、等しく世界貿易に「必要」なドル供給という考え方で一致している。いまアメリカの基礎収支赤字の問題はおくとして、米銀を中心とする対外信用供給は果して世界貿易にとって「必要」なドル供給として一括して把握されうるものであろうか。ここで問われているのはこの「必要」といわれる場合の「必要」の意味である。以下この点の検討を通して、この間の米銀を中心とする対外信用供与の性格とその限界について論じてみたい。

### (3)

私見によれば、この間の対外信用供与の性格を考える場合には二つの性格の異なる信用供与を区別しておかなければならない。

ひとつは、正に世界貿易にとって必要な一定規模の世界貿易の総量によって規定されるいわば「受動的」なドル供給、信用供与であって、その典

型は短期の貿易信用である（とはいえこれには後に触れるようにある限定が必要であるが）。いまひとつは国際収支の赤字ファイナンスという客観的性格をもつ信用供与であって、この種の信用供与はそれがなければ実現しえなかったであろう世界貿易の拡大をもたらし、世界貿易の規模を（前者の信用供与の場合とは逆に）規定するものとしてあらわれる。

この両者の区別の意味は、さしあたって次のことを考えれば了解しうるであろう。（以下簡単化のために貿易収支と金融勘定だけを問題とする。）貿易信用というものは赤字国のみならず黒字国でも、およそ貿易関係があるところでは必ず必要とされるものである。また同一の世界貿易の総額でも、その内に各国の貿易収支の不均衡を内包している場合も均衡（完全な均衡などというのは非現実的だが）を内包している場合も等しく想定しうる。いずれの場合でも世界貿易の総量に対応する貿易信用は必ず存在しているはずである。

これに対して国際収支赤字ファイナンスのために必要な信用量は世界貿易の総量によってではなく、各国の貿易収支の不均衡の程度、赤字の程度によって規定されるのである。いまかりに世界貿易総量を100としよう。もし各国の貿易収支が均衡しているならば、貿易信用は必要であっても赤字ファイナンスのための信用は必要ない。だがこの同じ100がその内に貿易収支の不均衡、すなわち赤字=黒字20を含んでいるとすれば、そこでは単純化していえば20の赤字ファイナンスのための信用供与が必要となる。

だがここで当然に次のような疑問が生じるであろう。貿易信用と赤字ファイナンスのための信用は機械的に分離されるものではないのではないかと。確かにそうである。いまある国が、一方のケースでは輸出50、輸入50、その結果単純化して与える信用50、受ける信用も50だとしよう。他方のケースでは輸出40、輸入60、その結果与える信用40、受ける信用60だと



しよう。いずれの場合も貿易総量に規定されて貿易信用の総量は100であるが、後者の場合はそのうち20は赤字ファイナンスの役割を担うものであった。ここでは貿易信用と赤字ファイナンスは分ちがたく結びついている。すなわちこの場合には、貿易収支の赤字20が金融勘定における為銀部門の20の負債の増加によってファイナンスされたわけである。だがこれらの貿易信用の供与の結果生じた対外的債権、債務の決済にあたっては、かりにこれらの決済が単純化して同時期に行なわれるとすると、前者と後者では明らかな相違が表われる。前者のケースでは対外債権と債務とは一国レベルでは相殺されることになる。これに対して後者のケースでは、赤字分20は——いま為替相場の変動は度外視するが——結局、①為銀部門の外貨資産の減少か、②外貨債務増大すなわち追加的信用供与によってファイナンスされねばならず、さもなくば③外貨準備の取り崩しか、あるいは④通貨当局の対外借入れ=公的対外債務の増大による外貨準備の補填とその取り崩しによってファイナンスされねばならない。そしてそれが②④の追加的信用供与によってファイナンスされる限りでは、同じ100の貿易量に要した信用の量は貿易量に規定された貿易信用の量に留まらず、単純化していえば、新たな赤字ファイナンス分20の追加的信用量を加えたものとなる。先に貿易信用が結果的にひとまず果たした赤字ファイナンスの役割は、ここでは明確な赤字ファイナンスのための信用供与に転化され引き継がれている。一方、もし赤字が①あるいは③によって決済されねばならぬとすれば、そして赤字が継続するとするならば、赤字国は当然ながら自国経済の引き締めなどを通して貿易収支の改善を急がねばならなくなる。多くの国がこうした行動をとるならば世界貿易は縮小均衡へと向うことになる。そしてその場合には世界貿易の縮小に規定されて必要な貿易信用の量も縮小することになる。赤字ファイナンスのための信用供与は赤字国がこうした限界を突破して引き続き貿易量を維持することを可能とし、そのこ

によって世界貿易の量的維持，拡大がもたらされることになる。そしてかかる意味で世界貿易の総量を規定する役割を果すことになる。

以上みたように、確かに貿易信用と赤字ファイナンスを機械的に分離することはできないし、また例えばインパクト・ローンだから貿易信用と無関係だなどと単純化していることも間違いであろう。また厳密な考察の爲には貿易信用の様々なタイプ、近年の貿易決済方式の変化、為替市場と為替相場の動きなどを考慮して考察する必要がある。しかし既にみたような意味で、世界貿易の規模によって規定される短期の貿易信用に典型的ないわば「受動的」な信用供与と（とはいえ貿易信用が円滑に与えられること自体世界貿易の発展の条件をなしているのであるから、その意味では「受動的」という表現は不適切であるが）、逆に世界貿易の規模を規定するものとしての信用供与、赤字ファイナンスのための信用供与とを性格として区別すべき現実的根拠があるのである。等しく「世界貿易に必要な」といっても、その「必要」の意味が両者のケースでは異なるのである。

さていま、ニューヨーク市場が国際金融市場として与える貿易信用を最も端的に表現しているコレクション、アクセプタンスに関する若干の数値を参考としてみると、71-80年の間に、米所在銀行の対外信用供与は全体で12.4倍になっているが、その内コレクション、アクセプタンスは4.3倍になっているにすぎず、これはこの間の世界貿易総額の5.8倍の伸びによって説明されうるものである。そしてもし、この種の信用供与が一方的に減少させられることによる世界貿易の縮小が仮に生じるとするならば、ことは正に「流動性」の問題というにふさわしく、「流動性」の増強が解決策となろうし、それ以外の措置は必要としないだろう。（これは比喩的にいえば、国内で流通手段の不足を流通手段の供給で解決するようなものである。）

しかし現在の累積債務問題につながる国際的信用供与の主要な性格は赤字

ファイナンスの役割を担ったものであり（但し若干の異論もあるが）、これは既述のように世界貿易の拡大をもたらし、世界貿易の規模を規定するものであった。①だが信用供与のこうした役割が円滑に機能するのは当然ながら、赤字国の赤字が後の黒字によって最終的にファイナンスされる限りにおいてであって、②赤字の継続が行なわれる限りでは、そのような信用供与は「過去の取引の決済のための不足した支払等価物」の供与という性格を帯びざるをえないのである。

もっとも赤字と借入が継続拡大しても、それが世界貿易の拡大下での輸出・輸入双方の増大という条件下で進行する場合には、赤字ファイナンスのための信用供与の性格は上記①②の二つの側面の絡み合いとして展開するであろう。ひとつは赤字が後の黒字によってファイナンスされるという形での世界貿易の積極的拡大につながる信用供与であり、ひとつは単に「過去の取引の決済のための不足した支払等価物」の供与という性格の信用供与であり、この両者の性格の絡み合いとしての信用供与の展開である。（これは比喩的にいえば、前者は国内における好況期の追加資本の供給としての信用供与であり、後者は国内における単なる不足資本の補填という性格の信用供与であり、この両者の絡み合いということになる。）

だが世界貿易の拡大下での輸出入双方の増大という条件下であっても、赤字継続が赤字幅の傾向的拡大という形をとる限りでは、後者すなわち「過去の取引の決済のための不足した支払等価物」の供与という側面が主要なものとならざるをえないであろうし、過去の債務返済のための債務増大という悪循環が進行することになる。ましてや世界貿易の停滞、縮小下ではこのような事態がはっきりと顕在化せざるをえないであろう。現在の累積債務問題とは正にこうした事態なのである。

この間の途上国への信用供与の性格が上記のような性格を帯びてきたことは、「序論」で紹介したような途上国債務における純移転額の減少に明

際に表示されている。また債務残高に占めるサプライヤーズ・クレジットの動きにもその一端が表われている。新たな貿易拡大（延払輸入）を表現するサプライヤーズ・クレジットは、途上国の公的債務残高総額が81年には72年の8.4倍になっているにもかかわらず、この間わずかに2.3倍になっているに過ぎない。メキシコにいたっては公的債務残高総額はこの間14.9倍になったにもかかわらず、サプライヤーズ・クレジットは1倍弱、すなわち減少すらしているのである。

さてそうなれば、不足した支払等価物を追加的信用供与によって補填することには限界があり、それだけでは問題の解決にはならないことが明らかとなってくる。追加的信用供与は問題の一時的繰り延べではあってもそれだけでは問題の解決にはならず、資本整理が何らかの形で不可避となってくるのである。この資本整理の最も明確かつ徹底した形は、債務不履行（対外的国家破産）→ユーロ市場を中心とする「先進国」銀行の倒産、危機、ユーロ市場の（一時的であれ）崩壊、というような国際的貨幣恐慌の爆発であるが、現在は国際的信用供与網の一層の展開によってそうした形態は回避されている。そこでは資本整理の形態は主に途上国の側でのいわゆる「経済調整」（強権的な物価、賃金の統制、引き下げ、財政赤字解消、経済計画の見直し、既存プロジェクトの中止、廃棄など）という形をとって主に途上国側に転嫁させられていく。だがこの「経済調整」が国際収支の黒字化の方向につながらない限りは、追加的信用供与は国際的支払手段の問題の一時的繰り延べにとどまるであろう。そして確かにアメリカ経済の回復を牽引車とする世界貿易の好転や金利低下が生じるならば、それはこうした「調整」過程を進める有利な条件になるであろうが、世界経済の好転がアメリカの基礎収支赤字の再悪化を意味する限りではそれは現在後景に退いているドル問題、国際通貨不安の再燃をも意味することになる。そして全体として、国際的信用網の極限的ともいえる展開の矛盾は、

一方で「先進国」間の金融市場開放をめぐる問題を新たに伴いつつも、依然として累積債務問題とドル問題という形で表われ継続していくことになるように思われる。

ともあれ、現在の国際金融面での危機回避策が「国際信用不安」をもたらした国際的信用供与網自体の一層の拡大、継続として進められざるをえないことは、既に兌換停止、金・ドル交換停止を経、その下での国際的信用供与網の展開が一頓挫した現段階の大きな特徴であり矛盾である。

## ＜討 論＞

### 今宮謙二氏コメント概要

氏はまず国際金融関係者の現在の関心事として、①固定相場制復帰論、②IMF、世銀の性格変化とアメリカの態度の変化、③累積債務問題の3点があることをいくつかの情報を含めて紹介され、そのうえで累積債務問題分析の根本視角として次の3点を強調された。①この問題は危機というほどのものではないという見解がマルクス経済学者の一部にすみられるが、これはやはり国際金融危機の中心的課題のひとつである。②この問題は単に金融問題ではなく、資本主義の構造的危機の一環である。③各国の個別的分析が必要であり、特に途上国と「先進国」との関係が国際政治の問題を踏まえて分析すべき根の深い問題である。以上から現在の金融論の課題として、①南北問題の金融論——ブレトンウッズ体制下で南北問題は金融的にどのように展開したか、②構造的危機における金融論——金・ドル交換停止、変動相場制、為替の切り下げ、資本移動の変化などが累積債務問題とどのように関わっているか等、が研究課題として必要である。そして以上を前提として氏は報告に対して3点の疑問・質問を提起された。(1)報告者の「新しい諸関係の下での貨幣恐慌の可能性」という把握に関連して、①「先進国」銀行の危機の引金は単に累積債務問題だといってよいか、むしろ国内問題が引金となるのではないか、②そうした可能性をすべて金・ドル交換停止という枠組で説明できるか。(2)報告者は途上国における資本整理を強調しているが、途上国の3つのタイプを区別して具体的に分析する必要があるが、一般的指摘では不十分ではないか。(3)国際的大銀行のビヘービアと累積債務問題の関係の具体的分析がないが、これは重要な課題ではないか。

### 報告者の回答概要

質問(2)(3)——今回は主に中進国を念頭において報告したが、共に重要な課題であり、まだ十分研究していないので今後の課題としたい。質問(1)の①——アメリカ国内で大銀行のエネルギー関連や不動産関係への不良債権などが問題となっていることや中小銀行の倒産などの事実は承知しているが、今日の不換制の下での危機の引金としてはやはり国際的側面の方が大きいように思われる。質問(1)の②——金・ドル交換停止とその下での特殊な国際的信用関係という枠組なしにはやはり現在のような形での危機は生じなかったと考える。

〔ただし「国際信用不安」は現在の金融資産肥大化の国際的表われであり、現実資本の過剰蓄積下での貨幣資本の過剰蓄積というより根底的な視角からの分析が必要であると思う。——追訴〕

### 小野朝男氏コメント概要

氏はまず報告者の議論を整理されたうえで、報告の特徴は現在の累積債務問題を貨幣恐慌とか流動性危機として捉えずに資本整理の問題として捉えようとするものだとして、そのうえで以下の疑問、批判を展開された。

(1)現在の問題を流動性問題としてみないということは過剰資本の問題として捉えるということか。(2)そうだとすると現実の事態とは逆の理解をしていることになる。過剰資本の整理は一般的恐慌の問題であって貨幣恐慌の問題ではない。貨幣恐慌は支払手段、通貨の問題でありここに金融恐慌の金融恐慌たる所以がある。したがって流動性増強は、資本整理には当然役立たないが、貨幣恐慌の回避には役立つのである。(3)管理通貨制下では国内では、貨幣恐慌の阻止を通じて一般的恐慌をも阻止しようが、国際間では最後の貸手を欠くが故に貨幣恐慌はもとより一般的恐慌も阻止できない可能性を残している。報告者は国際間では最後の貸手を欠くという事実認識の過小評価にみられるように国内、国外の区別を無視し、あたかも貨幣恐慌は阻止できるが一般的恐慌は阻止できないとみているかのようである。そもそも貨幣恐慌の爆発なしに資本整理が可能だということ自体がおかしい。(4)報告者の認識とは逆に資本の問題に解消できない流動性の問題があるという点にこそ（宮崎義一氏の国際通貨重視アプローチが明らかにしているように）29年、30年代恐慌と違う今日の特徴がある。過剰資本だけなら物価も金利もさがる。ところがインフレを起点として過剰資本の問題が流動性危機＝支払手段不足→高金利としてあらわれること、そして国際間では最後の貸手が存在しないこと、この点に今日の特徴がある。報告者には全体として通貨の問題と資本の問題の区別が欠けており、混乱している。ここから流動性ジレンマ論という難解な説明がでてきている。

### 報告者の回答概要

(1)私は「流動性ジレンマ論」を批判しているのである。(2)現在の累積債務問題がまずは貨幣恐慌の問題であるとみる点では同じだが、それは独立の貨幣恐慌の問題でもなく、また「流動性」の問題に解消できるものでもない。貨幣恐慌イコール「流動性」の問題とは考えない。貨幣恐慌がまずは支払手段の問題だということと、同じ支払手段でも——国内の場合でいえば——単なる通貨に対する需要を意味するのか、それとも過去の取引の決済のための不足した支払等価物、不足資本が求められているのかは区別されねばならない。通貨の不足に対しては通貨を供給すれば問題は解消するが、不足資本についての需要は、ただ中央銀行が不足資本を紙幣で補填してやることだけでは問題の解決にはならない。なぜならばそれは単なる通貨の問題ではなく、正に資本、不足資本の問題だからである。私はむしろ通貨と資本の区別を強調しているつもりである。なお国際流通ではいわゆる通貨という範疇は成立しないし、資本といっても国際間の公的信用関係など資本範疇で包括しきれないものもあるが、以上の考え方のいわば応用問題として対外信用供与の性格の区別、国際「流動性」問題の批判的考察を行なったのである。

### その他の討論

討論ではフロアーの岡橋保氏（「流動性」という用語の曖昧さについて）、村岡俊三氏（トランスファー問題と累積債務問題の関係について）、建部正義（報告の全体的骨格の確認）、などの方々から、貴重な質問をいただき、いずれに対しても十分な回答をしていないが、主な論点はコメンテーターの小野氏が提起した報告者の対外信用供与の性格の区別（報告第3章の(3)）に対する批判であった。小野氏の批判の要点は、報告者は流動性の問題に資本の問題を混入させ、流動性の性格づけについて無用な「難解」な区別を持ち込んでいる、とするものであった。これに対して報告者は、先のコメントに対する回答や報告と同趣旨の内容を強調した。討論では小野氏自身もフロアーからの質問に答えて自らの累積債務問題の捉え方を披瀝され（報告者の私見によれば、その見解は主に宮崎義一氏の見解と吉富勝氏などに代表される「流動性問題」の議論を結合したもののように感じられた）、最後に司会の深町郁弥氏がまとめと御自身の問題把握の視角を述べられ、討論を終了した。

（以上、文責——小西）

〔付記〕 昨年暮、事務局から「5月の大会当日の報告・討論をあらためてまとめるように」との通知をいただいた。ところが当日の模様については、一部は大谷禎之介先生の御好意で収録されていたテープによって再確認することができたが、討論部分については当日の私の断片的なメモ以外の記録が残っていなかった。そこで

討論部分については、コメンテーターのお二人をはじめ諸先生方からいくつかの貴重な質問、御批判をいただきながら、まったくの事務的なまとめにとどめざるをえなかった。この場を借りておわびしたい。

報告については当日のレジュメを基礎に加筆したが、当日配布されたレジュメには紙幅の関係で収録されていなかった「序論」と「三の(2)(3)」の部分を復活し、当日討論の集中した「三」の部分全体は説明をかなり補充した。また当日全く触れなかったかほとんど触れなかった論点で加筆した部分については、その部分に〔 〕を付し、末尾にその旨記しておいた。いずれも当日の不十分な報告を補う意味での加筆であるので御了解いただきたい。全体として少しでも当日の報告より議論がわかりやすいものとなっているとすれば、それは諸先生方との討論に負うものである。

末尾となったが、当日懇親会の席上で幸田精蔵先生より、私の報告中の対外信用供与の性格を論じた部分について、大変示唆的な御質問、御批判をいただいた。記して謝意を表したい。



## 『金融資本論』の課題と信用論

高山洋一（大東文化大学）

### 1. は し が き

ヒルファディングの『金融資本論』は、今日まで多くの論者によって多方面からとりあげられてきたが、レーニンの『帝国主義論』を前に影が薄かったといえる。したがってこれまでの評価は、どちらかといえば、批判的なものであった。ここで問題にし、あとで課題と関連してのべる『金融資本論』の信用論についてもそうであった。つまり、批判的なものが主であったといえる。ここで「あった」と過去形を使ったのは、最近、『金融資本論』を移行期の理論として積極的に再評価する潮流もあらわれているからである。

批判的評価の第1は、伝統的・通説的見解としてレーニン、エルスナーに代表され、また我が国でもみられるものである。それは、『金融資本論』を評して、生産の集積と独占を軽視した流通・信用一元主義、総カルテル＝「組織された資本主義」論、修正主義論と論断する見解である<sup>1)</sup>。批判的評価の第2は、我が国固有の宇野弘蔵氏の経済学・方法論にもとづく見解である。それは、『金融資本論』をして、「原理論」と「段階論」の混合であると評する見解、すなわち、本来は資本主義発展の段階論として区別して扱われるべきことを、原理論として自己完結的体系である『資本論』の延長で説こうとした、と批判する見解である<sup>2)</sup>。

これらの批判的評価に対して再評価する見解は、『金融資本論』をして、

競争論を媒介に自由競争段階から独占段階への移行・過渡期を理論化したものと評する見解である<sup>3)</sup>。この潮流には、信用論の分野から、信用の必然性にもとづく金融資本と管理通貨制の具体化のために、とくに「資本信用」を評価し、株式会社との有機的関連から、その資本信用を『金融資本論』の具体化に位置づける研究が表立ってきている<sup>4)</sup>。

われわれは、従来の『金融資本論』研究のあまりにも徹底した批判的・一面的評価に対して、むしろ、各篇とさらに各篇を通して体系的に企図されたヒルファディングの理論的課題には、再検討されるべきすぐれた意義が少なからずある、と考える。

## 2. 『金融資本論』の課題

そこで『金融資本論』の課題について、とくに序文を参考に整理してみると、つぎのようにいえる。

第1の課題は、『資本論』を継承・発展させ、カルテルおよびトラストで頂点に達する資本の集積・集中現象、株式会社を通じ銀行資本と産業資本との緊密化する関係を理論化することである。

第2の課題は、独占の形成、金融資本の成立による「最近の資本主義的発展の経済的諸現象」、すなわち金融資本の運動の諸法則と恐慌の「形態変化」を分析することである。

第3の課題は、この最近の資本主義的発展の段階での諸階級の意思と政策、すなわち社会主義のための諸前提を科学的因果関係で究明することである。

これらの課題が解明される過程には、金迂回の不要を説く「社会的必要流通価値」論（第I篇第2章）、銀行資本に偏した表現の金融資本の概念規定（第III篇第14章）、絶対的に限界はないとする「カルテル化」論（第III篇第15章）あるいは経済的可能性を認める「総カルテル」論（第IV篇第

20章) など、個別的にとらえると、『金融資本論』に対する一面的評価も故なしとしないほど多くの微妙な問題が伏在しているのも事実である。しかし、われわれの積極的な読み方は、『金融資本論』に不備があればそれを補い、一面的評価ではかえって放擲されてしまう『金融資本論』の課題の意義を理論的に再確認することである。とはいえ、ここでそれを全体的に扱うことはできないので、第I篇を主とする信用論を中心としてその信用論とさきにもべた第1および第2の課題との関連づけを与えるにとどめるをえない。

### 3. 『金融資本論』の信用論

われわれにとって当面する『金融資本論』の課題は、「最近の資本主義的發展の経済的諸現象」を科学的に把握すること、具体的にはカルテルおよびトラストで頂点に達する資本の集積・集中現象を理論化し、金融資本の運動の諸法則を解明することであった。だが、同時にこの課題には、関連して、恐慌とその原因を分析し、恐慌の「形態変化」を理論的に検討することが含まれている。したがって『金融資本論』は、とくに信用論に関していうと、『資本論』を継承した信用論の一般的規定を基礎としつつ、それを発展させ、なおかつ単なる金融資本の段階的把握にとどまらず、資本主義が独占・金融資本化する過渡期の媒介項として、景気変動・恐慌と資本の集積・集中の具体化を試みる重層的課題をもっている。だから、主として第I篇で説かれている信用論は、単なる信用の一般理論にとどまらない具体化の内容を擁し、さらに後続諸篇に連係してゆき、第IIおよび第III篇では株式会社と信用・銀行制度および独占移行・金融資本の形成と運動のなかで、第IV篇では景気の経過と信用および恐慌の「形態変化」のなかで、生かされている。

『金融資本論』の信用論がこのような課題を担って展開されていると認

識したばあい、それを単純に『資本論』と対比して、『金融資本論』には利子うみ資本論がなく信用論を貨幣論と直結しているとか、貨幣、貨幣資本および利子うみ資本範疇を混同しているとか、商業信用と銀行信用とに区別がないとかいって批判する通説的見解<sup>5)</sup>、あるいは『資本論』を「原理論」といい換え『金融資本論』を「段階論」として、『金融資本論』の信用論を「原理論」の信用論にひきよせ、断絶した形で評価する宇野派の見解<sup>6)</sup>には賛同できない。なぜなら、このように『金融資本論』を『資本論』ないし「原理論」と横に並べて対比し、批判する仕方は、『金融資本論』それじたい、またその信用論がもつ『資本論』の継承・発展の課題を等閑に付してしまうからである。

この『金融資本論』の信用論の一般的理解に対し、それをふまつつも、ヒルファディング独自の信用論としてとくに「資本信用」を評価し、その評価の重点を信用制度と株式会社・擬制資本から金融資本の形成におく見解がある<sup>7)</sup>。これは、『金融資本論』の課題に踏みこんだ前向きの評価であり、資本主義の発展にともなう資本の集積・集中→金融資本の形成の具体化をめざしているといえる。しかし、この見解においても、過渡期の媒介項としての恐慌にかかわる信用論具体化の課題の評価が消極的となり、いまひとつの感がある。

さきに課題のところを確認したように、『金融資本論』は、金融資本の段階的把握にとどまらず、金融資本段階への過渡期の媒介項として景気変動・恐慌と資本の集積・集中の具体化を試みる重層的課題をもっている。したがって、ヒルファディング独自の「資本信用」の用語、そしてもうひとつの独自の「流通信用」の用語は、利子うみ資本の社会的自立を前提として、まず、かかる景気変動・恐慌と資本の集積・集中という課題と関係させて理解しなければならない。

## (1) 「流通信用」と「資本信用」について

ヒルファディングの資本信用の本質規定は、利子うみ資本の自立を前提にして、遊休貨幣資本の預金形態による集中・媒介を内容とし、個別資本の蓄積と競争、景気変動・恐慌との関連で把握されている。だが、注意しなければならないことは、この資本信用はそれだけで考察されているのではなく、流通信用とともに、マルクスの『資本論』ではまだ不明確さを残していた商業信用と銀行信用の関連を明らかにするため、独自に置き換えられた信用の用語である。そのため両信用が連結する手形割引について、ふたつの場合が明確に区別されている。すなわち、一方では、商業信用—銀行手形による手形割引であって、還流が順調なばあいには準備金に連動しないものとして、信用貨幣の創造＝流通信用と規定されている。他方では、同じ商業信用—信用手形による手形割引であっても、還流が遅滞するばあいには本質的に現金による手形割引であって、準備金に連動する資本信用と規定される。かくて、手形割引のこのふたつの場合の区別によって、信用の一般的規定とその具体化としての変動的規定の理論化が追究されている。このことを若干敷衍してみよう。

## ① 「流通信用」

ヒルファディングは流通信用を本質的に商業信用と把握し、再生産過程にある機能資本を基礎とした前貸、信用貨幣（手形）の創造と規定する。したがって、この流通信用では商品量の増大と信用貨幣（手形）量の増大とは一致し、流通費を節約するのであるから、利子うみ資本、資本信用とは結びつかず、利子率に作用しない。ヒルファディング自身、「信用の大部分は『商業信用』、われわれの言葉でいえば流通信用である」（① 197頁、② 194頁）といっているように、基本的にマルクスの商業信用を継承している。

## ② 「資本信用」

資本信用の本質は、利子うみ資本の自立を前提とした「信用による遊休貨幣資本の機能貨幣資本への転化」(① 171 頁, ④ 163 頁)と規定される。この「資本信用の可能性は……資本の個別的循環において貨幣が周期的に遊休することからうまれる。一方の資本家たちはたえず貨幣を銀行に払いこみ、銀行はそれをふたたび他方の資本家たちに融通する」(① 171 頁, ④ 163 頁)。資本信用の必然性は、第 1 に「資本主義的生産は貨幣資本を同様には増さないで自分の力をいっそう發揮しようとする傾向」である。個別資本的には生産を拡張し、利潤率を高め、競争と信用にもとづく景気変動—資本の集積・集中—株式会社という資本主義的運動の論理展開の基軸をなす。第 2 には、「流通過程におけるどんな攪乱も、W—G または G—W の過程のどんな延長も、追加資本・予備資本を生産過程の連続性をたもつため必要ならしめる傾向」(① 155 頁, ④ 142 頁)にある。いずれも遊休貨幣資本を機能化する貨幣(資本)の需要であり、これが分配の労をとるのが資本信用であるから、「利率の絶対的高さは資本信用の状態によって左右される」(① 193 頁, ④ 192 頁)。

銀行を導入した産業資本と信用という全体の流れにおいた資本信用において、一般的に遊休貨幣資本を機能貨幣資本に転化させるという規定は、利子うみ資本を前提し、マルクスのいう「資本所有の量的制限の止揚」、また商業信用とは異質な契機を有する「貨幣信用」に相当するともいえよう。

以上のような流通信用と資本信用の本質規定のうえで、商業信用と銀行信用の区別と関連が問題にされる。したがって、とくに両信用が結びつく手形割引については、次のようにのべられている。

### ③両信用の関連

#### (1) 一般的規定

銀行は支払取引の媒介者として手形流通の可能性・信用性を与えるため

手形を買い（割引）、手形に代わり銀行券を与える。すなわち、「商業信用にかえるに銀行信用——じぶん自身の信用——をもってする」（①161頁，④150頁）から、これによって貨幣の節約は拡大されるが、あらたな資本は供給されない。銀行券による手形割引は、本質的に信用貨幣の創造において成立する流通信用であり、準備金に連動せず、したがって、この手形割引による銀行信用は直接利子率変動に関係しない。

#### (ロ)変動的規定

銀行は、景気変動の好況末期から恐慌局面において商品の売行き・還流が遅滞したばあい、手形割引で産業資本家の追加貨幣資本の需要に応じる。手形の「還流のおくれは、このばあい銀行業者に対する需要をますが、この信用はふやせない。そこで、いきおい銀行業者資本——貸しつけ資本——に対する需要をますことになる。このことは利子率の上昇となつてあらわれる。信用貨幣として機能するという手形の機能がへったのだ。手形にかわって貨幣があらわれざるをえなかったのだが、その貨幣は銀行から引き出されたものであって、銀行では貨幣資本に対する需要の増加として感じられたものである」（①173頁，④165～06頁）。ここでの手形割引は、本質的に「資本信用」需要として、貨幣の支払手段機能の無媒介的矛盾から信用貨幣と銀行の準備金とが連動せられ、利子率に作用し変動させるモメントに含まれる。だからこのばあい、「利子率の絶対的な高さは資本信用の状態によってきまり、その変動はわけても流通信用の状態によってきまる」（①195頁，④192頁）ことになる。

このように『金融資本論』では、資本信用は必ずしも株式会社→金融資本へと一面的に促えられてはいない。資本信用については、一般的規定として流通信用との本質的区別が与えられているほかに、景気変動・恐慌の具体化から、流通信用についても再生産の齟齬と還流の遅滞に関連して資本信用へ転化する論理が説かれている。すなわち、銀行信用を流通信用と

資本信用とにまたがらせて、両信用が結びつく手形割引について、銀行信用による商業信用代位では本質的に流通信用として利子率に作用しないという一般的規定と、逡流が遅滞したばあいの銀行信用による手形割引では本質的に資本信用として利子率に作用するという変動的規定とを、重層的に与えている。このようにみると、資本信用をして「資本の所有制限の止揚（打開）」からのみ株式会社・金融資本へと一面的ないし一方的に位置づけることだけではすまない、含蓄ある内容をもっているといえよう。

では、結局、ヒルファディングはどうであるかという、彼は、まず利子うみ資本の自立を前提として、資本信用を流通信用と絡めて、個別資本と競争、景気変動・恐慌との関連で考察している。と同時に、さらにこの資本信用で銀行が産業資本家に用立てる貨幣資本は、流動資本に転化するためか固定資本に転化するためであると問題をたて、資本主義の発展にもなう流動資本のための信用要求から固定資本のための信用の要求へと、資本信用の発展を示唆する。そして、この資本信用の発展する延長線上に、景気変動の過程で展開する信用を利用した資本の競争戦→資本の有機的構成の高度化・利潤率の低下→資本の集中・株式会社が位置づけられ、それに対応する銀行の発行業務の展開から、独占の形成、金融資本の成立などの論理的筋道が立てられている。それは、第1および第2の課題にかかわる具体的事項である。ヒルファディングは、「金融資本は株式会社の発展につれて発展し、産業の独占化をもってその頂点にたつする」(②89頁, ①112頁)、とのべている。これへの対応をなしているが第II篇「資本の動員・擬制資本」、第III篇「金融資本と自由競争の制限」での展開であり、利子うみ資本と利子率の自立を前提に株式資本（擬制資本）の所有と機能の分離を利用した資本の動員と資本の集中→生産構造の変化→利潤率均等化の障害とその克服→競争の制限と独占の形成＝銀行と産業の関係の蓄密化→金融資本の成立と運動、という論理になっている。



## (2) 中央銀行について

ヒルファディングは、以上のような資本主義の独占・金融資本への傾向とともに発達する貨幣・信用制度上に中央銀行を位置づけ、第2の課題の一環として中央銀行による管理の側面を問題にする。この問題もわれわれに信用論具体化の素材を与えているが、ヒルファディングにあつては、これもまた恐慌の契機・媒介をおいて考察されている。

第I篇では、資本主義の発展ともなう紙幣流通領域の拡大と信用貨幣の流通による金貨幣の節約という一般的論理と、恐慌時における信用貨幣の無媒介的矛盾の発現による信用の崩壊と信用貨幣の減価、およびそれにひきつづき紙幣ないし紙幣化した中央銀行券の発行拡大の合理性という具体的論理とが説かれている。すなわち、ヒルファディングによれば、銀行券の発行が国家の管理下にある中央銀行に独占されてくると、手形割引等により銀行券イコール信用貨幣として銀行信用が商業信用に代位する形態は、銀行券の発行以外にも、私的銀行により銀行の署名を付して手形の支払能力を保証する「手形引受」にみられるようになる。こうなると、銀行券は最低流通必要量領域の紙幣に代位して流通し、恐慌時に信用が崩壊し私的資本家たちの信用貨幣（手形）が不安定になってもそれに代わって流通し、ばあいによっては強制通用力を付与され、信用貨幣としての性格を変化させる。これは恐慌における信用貨幣の無媒介的矛盾の発現と銀行券の法定支払手段の問題である。これをもう少し具体的に要約してみよう。

信用貨幣は本質的に支払約束であり、無媒介的矛盾をもっている。生産が円滑で支払が相殺されるかぎり、現実には貨幣はあらわれなくてすむ。しかし、生産が過剰で商品の実現が困難になると支払の必要が生じ、現実には貨幣があらわれねばならなくなる。銀行から現金が引き出され、現金準備は減少するが、この現金準備はすでに対外決済のための金流出で減少しているので、利子率は高騰する。信用恐慌が生じ、信用貨幣の流通は金によ

って限界を画される。信用貨幣は、恐慌が生じると商品価格の下落につれて整理され、収縮し、支払約束時のより高い価格を代表していた信用貨幣は価値減少する。ところが、このように信用が崩壊して流通に空隙が生じると、それを埋めるため、強制通用力をもつ紙幣または法定支払手段規定を有する中央銀行の銀行券——「国家紙幣と信用貨幣との中間段階」（①128頁，④110頁）——を拡大することが、恐慌緩和にあたり合理的となる。国家の管理下にある中央銀行が発行する銀行券は、信用貨幣（手形）が不安定になると、それに代わって流通する能力をもつ。銀行の信用さえも揺げば、銀行券に強制通用力を与えるか、または直接に国家紙幣を発行するしかない。銀行券への強制通用力の付与は、他に信用をもたない国家の支払約束に対する前貸を可能にする中央銀行と国家信用の結合である（①162～04頁，④151～04頁）。

この信用貨幣の無媒介的矛盾の発現、信用の崩壊と信用貨幣の減価、それにつづく紙幣ないし紙幣化した中央銀行券の発行拡大の合理性という一連の論理は、恐慌の一時期に、イギリスのピール銀行条例やアメリカの国法銀行法のような発券規制との関連で唱えられている。ここまでは、信用論と恐慌の具体化において商業信用と銀行信用の区別と関連づけが、中央銀行券の二重の本質規定をふまえて指摘され、金融資本の運動に連なる問題を考える素材を提供しているといえる。というのは、ヒルファディングは、支払手段機能の無媒介的矛盾を考慮し、信用貨幣の金による物的限界を指摘すると同時に、中央銀行券の転化、すなわち法貨規定により緊急時における保証発行の拡大である信用関係の上向の道を開いているからである。

ところで、さきにも簡単にふれたように、ヒルファディングは、資本主義の発展にともなう紙幣流通領域の拡大と信用貨幣の流通で金貨幣の節約を一般的に説いていた。その説くところはこうである。

「資本主義の発展につれて、第1に、流通すべき商品の総額が、したがって社会的に必要な流通価値が急激に増す。それにつれて、強制通用力ある国家紙幣の占めうる余地が増す。第2に、生産量の大きさにつれ、また、あらゆる債務の貨幣債務化につれ、さらに、わけても中制資本の増加につれて、信用貨幣でおこなわれる取引の量が増す。これら二つのことは、なされるべき流通と支払いとにくらべて、金属貨幣をいちじるしく減少させるものである」(④ 128～09頁, ⑤ 111頁)。

このように資本主義の発展にともなう紙幣流通領域の拡大と信用貨幣の流通による金貨幣の節約が一般論的に説かれている。ついで、この流通最低限に属する紙幣の流通と無政府的生産の作用の除去の論理は、より具体的に資本主義の発展した段階における信用制度との関連では、信用流通領域にも拡大される。

「資本主義的生産の発展につれて、どんな事情のもとでもつづけられる生産部分の範囲が、絶対的にも相対的にも増す。それにつれて、恐慌でなんの影響も受けない商品流通の範囲も増し、それにつれてまた、これを基礎とする流信用も増す。だから、信用も資本主義初期の諸恐慌におけるように完全に破壊されるとはかぎらない。そこで、信用恐慌が発展して一方では銀行恐慌となり他方では貨幣恐慌となることも、一方では信用組織の変化により他方では商業と産業との関係の推移によって困難となる」(② 192頁, ③ 240頁)。

前者の信用組織の変化は、どんな事情のもとでも続行される生産の拡大に対応して信用が発達して、「小切手取引や手形交換取引」が続けられ、恐慌時にも支払手段の需要がおさえられるということと、恐慌時にも信用のゆるがない発券銀行が十分な金準備をもって絶対的な信証に対して銀行券を発行すること、銀行が集積して産業や商業に対して自己の地位を強化することである。後者の商業と産業との関係の推移は、産業の集積、株式会

社形態により、企業の抵抗力と銀行支配が発展すること、商業一般の除去あるいは商人のシンジケートやトラストの代理店化により投機が後退することである。かくて、これらの諸契機は、信用・貨幣恐慌現象に変化をもたらす。これらの諸契機に、ヒルファディング独自の「流通最低限」についての「無政府的生産の作用の除去」の概念と、金迂回の不要を付した「社会的必要流通価値」の概念とが結合せられ、さらにそれに対応する「総カルテルの成立への傾向と中央銀行の形成への傾向」とが合致させられることにより、巨大な集積力をもった金融資本の貨幣・信用流通の管理へと論理が結合させられると、「組織された資本主義」の可能性に到達することになる（第Ⅲ篇最後部、「金融資本の歴史的傾向」）。しかるに他方、ヒルファディングは、「カルテルに絶対的な限界はない」として「総カルテル」の可能性や「組織資本主義」の傾向をのべている直前では、カルテル産業の特別利潤（蓄積さるべき資本量）と同時に生産制限を行なうカルテルにとまなう投資の緩慢化（投資の可能性の減退）との矛盾から、その矛盾の激化と解決の必然的方向として、資本輸出に論及している。そしてまた第Ⅳ篇（金融資本と恐慌）では、社会的・政治的にであるが総カルテルの限界を明示し、総カルテルによる恐慌回避の期待を否定する（第Ⅳ篇最後部、「カルテルと恐慌」）。

したがって、前者の「総カルテル」「組織された資本主義」の傾向の指摘を偏重すれば、前述した通説による批判的評価となる。しかし、後者の「総カルテルの限界」の指摘を注視すれば、「恐慌の性格における変化カルテルと恐慌」で、カルテル化産業の特別利潤と投資の緩慢化（過剰資本）の矛盾、その矛盾の解決形態つまり過剰資本の処理形態としての資本の輸出、経済領域をめぐる闘争＝帝国主義戦争と諸階級の政策、社会主義革命（プロレタリアの権力奪取・独裁）へと、第Ⅴ篇「金融資本の経済政策」にみる第3の課題に連続していく意義を一応筋だてて読みとることが可能

である。このように読みとるとすれば、『金融資本論』の序論ともいべき具体化の契機をのべる第Ⅰ篇の展開、ついで第Ⅱ篇、第Ⅲ篇での資本の集積・集中、金融資本の形成と蓄積機構の展開、そして金融資本支配のもとでの恐慌の性格における変化を扱った経済理論篇の総括としての第Ⅳ篇から、その客観的条件を前提にした社会主義の主体的条件を解明する第Ⅴ篇へと、最初に提起した三つの課題をつなげて論理連関をたどることが可能と思われる。

#### 4. む す び

ここで当面の第Ⅰ篇を主とする信用論と第1および第2の課題との関連にもどって、結論的なことをのべておこう。

われわれにとって必要なことは、ヒルファディングが傾向として唱えていた「組織された資本主義」に墮するのではなく、信用論を『金融資本論』の体系的展望のなかに位置づけることである。ということは、銀行による流通信用の媒介（商業信用代位）、資本信用の供与、発行業務の諸機能は、課題接近のいわば競争と信用論の具体化の契機であると理解して、恐慌と資本の集積・集中、独占・金融資本の形成と運動、そして恐慌の「形態変化」という理論具体化の課題と係わらせてみることである。これは、ヒルファディング自身が展開していた信用論の具体化であると理解して、商業信用と銀行信用（商業信用代位の側面と資本信用の側面とをもつ）とは、現実の資本の運動の過程で必然化する景気変動・恐慌との有機的関連で、信用貨幣と金準備との関連や利子率変動に連なるように、統一的に把握さるべきである。そしてさらに、金融資本またその運動と関連してでてくる管理通貨の問題は、この景気変動・恐慌を媒介とした資本の集積・集中を基礎として、固定資本の巨大化にともなう信用制度（資本信用）と擬制資本を利用した株式会社形態による資本の集積・集中という独占への

傾向との連関で具体化さるべき、ということである<sup>8)</sup>。

注

- 1) 星野中, 本間要一郎, 藤村幸雄などに代表される見解。
- 2) 宇野弘蔵, 侘美光彦, 桜井毅などに代表される見解。
- 3) 中田常男, 野田弘英などに代表される見解。
- 4) 川合一郎, 生川栄治, 深町郁弥, 飯田裕康, 坂本正などに代表される見解。
- 5) マルコフ, 飯田繁などに代表される見解。
- 6) 春田素夫などに代表される見解。
- 7) 上記の注(4)の見解がこれにあたる。
- 8) 詳しい論点と文献については, 松井安信編著『金融資本論研究 コメンタール・論争点』北海道大学図書刊行会, 1983年, を参照されたい。

＜討 論＞

高山報告へのコメント

坂 本 正

高山洋一氏の御報告は, 松井安信編著『金融資本論研究』(北大 図書 刊行会)の成果をふまえて信用論を中心に新たな論点を提出されている。とはいえ, その内容はヒルファディングの金融資本体系の理解に関わるもので, ここでは方法的に従来の諸説とは全く異質な分析視角が強く打ち出されている。それはヒルファディングの理論体系を変動的に理解する, つまり恐慌論的な契機を析出を軸に理解していくというもので, むしろこの変動的な展開にこそヒルファディングの功績があるといわれるのである。こうした主張は『金融資本論研究』に共通にみられるもので, 高山氏はこの共通認識に基づいて議論を展開されているのであるから, 私も信用論を中心に氏の議論を検討するにあたって, その背後にあるこの分析視角についても言及することにした。

ところで, すでに明らかなように, 氏の報告の基調はヒルファディングの理論内容に一定の意義を認め, それを積極的に再評価しようという点におかれている。これまでのヒルファディング研究では, ヒルファディングの理論的な誤りをいかに明快に裁断するかというのが伝統的な手法であって, 近年みられるような積極的な評価を試みる動きは依然として少数であるから, 高山氏をはじめ多くの若手研究者が結集してヒルファディング再評価の立場を明確にしたことは, 今後の研究の活性化に大きな意味をもつと思われる。

このように, 私はヒルファディングの理論的な先駆性をひき出そうとされる氏の研究姿勢そのものには強い共鳴を覚えるものであるが, 氏がヒルファディングの解

釈に動態的な分析視角を導入すべきだとされる主張には全く同意できない。

氏はこれまでのヒルファディング解釈は、動態的な分析視角が欠落しているために「いまひとつ」の感があるといわれるが、氏がこう主張される論拠は極めて乏しいように思われる。氏の論拠はせいぜい第I篇第6章の利子率の箇所だけであって、ここで示されている動態的な視角が金融資本の形成過程でどのように展開されているかという点については何ら説得的な説明をされていないのである。

確かに第6章の利子率の理論的位置づけは信用論理解にとって重要な論点であるにもかかわらず、その内容について十分な説明がされているとはいえない。その限りでは氏がこの点に注目されるのに何ら異議を唱えるつもりはないけれども、ここで折出されている動態的な分析視角がヒルファディングの体系を貫いているとはたしていえるであろうか。

私見によれば、ヒルファディングはこの章によって信用論をひとまず変動論的に完結させると同時に、利子率の確立を基礎に金融市場・株式会社論(第II篇第7章、株式会社)へと信用制度論的に上向しているのであって、論理の道筋は金融資本の形成へ向けて蓄積論的に展開されている。利子率変動論は、恐慌論(第4篇 金融資本と恐慌)での分析手法として展開されているもので、変動論と蓄積論は明確に論的に区別されているとみるべきであろう。氏がいわれるように、変動論的な契機を積みあわせながら動態的に金融資本の形成が説かれているのではないのである。

氏の構想されている金融資本把握の方法でヒルファディングの理論内容を読みかえるというのならともかく、氏の説明はヒルファディング解釈の作業仮説としては相当に無理があるといわざるをえない。したがって、氏の厳しい批判をうけて不十分な点をどう改善すべきか検討しようにも、今のところ問題とすべき論点が明確に提示されていないために、ただ戸惑うばかりである。そこで氏の議論に対する私の疑問をいくつかあげ、論争点の明確化に努めることにしたい。

1 高山氏の報告では、ヒルファディング『金融資本論』の理論部分での方法的課題として、①独占資本の成立の導出、②金融資本下での恐慌の形態変化の分析、が2つの柱として位置づけられている。この整理自体に氏の独特の理解がみられるのだが、氏はこれから更に進んで、ヒルファディングの意図が実は変動要因を織り込みながら独占・金融資本の成立を説くことにあったと主張されるのである。興味深い問題提起とはいえ、これまで問題とされてきたのは、金融資本を構成する独占の形成と信用制度の展開がどのような関係にあるかという点である。高山氏の整理では、信用制度の側面の考察が完全に欠落している。信用論を問題とすればこの面が本来重視されるべきであろう。氏はこの側面についてどのようにお考えなのだろうか。できれば、信用制度の展開と景気変動という点についてもおうかがいしたい。

2 氏が考察の柱とされている恐慌論は、恐慌の形態変化を論じている点にその

特徴があるが、この恐慌論の体系上の位置を定めるにあたってヒルファディングは相当に苦心したのではないと思われる。つまり、独占・金融資本の導出という蓄積論的議論と景気循環・変動の議論は、たとえ現実にはからみあって進行するとしても、両者を統一的に展開することが困難であるために明確に区別して論じるという構成がとられたと私は考えている。しかし、氏の理解では両者は密接にからみあって展開すべきもののようなのである。とすれば、ヒルファディング恐慌論の位置を氏はどのように評価されているのであろうか。

現行のヒルファディングの構成でよいといわれるのであろうか。あるいはヒルファディングの構成は不十分であるから、根本的に組み直すべきだとお考えなのであろうか。

さて、これと関連して強く問いたいのは、ヒルファディングの現行の構成において、いわばヒルファディングの論理に即した内在的な理解として、金融資本を導く議論の中に変動的要因が色濃くみられると考えておられるのかどうか、という点である。また、ヒルファディングの意図が氏のいわれるように変動的契機の析出にあるとすれば、具体的にどのような論拠があるのか、おうかがいしたい。

更に、私も含めてこれまでの解釈が、変動要因を無視したためにいまひとつ不十分であるとすれば、その欠陥はどのような点にでていると考えればよいのであろうか。変動要因をつけ加えることによって、具体的にどのような新たな議論の展開が可能になるのであろうか。

総じて氏の場合には、ヒルファディング自身は区別して展開しているものを、組みあわせて展開すべきで、そう読み込むことが可能な萌芽がヒルファディングの展開の中にあるのだ、と主張されているのか、ヒルファディング自身が組みあわせて展開しているものをこれまでの論者が見落してきたと主張されているのか、その批判の視点が不明確である。いずれにせよ、余りにも論拠に乏しいので、議論を深める意味で以上の諸点について、氏の具体的なお考えをおうかがいしたい。

3 氏が変動要因を強調される際に唯一依拠されているのは、ヒルファディングが信用論で利率急騰問題を論じている箇所である。私もこの箇所で開催されている内容には十分な注意を払うべきだと考えているが、この箇所が変動論的理論構成の論拠だとされる主張には同意できない。しかし、この点はすでに触れたので、ここでは氏が問題とされている利率論の内容に少し立ち入って問題点を取りあげることにしよう。

氏は、利率急騰問題に関連して、ヒルファディングが流通信用——資本信用の関係に対して一般的規定と変動的規定の重層的規定を与えていると主張されている。氏はこの2つの規定のうち変動的規定の方を重視されているようであるが、一般的規定の方はどのような意味をもつことになるのであろうか。あるいは一般的規



定が変動の規定に即して、再検討されることになるのであろうか。

ところでより重要な点は、氏がここで利率急騰問題を重視されるのは、単に変動的な構成がとられているという点についてのみ評価をされているのであろうか、それとも利率急騰の問題について示唆的な内容であるという点を含めて評価をされているのであろうか、ということである。

もし示唆的とお考えだとすれば、それはどの点についてであらうか。そしてその場合、ヒルファディングが2つの信用範疇区分をおこなったことが、こうした示唆的な展開を可能にしたとお考えなのであろうか。

さてこの論点については、更につきによる疑問点を提出しておくことが討議のうで有益であらう。

資本信用といえば、通常固定資本信用を意味するほど両者の関わりは深いのだが、この箇所での資本信用には固定資本信用は含まれているのであろうか。含まれているとすれば、利率変動論の原理的規定の際に固定資本信用を含むことが必要、不可欠だということになるのであろうか。それとも固定資本信用を含めた利率変動論が先駆的に展開されていると理解されているのであろうか。

あるいは又、固定資本信用が含まれていないとすれば、マルクス恐慌論の理論装置とどこが違うということにならうのであろうか。というよりも氏は、マルクスよりもヒルファディングの理論展開の方がすぐれていると主張されているのであろうか。

4 つぎに利率急騰を説く第6章と、第Ⅱ篇第7章株式会社との関係についておたずねしたい。

第6章で変動論的な展開がされていても、それはひとまず信用論体系を締めくくるという意味をもっていると私は考えているが、氏の場合、ここでの変動論的な展開を更におし進めるとすれば、第6章と第7章とはどのような関係で理論的に連繫されるとお考えなのであろうか。

株式会社を問題にするのは、ヒルファディングの信用範疇区分の中で重要なのは資本信用範疇であり、この範疇が株式会社と密接に関わっているからに他ならない。私の理解では、株式会社を信用制度論的に展開し、これを前提にすることによってはじめて、資本信用は十分な内容を与えられるとあってよい。いいかえれば、この次元ではいわゆる固定資本信用に関わるものとして資本信用の積極的な意義があり、ヒルファディングの信用範疇区分もこの点を強調することにあつたはずである。これは蓄積論的に議論を展開する際の重要な論点のひとつであるが、氏はこのような資本信用範疇の展開に対して、変動論的視角あるいは動態的をどのように導入すべきだとお考えなのであろうか。

なお、資本信用について付言しておく、現在この資本信用という範疇が多くの

論者によってさまざまに用いられている。金融資本把握へ向けて信用制度の研究が進展するにつれて現われてきた研究状況のひとつであるが、どの論者もヒルファディングの資本信用範疇との関連を明らかにせず、もっぱらヒルファディングの用語法との相違のみを強調しているといつてよいであろう。しかし、こうした試みはヒルファディングの問題意識と共通性があるばかりではなく、ヒルファディングから多少とも影響を受けているはずである。従って、こうした近年の研究動向を踏まえて、ヒルファディングの資本信用の意義が積極的に再検討されるべきだと考えるのだが、この点について氏の御意見があればお教え願いたい。以上、論点は多岐にわたるけれども、ヒルファディング理解にとって重要な意味をもつものばかりといつてよいであろう。氏のお答えが氏の主張を明確にし、ヒルファディング研究に活発な論争をひきおこすことを期待するものである。

#### 坂本正氏のコメントへの回答

坂本正氏は幾つか論点を挙げているが、個々の論点を含む主要な見解の違いは『金融資本論』の体系の読み方にかかわっているようである。したがって、ここでは、われわれの『金融資本論』に対する「変動論」ないし「動態論」的評価ということについて、指摘された疑問点への回答をおこみながら、明らかにしたい。

端的にいって、われわれの『金融資本論』に対する問題意識は、これまでレーニンによるヒルファディングの「金融資本」規定批判が極端に一面化されてきた傾向のなかで、はたして『金融資本論』の理論体系を課題に即して読んでみて再検討の余地はないか、ということである。この問題意識はわれわれと坂本氏とで共通している。しかるに具体的に再検討の道が分かれていくのは、坂本氏の表現を借りると、氏がそれを「蓄積論」におくのに対し、われわれがそれを「変動論」におくところにある。坂本氏によれば、『金融資本論』を内在的に読むと、それは「変動論」的展開になっていないということである。ほんとうにそうであろうか。

わかりやすくいうと、われわれは『金融資本論』の課題と各篇のつながりを、競争・信用論と恐慌論をとり入れたマルクス経済学批判体系プランの後半の具体化として、体系的に読みとろうとしている。そうすれば、これまでの一面的評価では否定的位置におかれる嫌いがあった『金融資本論』を生かして読みとれる点が多々あるのではないかと、ということである。もう少し具体的にいうと、従来レーニンの『帝国主義論』が表だち『資本論』と直結される傾向が強かったが、その『帝国主義論』には恐慌論の本格的展開がないから、これでは『資本論』から『帝国主義論』へと論理の飛躍があったと思われる。これに対して『金融資本論』は、『資本論』では残された競争・信用論と恐慌論の具体化を媒介に、資本の集積・集中のプロセスを資本主義の段階をささむ一般理論として展開している。ただそう評価するには

でも、われわれじしん、第Ⅳ篇「金融資本と恐慌」での恐慌論は第Ⅲ篇以下とくに第Ⅰ篇でもっと展開されてもよいと考えている。したがってわれわれは、『金融資本論』の評価にあたって、それが現にある篇別構成・内容を厳密において百パーセント良しとしているわけではないので、その意味ではわれわれなりの読みこみがあるといわれてもよい。

しかし、だからといって、坂本氏のように変動論は第6章の利子率の箇所だけだといいきれるものではなく、恐慌論に関しては、第Ⅰ篇のその他の章でも流通信用と資本信用との関連とか、銀行券の現金化の問題においてふれられているし、第Ⅱ篇でも所有の集積過程と係わらせて、第Ⅲ篇でもコンビネーションの形成を導く論理の重要な環として位置づけられている。そして、われわれは、同時にそこには競争論と信用論の具体化の観点が貫かれ、信用制度と株式会社（第Ⅰ篇、第Ⅱ篇）、景気変動と競争（第Ⅲ篇）の諸契機を媒介に、資本の集積・集中と金融資本の形成を明らかにしようとする意図を読みとるのである。

ヒルファディングは利子うみ資本論を積極的に発展させ、変動過程の分析を明確にするため商業信用と銀行信用の用語を流通信用と資本信用に置き換え、恐慌と両信用の関連、信用創造・準備金と利子率変動を論理具体化している。このばあい資本信用は、報告で明らかにしたように、必ずしも固定資本信用に限定して使われていない。われわれが、とくに流通信用と資本信用の関連の一般的規定と変動的規定といって問題にし、利子率変動を重視している理由は、それは再生産・価値との点検を客観化し、恐慌と過剰資本の処理問題、資本の集積と集中、さらに国家と金融政策にも係わる世界市場と恐慌の具体的分析に発展する性格のものだからである。利子うみ資本が銀行・信用制度のなかで具体的形態をとり、一般的利子率が形成されていて、資本の競争戦と恐慌を媒介にする資本の集積・集中の契機が基礎的に与えられておれば（第Ⅰ篇）、固定資本の巨大化と固定資本信用にともなう資本信用の巨大化と固定資本信用にともなう資本信用の限界から資本還元された擬制資本を利用する株式会社へと（第Ⅱ篇）、理論は展開しうる。かくして競争と信用を通じる信用制度と株式会社の発展は後半の具体化の基礎理論ともいうべきもので、それは第Ⅲ篇以降で利潤率の均等化の障害とその克服をめぐる資本の競争・景気変動の運動のなかで、資本の集積・集中、金融資本の形成に具体化されていく。そして、あらたな資本主義の運動法則、そのもとでの恐慌の形態変化（第Ⅳ篇）、過剰資本の対外的処理形態としての資本輸出、そこからうみ出されてくる矛盾・軋轢と帝国主義戦争の動き、矛盾の対内的はね返りと社会主義の諸問題へと理論は展開され（第Ⅴ篇）、『金融資本論』の課題の論証となっている。坂本氏では、第Ⅲ篇と第Ⅳ篇および第Ⅴ篇の理論的連関、とりわけ第Ⅴ篇はどのように説明されるのであろうか。われわれの疑問となるところである。

われわれは、『金融資本論』の体系を以上のように解することによって、第Ⅲ篇と第Ⅳ篇、さらに第Ⅳ篇を介する第Ⅴ篇との理論的連関をたどることができる。かくて『金融資本論』は、『資本論』を具体化し、『帝国主義論』に架橋し補完するものといえるであろう。

### 質疑応答の概要

報告に対して次のような質問がなされた。

河野惟隆氏（拓殖大）からは、流通信用と資本信用とは同質のものではないかという主旨の、三宅義夫氏（大東文化大）からは、商業信用に対する手形割引では銀行からの預金引き出しで必ず現金が出ていく、したがって資本信用、利率の上昇に連なるのではないか、という主旨の質問がなされた。また飯田裕康氏（慶応大）からは、第1に、ヒルファディングの資本信用の概念は多面的であるが、流通信用には支払信用に接続する側面と資本の再生過程に立脚する側面があり、後者は資本信用にとりこまれる内容となっている。利子うみ資本の自立という内容を資本の再生産と貸付可能貨幣資本の源泉とあわせて、ヒルファディングの内容に即して明らかにすべきでないか、という主旨の、第2に、ヒルファディングの信用論は、第1の課題との関連で、マルクスの信用論（商業信用と銀行信用、貨幣資本と現実資本）といかなる関係で発展させられているのか、という主旨の質問がなされた。

これらの質問に対して次のような回答がなされた。

ヒルファディングにあっては、銀行による手形割引がすべて資本信用→利率変動で説明されているのではない。ヒルファディングでは、社会的再生産がうまくいき資本循環の流動性が円滑である時期の手形割引は本質的に流通信用（商業信用）として利率の変動に係りなく、実現が困難となり還流が遅滞する時期の手形割引は本質・実体的に資本信用として利率の変動に直接係わる、と区別のうえで関連づけられている。ヒルファディングはこのことによって再生産と信用の価値論的關係を客観化し、景気変動と利率の変動との関係を理論化していると評価できる。

坂本氏のコメントに対しては次のような質問がなされた。

高山満氏（東京経済大）からは、坂本氏は金融資本論の形成について蓄積論視角を強調するが、総体としては資本の現実的運動としての景気循環を通じる資本主義の段階的構造変化が問題にされるべきでないか、という主旨の、一ノ瀬篤氏（愛媛大）からは、『金融資本論』にはダンピング、関税闘争とか過剰資本の問題があるといえるが、株式会社と恐慌のような問題は坂本氏ではどう位置づけられるのか、という主旨の、大泉英次氏（和歌山大）からは、『金融資本論』では蓄積論の他にも景気変動における資本の運動・競争で独占形成論を理論化している素材があるが、これをどう考えるか、という主旨の質問がなされた。

これらの質問に対して次のような回答がなされた。

独占形成また金融資本の成立を説明するばあい、蓄積論のほか同時に恐慌・変動論をからめていうのはむずかしい。恐慌・変動論は独占形成の主軸にはならず、むしろ信用制度と株式会社で蓄積論的に展開されるべきである。

## 信用制度と国際金融市場の成立

宮田美智也 (金沢大学)

### 序 言

信用制度（商業信用，銀行信用）の理論的体系化の方法としてつぎのようなものがある。産業資本の「流通時間の止揚」要請に商業信用形成の必然的契機を求め，その銀行信用への上向的展開を金融市場（手形割引市場）の成立によって完結させるという方法である。そこでは信用制度（商業信用）成立の基盤である商品取引は一国民主義的視点で総括され，信用制度（銀行〔間〕信用）は国民的金融市場の体系的成立として論じられている。けれども実際には金融市場を形成する銀行（間）信用は国民的枠組を越えて国際間に跨り，世界市場の中心国においていわゆる国際金融市場を成り立たしめているのであった。一般に信用制度論を金融市場論として展開しようとする方法的見地に立つ場合，国際金融市場に結実する信用関係をも問題の視野に収める必要があるのではないだろうか。この報告はそうした問題意識に基づき，金融市場論としての信用制度論に世界市場論的視点を設定する。国際金融市場の成立の論理的説明が課題となるであろう。\*

なおその場合，世界市場を構成する諸国（中心国，周辺諸国）には産業資本が成立し，それぞれの論理次元（商業信用次元，銀行信用次元）に応じた信用制度の展開がそれら諸国において（中心国にたいする周辺諸国の相対的未成熟性において）前提されるであろう。以下の論述が歴史的次元での具体的展開と必ずしも照応しないのはそのためである。以下で析出さ

れる諸範疇の歴史的な検証は後日の課題としたい。

- \* それが以下のとおり6節に分けて果されようとするのであるが、研究会当日においては第5節の全部（「外国為替市場と中央銀行」論）および第6節の後半部分（国際通貨範疇論）は時間の制約上割愛しなければならなかった。

また本稿においても紙幅の制約のために必ずしも意を尽した叙述はなされえないであろう。詳細な展開は別稿にて行うことにしたい。

### 1. 為替取引論と論理次元

まず世界市場を商業信用次元的に考察する。世界市場において商業信用の成立は（国内市場におけるのと同様に）必然的であろうか。

その点に関する従来の見解は外国為替の原理を産業資本（・商業信用）次元で説明するという通例の方法のなかに示されている。(イ)2国間に方向の異なるふたつの債権関係の存在が前提され、(ロ)それが同一国内に振り替えられる取引として外国為替取引を解説する、周知のものがすなわちそれである。それにたいしつぎのように異論を提起したい。まず(イ)について。産業資本次元である以上そこで前提されている国際間の債権関係は、まず商品取引に基づくものでなければならず、内容的に商業信用ということになるであろう。実際最近では「国際的商業信用」なる信用範疇が提示されるようになっていく。しかし産業資本（・商業信用）次元の世界市場で信用（商業信用）が論理的に成り立つであろうか。私見では成立しない。国内では商業信用が成立しているという論理次元のゆえにそれをストレートに対外的にも適用し、産業資本次元で対外債権（債務）を前提する従来の方法は、論理次元的な誤りを犯しているのではないだろうか。

つぎに(ロ)について。産業資本（商業資本）である対外債権者（輸出者）と対外債務者（輸入者）がその対外債権（債務）を取引するとされているわけであるが、しかしそうした取引が成り立つ必然性が再生産論的にみてはたしてあるであろうか。ありえないと考える。従来外国為替論議には

この再生産論的視点が欠落しているように思われる。外国為替制度は資本蓄積上の必然的産物とする見地に立つかぎり、それは不可欠の視点とされるべきではないだろうか。そのもとではじめて外国為替制度は信用制度論として展開されうるであろう。

如上のふたつの主張点について以下説明を加えることにしよう。

まず第1の論点の積極的な含意はこうである。これまで産業資本を配置して為替取引の原理的説明とされてきたのはじつは単純流通次元でのそれではなかったのか、ということである。単純流通次元においてその方向を同一地域内に振り替えるべきものとして予定される対外債権（債務）の存在、つまり単純流通次元の世界市場における販売と支払の時間的分離の発生は、そこでは一般的に——国内市場の立場からは特殊的に——商品の積送時間が無視すべからざる原因となる点を根拠に前提できるであろう。そうしてその振替の可能性を論定しうるであろう。しかるに従来の論議はこの場合のたんなる売手、買手に論理次元的検証を加えることをせず、それらをただちに産業資本（輸出者、輸入者）として展開されてきたのではないだろうか。

それではその論理次元的検証とはどのようなことであるか。世界市場において産業資本を前提した場合、国内市場におけるのと同様の必然性をもって商業信用が結ばれるものとすることができるかどうか、その考察にはかならない。つぎにそれを試みよう。

商業信用の必然性を問題にするさいには再生産論的視点に立たねばならない。そしてそこから商業信用が必然的に形成されるという場合、それに参加する産業資本個々の支払能力は前提され、社会的再生産工程における末端の産業資本のそれ（←最終消費購買力）に集約されるものとされる。つまり商業信用の形成にたいしてその支払決済のいかに問題をとする実現論の視点は、信用の必然性論固有の問題領域を出て信用恐慌論を展開する



ものとなるのであった。その点世界市場を前提とした場合にはどうであろうか。世界市場における国境の存在（世界市場の複合性）がたんに通貨論（←単純流通次元）的ではなく信用論的に問題視される必要が出てくるであろう。世界市場における信用の形成論にたいしては輸入者の支払能力（←輸入国の最終消費購買力）を問題意識する視点が導入されるべきことになる。そしてそれによると国境はつぎのように規定される。輸出者にとって輸入者の支払能力を不分明にする障害としてである。それゆえ商業信用次元の世界市場では信用による取引という論理は成り立たない。後述するように、世界市場における信用の結成は銀行信用の次元に向上しなければならない。再生産論的には世界市場における商品流通は商業流通（信用取引）次元的ではなく一般流通（現金取引）次元的に位置づけられなければならない。したがって銀行信用次元の世界市場で成立することになる信用はいわば消費者信用にアナロジーを求めべきものとなるであろう。輸出は再生産論的に最終的実現にはかならない。

そのようなわけで商業信用次元における貿易（輸入決済）の論理構造はこうなる。輸入者は輸入準備金（一般的な購買手段としての世界貨幣準備金）を用意してはならない。そうしてそれを現送して輸出国に赴き（輸入者自身による現送費の全額負担）、そこで取引を行うか、あるいは外国の輸出者が商品を携えて自国に出向いてきた場合には自国で取引が行われる。後者の場合には貨幣現送費は全額輸出者の負担となる。

ふたつの点で付言が必要である。まず世界貨幣の「一般的な購買手段機能」と「一般的な支払手段機能」という、商品取引の次元での世界貨幣の機能について。前段では世界貨幣の一般的な購買手段機能しか指摘されていない。だがそれは輸入（購買）が輸出（販売）から分離され、一方的に現われるものとして取り上げられているからにすぎない。いま世界市場における間断なき輸入と輸出取引を前提しよう。世界市場はさまざまな国民

経済の接点において複合的に構成されていた。各国民経済相互間における貿易差額の発生→決済手段という側面で世界貨幣の機能が浮び上がってくる。上述の世界貨幣の一般的な購買手段機能はそれが国民経済的に総括されたとき「国際差額の決済のための支払手段」（マルクス）機能、つまり一般的な支払手段機能と規定されるべきものになる。

つぎに、世界貨幣請求権という商業信用次元の信用による貿易は論理的に成立しないとされていたけれども、その点と手形遡求権制度との関連について。そうした主張は手形遡求権制度の存在そのものを論理的に否定するものではない。その対外的発動という事態の発生が根源的に絶たれようとしているわけで、貿易リスクの回避要求の発現にほかならないからである。世界市場における資本の論理そのものといえよう。

## 2. 外国為替制度（為替銀行）の必然性

産業資本としては国内市場においては商業信用によって原材料の仕入に要する準備金の節約を果しているけれども、世界市場においてはそれができないだけでなく貨幣現送費をも負担しなければならない。産業資本がそれらの負担から解放されようとする次元で為替銀行、引受信用が必然化するであろう。その論証がつぎの課題である。

商業信用次元の世界市場では世界貨幣請求権という信用（手形）による商品取引は論理的には成り立ちえないという場合の根拠は、再生産論的にみて輸入者の支払能力（←輸入国の最終消費購買力）を前提しえないという点に求められた。そこで信用による世界市場取引の論理はその当事者のなかからある特殊な資本が外化し、それが輸入者の支払能力を保証するようになることによって成り立つ。その商業信用次元の世界市場取引を構成する産業資本から外化する資本が為替銀行であり、その与える支払保証が信用範疇としては引受信用と規定される。

そしてその引受信用は具体的には商業信用状の開設として供与されるのであるが、それには当然為替銀行としての支払準備金の形成が裏付けられていなければならない。それではその為替銀行準備金はどのように範疇形成されるのか。産業資本次元の世界貨幣準備金の高次化としてである。つまり産業資本次元の世界貨幣準備金が為替銀行に共同保管され、それが共同利用に供されようとする次元で成立する。

このように産業資本次元の世界貨幣準備金が為替銀行の支払準備金に高次的に外化する次元で為替銀行範疇、引受信用範疇は成立する。したがってその点を輸入者の視点で換言するとつぎようになる。かれの輸入準備金は為替銀行に預けられて、つまり為替銀行次元の世界貨幣準備金の高次的成立によって輸入者（産業資本）次元の世界貨幣準備金は為替銀行預金に転化するわけで、かれのために為替銀行が外国の輸出者にたいして与える支払保証の担保の役目を果たすということである。

世界貨幣準備金範疇の高次的展開という論点は以上のとおりである。つぎに為替銀行の与える引受信用を外国の輸出者の視点でみてみよう。輸入者の受けたその引受信用は輸出者にとっては具体的に根拠づけられている必要があろう。実際そうでなければ第三者（輸出者）にたいする支払保証としてそれは無意味になるであろう。それでは輸出者にとって輸入国の為替銀行の支払保証の確実性を実証するものはなにか。支払準備金の存在にほかならない。それが輸出国において証明される必要がある。そのためには輸出国の為替銀行にそれが預託されていればよい。ここで各国の為替銀行相互間での支払準備金の預託関係つまりコルレス関係成立の必然性を一般的に規定できる。（為替銀行範疇の成立の次元では貨幣の現送は必然的である。その費用の負担関係はのちに為替相場論のなかで説明する。）と同時に、外国の為替銀行にたいする預金債権をその内容として外国為替という範疇が成立する。

そのようなわけで為替銀行の成立あるいは輸入者が自国の為替銀行によって引受信用を受けるという論理次元では、輸出代金の取立を行うべき輸出者にとってつぎのような為替の取組が可能になる。すなわち自己の取引銀行を受取人、そしてそれとコルレス関係にあつて輸入者に引受信用を供与した銀行を名宛人にして為替手形を振り出すならば、それが受取銀行に買取られることによって輸出代金の回収が果されるというものである。一般に外国の為替銀行預金債権と規定される支払準備金範疇の外国為替は、輸出為替手形によってその具体的機能を担われるという関係が成り立つ。外貨預金債権という外国為替範疇としては同じであっても、準備金範疇としての外国為替（前者）にたいし通貨範疇としてのそれ（後者）が区別される必要のあることがわかる。あらかじめ指摘しておく。

さて、為替銀行の成立によってはじめて世界市場でも信用（輸出為替手形）による商品取引が可能となるのであった。しかしそのようにいふさいには、ついで世界市場取引の最終次元的流通という性格に注意が払われなければならない。輸出為替手形は一覧払手形であることをその本来の性格とするという論理が帰結することになるであろう。いうまでもなく、それは世界市場における期限付手形はその利用を論理的に排除されるということではなく、期限付手形による国際間商品取引には利子が成立することを合意するものにほかならない。その手形期間に見合った利子が輸出価格に上乘せされ、輸入者の負担するところとなるであろう。念のためつぎの点付言しておく。われわれは利子範疇は銀行信用次元で成立すると考える。為替銀行（引受信用）とは後述するように預金銀行（銀行信用）でもあり、ここでは論理次元的にも利子を論じることができるのであった。

ここで世界市場における中心国、周辺諸国という枠組を設定することにしてしよう。本節の展開がいつそう具体化するであろう。つぎのとおりである。

まず為替銀行準備金の国際間の預託関係について、それは相互的というよりも周辺諸国が為替銀行から中心国が為替銀行へという一方的方向で成立すると指定されるべきことになる。為替銀行次元の世界貨幣準備金の中心国への集中ということにはかならない。そこで外国が替範疇の内容も中心国が替銀行預金債権として具体的に規定されるものになる。そしてその中心国が替銀行預金債権という外国が替範疇の成立は、為替銀行次元における中心国を基軸とする世界貨幣準備金の国際間共同利用の関係の形成を直接的に反映している。輸出者、輸入者次元で換言すると、世界市場における取引はそれが周辺国相互間にわたる場合でも中心国通貨建てで行われるということにはかならない。

こうして中心国が替銀行では産業資本との間で外国が替取引が生じることとはない。いわゆる為替銀行の対顧客が替取引といわれるそれに特殊な対産業資本取引は、周辺諸国の為替銀行に固有のものということになる。したがって以下において為替銀行の範疇的な特徴を預金銀行範疇との関係でさらに問題にしようとする場合には、周辺諸国の為替銀行にたいして視点を設定すべきことになる。

### 3. 為替銀行(引受信用)とその対顧客が替取引

前述のように為替銀行は中心国銀行預金債権という外国が替範疇の支払準備金を保有していて、その与える引受信用が中心国向け(国際的)に有効であるのはそのためであった。それではその外国が替によって輸入決済はどのように行われるのか。以下貿易相手国は中心国であると仮定して考察する。

引受信用の供与とは一般的にいえば相手国の輸出者がかれの取引銀行(→買取銀行)を受取人とする自行宛が替手形(輸出が替手形)の振出を認めるということであった。それはいまの場合中心国の輸出者によって輸

入国である周辺国為替銀行（被仕向銀行）宛に振り出される。そしてそれが受取銀行である中心国為替銀行（仕向銀行）に買取られてのち名宛銀行へ郵送され、手形期限（一覽払、期限付）に応じて取立が行われる。名宛銀行はそれが受取銀行に保有する預金を引き落されるのである。他方輸入者による被仕向銀行（取立銀行）にたいする支払は、かれが同行に保有する預金（輸入準備金）をもって行われうる。この逆為替の被仕向為替取引は為替銀行にとっては売為替取引であり、売為替相場が成立する（金利問題は捨象）。

だが、被仕向銀行にとっては売為替は外国為替（支払準備金）の取り崩しにはかならないのであった。その復元のためには他方でみずから仕向銀行の役をも果し、買為替を行わねばならない。買為替相場が成立する。

ここで3つの問題が提起されることになるであろう。まず輸出為替手形（輸入為替手形）は為替銀行保有の外国為替のいわば機能形態において、つまり通貨としての外国為替範疇として為替銀行次元的な貨幣機能を果すのであったが、それをどのように理解するか。つぎに輸出為替手形による貨幣現送費節約とかかわるが、売為替相場と買為替相場という為替相場の現象はなぜ成立するのか。第3に対顧客為替取引と銀行信用の関係についてである。第1問はのちに論じるとして、あとの2問をここでは順次みていく。

為替銀行の対顧客取引における為替相場現象成立とその本質を分析しようという場合には、その為替取引の本質の確認がまず必要である。そしてそれは売買にはかならない。その根拠はすでに明らかであるが、ここで念を押しておこう。輸出は再生産論的にみて最終的次元の価値実現であったからである。すなわち輸出為替手形による信用関係は引受信用を前提にしてはじめて成立し、輸出者による為替銀行への輸出為替手形の売却はその化体する国際的信用関係からかれを解放するのであった。それゆえ輸出為

替手形の代り金は買取銀行にとっては創造預金ではなく本源的預金として位置づけられるべきものとなる。このように考えられていたからである。

さて為替取引が本質的に売買であるとする、そこには価格が成立するであろう。そのさいにはしかし売買対象が(被仕向)銀行宛為替手形という特殊な商品であり、しかも中心国通貨建てで表示されている点に注意すべきである。なぜならば、まず前者の点で価格が成立するとすれば、特殊な価格つまり「価格」とされるべきだからであり、つぎに後者の点で為替平価を基準とする中心国通貨の当該国民通貨との交換(両替)が生じるからである。そうして前者の「価格」の受払と後者の両替は同時に同所で行われるという点が指摘できるからである。為替の「価格」は特殊的表示形態をとることにならざるをえないことがわかる。すなわち為替売買における「価格」はそれ自体として両替相当分とは別建に表示されず、両替相当分に加減されてその合計のなかに埋没する。邦貨建てであれば為替平価+「価格」で売相場、為替平価-「価格」で買相場が成立する。

それではその「価格」とはなにか。貨幣現送費節約の代価にはかならない。買為替の需要者(輸出者)と売為替の需要者(輸入者)はそれぞれの立場で為替取引にさいして「価格」を支払いながらも、通常その「価格」が貨幣現送費よりも安いという点でその差額を貨幣現送費の節約益としてみずからも取得できるのである。他方為替銀行としてはその「価格」をどのように入手することになるのか。いうまでもなく売相場と買相場の差額、つまり顧客為替の売買差額としてである。それが貨幣(世界貨幣準備金)の現送(→コルレス預金の形成)費用に充当されることによって、為替銀行は論理的に成立するのであった。産業資本(輸出者、輸入者)のなかから為替銀行が折出されるというのは、そういうことであった。そのうち(後述の国際的銀行間信用が成立しうることになって)顧客為替の売買差額は為替銀行の利得となるであろう。こうして貨幣現送費の節約益は輸

出者、輸入者、為替銀行の3者間で分割されるのである。

そのようなわけで為替相場なる現象は貨幣現送費の分割関係を反映しているのであった。その本質を形成する「価格」については、ついで変動リスクが問題になるであろう。為替銀行の立場でいえば為替売買差損発生危険性があり、それが回避されなければならないということである。銀行間為替取引が必然化する。のちに論じるであろう。他方産業資本の立場では「価格」の高騰つまり輸出者の立場でいえば買相場の上昇、輸入者からは売相場下落が生じうる危険性にはかならない。為替予約が行われることによってそれに対処しようとするであろう。先物為替という範疇が直物為替範疇に対立して成立する。

以上で為替相場論を終えて第3の問題に移ることにし、為替銀行の対顧客為替取引を銀行信用論の視点から検討することにしよう。そのさい問題はつぎのように設定される。輸出者はなぜ輸出為替手形を売却するのかと。

輸出者は輸出品の仕入にさいして商業信用を結び、その決済手段が必要だからである。輸出者としては輸出為替の買取銀行からは国民(預金)通貨として機能する一覽払銀行債務を受け取ることができればよい。そのさい注意すべきは、その一覽払銀行債務とは銀行からみていわゆる創造預金ではなく、本源的預金債務として理解されるべきであるということである。(輸出は最終的実現の場であった。)そしてその預金が小切手によって流動化するわけで、為替銀行は預金銀行でなければならないことになる。銀行準備金の(世界貨幣準備金とは兌換準備金でもあるという)二重的機能規定はここで与えられうる。

こうして売為替論(被仕向取立為替取引論)もつぎのように説明されることによって完全なものになる。輸入者は輸入品を商業信用で国内販売する。かれは信用の一方的授与者の立場に立つであろう。しかし受け取った



手形の割引を受ければ、設定された預金をもって後続する輸入取引を行うことができる。ここにおいてかれは輸入準備金（世界貨幣準備金）を節約できることになるわけで、さきの手形割引のさいの割引料がその代価ということになる。

ここで本節の論点を整理してみよう。つぎのようになる。すなわち

預金銀行（銀行信用、兌換準備金）が同時に為替銀行（引受信用、世界貨幣準備金）として機能するという点、そのことが為替銀行の対顧客が替取引は銀行信用と一体的に展開されるという点で論証された、と。

少し具体的にいえばこうである。為替銀行の対顧客が替取引は世界貨幣準備金（＝兌換準備金）の共同利用によるその節約であるとともに、輸出為替（輸入為替）に為替銀行次元的な貨幣機能を付与することによって貨幣現送費の節約を可能にする。為替銀行は前者の点で利子を、後者の点で対顧客が替売買差益を取得しうる根拠をもつ。

さてそうした展開が以上でなされてきたとして、しかしここで疑問がひとつ提起されることになるであろう。もっぱら逆為替方式によって論歩が進められてきたようであるけれども、為替による世界貨幣移動方式には並為替方式もあるわけだから、それだけでは一面的な立論ということになるのではないか、という疑問にはかならない。両方式の論理的内容を検討しなければならない。

逆為替方式も並為替方式も為替銀行成立次元の国際的債権関係の成立を前提している点では共通する。だが商品取引の次元では逆為替方式の論理しか成り立ちえない。国際的商品取引が外国為替論の次元で成立しうるということは、信用状付為替手形の振出が行われるということにほかならなかった。貿易において並為替方式とられる論理的必然性はないということである。それでは並為替の論理はどのように成立するのか。並為替は貨幣取引次元的な国際間貨幣移動の方式である。逆為替の論理が為替銀行の対

顧客取引次元つまり輸出為替（輸入為替）の売買次元で成立するという点でいえば、この並為替は為替銀行相互間での為替取引が展開されるより高次の次元、つまり銀行為替の売買次元で成立する。そのようなわけで世界市場における商品取引決済について並為替と逆為替を並列的に取り扱うという俗流的傾向にたいし、並為替は逆為替よりも論理的に高次の方式であることをここで強調しておきたい。

#### 4. 為替銀行間取引と外国為替市場

為替銀行の産業資本との為替取引は商品取引次元的な被仕向売為替、仕向買為替として展開される。以上に明らかにしたとおりである。続いてそうした対顧客為替取引を反映する為替銀行の為替持高に止目し、外国為替市場成立の論理を析出することにしよう。

為替持高に焦点を合わせようとするにあたりまず確認しておくべきことがある。現金持高やそれに直物為替持高を合計した持高だけでなく、先物売買残高をも総合した為替持高をも論理的に指摘できる立場にわれわれはいるということである。為替銀行の対顧客為替取引の次元で先物為替は直物為替の対立物として範疇的に成立することがすでに（前節で）論証されているからである。

そうしてつぎに、ここではその為替売買残高の発生つまり為替持高の不均衡、さらに換言すると為替銀行の立場での為替リスクの不可避性が問題になるが、それは為替銀行による世界貨幣準備金の共同利用の不効率性の個別為替銀行次元への反映にほかならないという認識をもつことが重要である。通常銀行間為替取引は為替リスクの回避を必然的契機としてその成立が説かれるけれども、しかしそれだけでは再生産論的視点が欠落しているという問題点を指摘できることになるからである。為替リスクの克服問題とは世界貨幣準備金の共同利用（節約）関係の高次化という視点から照

射されるべきものである。

そのようなわけで個別為替銀行次元的にみて為替リスクの発生の可能性が銀行間為替取引を必然化する。為替持高の均衡が図られようとするわけである。銀行間取引の対象として、銀行為替といういわば通貨としての外国為替範疇が輸出為替の高次範疇として成立する。銀行間為替取引論としては以上でその半分を扱ったことになる。あとに残されているのはいわゆる為替資金の過不足問題についての考察である。

そこでその問題を取り挙げよう。そのさいにまず重要なのはつぎの点を押えておくことである。すなわちこの為替資金の過不足問題とは為替リスク問題と同様に、再生産論的視点からみた為替銀行による世界貨幣準備金の共同利用の不効率性の個別為替銀行次元への反映にはかならないということである。そしてそれは一般に為替邦貨資金と外貨資金の不均衡として現出する。為替銀行にとって邦貨資金の流出・流入する時点と外貨資金の流入・流出する時点とが為替の郵送時間の存在のゆえにずれてこざるをえないことによって不可避的に発生することである。為替銀行としては対顧客為替取引の円滑化、つまり対顧客為替取引の機動的展開が阻害されることにならざるをえない。その対顧客為替取引では直物為替と先物為替が売買され、しかもそれらには一覽払為替から各種期限付の為替が含まれているわけで、為替持高調整は必ずしも為替資金の調整を結果するものとはならず、そのために独自に為替取引が行われなければならないのである。

そしてこの為替資金調整目的の銀行為替の売買を論じる次元で電信為替という範疇が成立し、他方の普通為替と範疇的に対立することになるであろう。なぜであるか。資金カバー取引は新たに為替資金の過不足問題を再生するものであってはならないからである。普通為替ではなく電信為替のもとではじめて為替邦貨資金の流出入と外貨資金の流入出とが同日に生じうることになり、少くとも郵送時間の存在による資金ポジション問題は解

決されるところとなる。

このように為替持高調整、為替資金調整を目的として、為替銀行の対顧客為替取引は銀行間為替取引を高次的に展開し、外国為替市場が成立する。そのさいつぎの点を付言しておく必要がある。外国為替市場で取引される銀行為替は電信為替であり、したがってそこで形成される為替相場は電信相場にほかならないということである。

ここで以上の論述にたいし為替相場論の視点を設定してみよう。つぎのような問題が浮び上ってくるであろう。外国為替市場で銀行間為替相場は成立する。とすれば、それは為替相場の範疇としては対顧客相場にたいして上位範疇たるべきものと考えなければならない。しかるに現実には銀行間相場を基準に対顧客相場が建値されているわけで、その点どのように説明すべきであろうか、これである。

対顧客為替相場は為替銀行成立次元で成立するという点で、まず各為替銀行ごとにそこに集中する買為替需要、売為替需要の大きさのいかんを反映してそれぞれの高さで建値されるという性質をもつ。換言すると、対顧客為替相場は論理的にはまず個別性をもつものとして措定される必要があるということである。

しかし銀行間取引が行われて銀行間相場が成立する次元では、為替相場の範疇的上下関係は為替銀行にとって逆転されなければならない。というのは、対顧客為替取引における為替売買差益は現実化される必要があるからである。銀行間相場に一定のマージン（われわれによれば貨幣現送費節約の代価たる「価格」を構成することになるもの）を課して対顧客相場が建値されるようになればよいわけである。ここにおいて対顧客相場はその個別性を払拭され、各為替銀行において一様の水準で決まるものとなるであろう。

最後に本節の論点を中央銀行次元への論理的上向を意識して簡単に総括

しておこう。つぎのようになる。各為替銀行（個別次元）における為替調整の必要性が外国為替市場（銀行間取引次元）を必然化するのであるが、それによって世界貨幣準備金（＝兌換準備金）の共同利用の効率は高まる。各為替銀行において為替調整が成るとすると、その共同利用率は100%となるであろう。

## 5. 外国為替市場と中央銀行

前節において外国為替市場は銀行間為替取引の次元で成立すると述べたけれども、しかしそれは中央銀行によって最終的に総括されなければ範疇的に完成しないのであった。為替銀行のなかから「為替銀行の為替銀行」が析出され、中央銀行が指定されなければならない。

「為替銀行の為替銀行」としての中央銀行の成立は、世界貨幣準備金という点での支払準備金範疇の最高次の外化として説くことができる。（もちろんそれは「銀行の銀行」としての中央銀行規定が兌換準備金という点での支払準備金範疇の高次化によることと対応する。）すなわちこうである。産業資本次元の世界貨幣準備金は為替銀行次元の支払準備金範疇である為替銀行準備金にまず外化する。（産業資本の支払準備金は為替銀行預金に転成する。）ついでそれは中央銀行次元の支払準備金範疇に最終的に外化し、為替銀行の支払準備金は中央銀行預け金に転成する、と。

そして為替銀行次元の世界貨幣準備金が中心國為替銀行預金という支払準備金範疇の外国為替として存在したように、中央銀行次元のそれは中心國中央銀行預け金という最終的次元的な支払準備金範疇の外国為替、つまり中央銀行為替として存在する。世界貨幣準備金は同時に兌換準備金でもあった点でいえば、兌換準備金が外国為替で保有されるということである（金為替本位制）。

如上の論点を踏えたうえで銀行間為替取引への中央銀行の介入なる事態

に光りを当ててみよう。つぎのことがわかる。為替銀行の対顧客為替取引における為替尻（国際貸借尻）は、銀行間為替取引を経由してすべて中央銀行の為替勘定に持ち込まれるということである。換言しよう。為替市場から中央銀行を論理的に析出するということは、為替銀行にとっては世界貨幣準備金の共同利用は100%達成できたのと同じことになるわけで、貨幣現送の役割も最終的に中央銀行が肩代りして引受けるという関係が成り立つ。

そうした中央銀行範疇の成立によって外国為替市場も範疇的に完成し、銀行相場も同様に範疇として完成する。このことはまた手形市場つまり公定歩合を基軸とする金利体系の範疇的の成立に対応すること、付言しておく。

## 6. 国際金融市場と国際通貨

外国為替市場は中央銀行成立次元で範疇的に完結する。前述のとおりである。しかしそれは中央銀行の次元では世界貨幣準備金の共同利用、したがってまた貨幣現送費節約機能は国民経済的に完結的な体系として成立するということを意味していない。中心国中央銀行からの借入を前提して如上の周辺国中央銀行の「為替銀行の為替銀行」としての行動論は成り立つのであったからである。それでは中央銀行次元での国際的銀行間信用とはどのように範疇形成されるのであろうか。為替銀行次元での国際間銀行信用範疇の高次化としてである。そこでつぎにその為替銀行次元の国際的銀行間信用について論じなければならない。国際金融市場範疇を獲得することができるであろう。為替銀行の為替資金調整取引の場にいまいちど引き返さなければならない。

為替資金の過不足とは為替邦貨資金と外貨資金のアンバランスが問題なのであるから、前述したような銀行間為替取引によってそれが調整される

必要は必ずしもない。それぞれ不足している資金を銀行間信用で調達してバランスを図ればよいからである。邦貨資金が不足している場合には手形市場からの補充によってその外貨資金との均衡化は可能となるであろう。他方外貨資金が不足する場合には信用はどのように形成されることになるであろうか。

いうまでもなくここでの外貨資金とは中心国為替銀行預金残高であり、それが邦貨資金にたいして相対的に不足する場合が想定されようとしているわけである。そしてそのような場合としては論理的にはつぎのふたつの場合に区分して検討してみる必要があるであろう。すなわち(1)満期日未到来の為替保有の結果による場合（一覽払為替でも郵送時間の存在によってその外貨資金化は一定遅延せざるをえないが、そのような場合も含まれる）、(2)絶対的に外貨資金不足となったような場合、これらふたつにほかならない。

それぞれについて信用による為替外貨資金の調達論理的にいつぎのように行われることになるであろう。当該為替銀行としては(1)の場合にはユーザンス手形を中心国手形市場で割引に出せばよい。輸出為替は中心国為替銀行宛であったから、名宛銀行の引受を受けて割引に付すことができるであろう。また(2)の場合には金融手形の振出という方途を考えることができる。中心国銀行宛に手形を振り出して引受を受け、割引に回すという方法にほかならない。

いずれにしても中心国手形市場において銀行間信用が国際的に形成されるわけである。中心国手形市場はいまや国際金融市場の規定をえることになる。そして中央銀行の次元では国際金融市場は中心国中央銀行準備金に基礎づけられて機能するものとして措定されること、およびその国際金融市場の最終次元的な支払準備金範疇は周辺国中央銀行準備金を集中して成り立つ準備金の範疇であることを付言しておく。

叙上から明らかなように一般に外国為替が為替銀行次元の世界市場で貨幣機能を果している。最後にその点を問題にしよう。

それにさいしてはまずふたつの点を確認し、論点の所在を浮き彫りにしよう。第1に貨幣論の次元で世界市場を構成する貨幣の範疇はいうまでもなく世界貨幣であるが、その世界貨幣範疇の機能規定の確認である。一部前述したことであるが、それは「一般的な支払手段機能」、「一般的な購買手段機能」および「絶対的な社会的な富一般の体化物としての機能」ということであった。第2に一般的に外国為替といっても前述のとおりそれは産業資本の立場からは輸出為替（輸入為替）、為替銀行の立場では銀行為替、中央銀行の立場では中央銀行為替というように3者に区分されなければならないということである。こうして一般に外国為替の世界市場における貨幣範疇的性格が考えられようとする場合には、それら3者それぞれの機能にたいする上述の世界貨幣範疇の機能規定の高次の反照関係のいかん、これが焦点となることがわかる。

そしてつぎのように解明される。まず輸出為替について、その世界市場における貨幣機能とはどのような事態を指していわれるのか。輸出者にとってその代り金を買取銀行における（本源的）預金を形成することをもってである。銀行の立場から準備金論的にいえば兌換準備金の形成ということである。それでは買取銀行としてはなぜ輸出為替を買取るのか。輸出為替は中心国為替銀行宛債権を表示していて、その取立によって世界貨幣準備金範疇の預金を形成できるからである。こうして輸出為替の貨幣機能を根拠づけるのはその中心国為替銀行宛債権という性格であることがわかる。

そして輸出為替が為替銀行次元的な貨幣機能を果すという場合のその貨幣機能の内容は、世界貨幣の範疇論的にみて一般的な購買手段機能にはかならないのであった。輸出者が輸出為替の代り金としてえたものが為替銀



行にとって本源的預金を形成しえたのは、一般的な購買手段機能という世界貨幣の機能規定を輸出為替が為替銀行次元的に高次的に担っているからである。

つぎに銀行為替に目を移そう。外国為替範疇として銀行為替が輸出為替から区別されるのは、後者が世界市場の商品取引の次元で成立するのにたいし、前者はその貨幣取引の次元で成立したことによるのであった。そして貨幣取引は商品取引よりも高次的な取引であるという点で、銀行為替は外国為替の範疇としては輸出為替の上位範疇ということになるであろう。しかもその点は両者の世界市場における貨幣機能の内容の差異をも反映している。銀行為替の為替銀行次元における世界貨幣の機能とは絶対的な社会的な富一般の体化物としての機能にはかならない。

最後に中央銀行為替を問題にする。ここに中央銀行為替とは中央銀行の保有する外国為替のことであり、産業資本次元の世界貨幣準備金の最高次元の外化形態であった。それが世界市場の場に登場して具体的に機能するのはいうまでもなく銀行為替としてである。中央銀行為替はいわば銀行為替化して（中央銀行為替の市中売却）、「国際差額の決済のための支払手段」機能を果す。世界貨幣範疇論的にいえばいわば通貨形態化した中央銀行為替によって一般的な支払手段機能が果されるのである。中央銀行為替それ自体は世界貨幣準備金範疇の支払準備金であり、そのものとしては準備金としての外国為替範疇にはかならないが、通貨形態をとって具体的に機能するという面も指摘される必要がある。

そのようなわけで世界市場（商品取引、貨幣取引）を流通する輸出為替と銀行為替（中央銀行為替としてのそれも含む）は、いわば通貨としての外国為替範疇として世界貨幣範疇の3つの機能を為替銀行次元的に果すという点で、国際通貨という範疇で理解されるべきものとなる。そして中央銀行為替は支払準備金としてそれら3つの貨幣機能を総括的に担っている

という点で、外国為替準備あるいは慣用的に国際準備通貨という範疇規定を与えられなければならない。

# 部会活動報告

## 〔北海道部会〕

1983年4月16日, 5月21日, 北大経済学部小会議室

徳永正二郎著『現代外国為替論』合評会

## 論 点

徳永氏の問題意識は、固定相場制から変動相場制へ移向した現実を、国際価値論的視座から論理的に説明しようとする（1章～5章）ことにある。本書での氏の見解の主要な特徴は、国際通貨の規定にあり、この点を中心に以下4点（1章～5章）に絞って論点を紹介することにする。

(1) 氏によれば、「国際通貨とは、その基礎概念として、為替インターバンク取引における為替媒介通貨なのである」（3章, 141頁）と規定されている。為替インターバンク取引は、国際通貨国の勘定を基軸に、為替銀行間で為替勘定の持高・資金を調整する操作を基本にしており、したがって、ここでの国際通貨の規定は、銀行信用の論理次元で規定されているのである。こうした氏の見解にたいして、国際通貨の成立要因を、資本収支特に短期資本収入だけで捉え、貿易収支や長期資本収支等の再生産上の側面を、その成立要因から切りはなしているのではないか、さらに銀行信用レベルでの国際通貨規定は、信用論における銀行信用による商業信用の代位という立場から、氏が銀行信用の本質をどのように理解しておられるのか、といった疑問が出された。

(2) 次に、国際通貨＝為替媒介通貨という規定と並んで、氏の国際通貨の規定に関して特徴的なものは、国際通貨を金為替本位制とのつながりにおいて理解しようとされるところである。「国際通貨へと全面的な質的転換を遂げるのは、金為替本位制のもとにおいてである」（2章, 94頁）。そして「金為替本位体制の場合、そこには、質的転換を遂げた国家間信用の存在を確認できる」（2章, 92頁）と言われている。国際通貨の成立を金為替本位制において捉えるとすれば、第一次大戦以前のポンド体制において、19世紀末の金為替本位制は、局地的なものにすぎなかったのであるから、ポンド体制は十分な意味での国際通貨体制とは言えないことになる。確かに、氏は、ポンド体制についての評価を「国際通貨にもとづく決済メカニ

ズムの原型」(3章, 138頁)とされており、疑問は、国際通貨体制としてのポンド体制を否定することになりはしないか、ということであった。

(3) 氏が、金為替本位制を「国家間信用」の存在において捉えようとするのことにたいする疑問である。氏は、金為替本位制を「最終的対外債権債務の清算を国家信用でさらに国家間信用(国際通貨協力)で処理するシステム」(2章, 89頁)と理解されている。この理解にたいして、金為替本位制の場合、周辺国通貨当局にたいして国際通貨国は、兌換請求に応じなければならなかったの、国家信用および国家間信用が全面化することはなかったのではないかという立場からの疑問である。氏のように、金為替本位制が国家間信用の存在を要件としていると理解し、通貨当局による為替相場への介入操作を国家信用として理解してしまえば、71年のドルの兌換停止の意味や、いわゆるドル本位制といわれる事態と金為替本位制としてのIMF体制との質的区別は、どこにあるのか不明確となる。こうした疑問の上で、氏が国家信用および公信用といわれている中身が、単に国家や中央銀行が与えている使用という意味でしかないのではないか、という疑問が出された。

(4) 最後に、変動相場制下における為替平価について、氏は、国際価値論的視座から理論的検討を加えておられるが、この点についての論点を紹介しておこう。氏は、「変動相場制のもとでは名目為替相場が主要な関心事となる。」(1章, 40頁)として、実質為替相場も名目的なものとして表われる事態を説明しようとされていると思われる。「不断の国民的生産性格差の形式によって、国民経済相互間の価値関係(国民的労働と国民的労働の関係)のたえざる変動、すなわち、貨幣価値の国民的相違の振幅が生ずる」(1章, 58頁)。そして「貿易収支ないし經常収支を均衡させる国民的労働生産性の格差に対応した、この貨幣価値の国民的相違の水準は、……真実の為替平価とよんでよい」(1章, 53頁)。氏の見解は、国民的労働生産性の不均等性によって、貨幣価値の国民的相違が変化し、「真実の為替平価」が変動し、「現実の為替平価」(=金平価)と乖離が生じるということである。しかし従来、国民的労働生産性の変化が価格の尺度標準である為替(金)平価を変動させるということは、論証されてこなかったが、はたして氏の見解は、労働生産性の変化→価格の尺度標準の変更の論理を説明するのに成功していると言えるのか、という疑問である。

10月15日 2時～北大経済学部会議室  
松井綱著『金融資本論研究』補論「高山満氏の  
ヒルファディング恐慌論」松井安信報告

ここでは『研究』補論として「高山満氏のヒルファディング恐慌論」の要旨をのべることにする。

とりあげた高山論文はつぎのとおりである。

- ①「ヒルファディングにおける『理論経済学の問題提起』(I)(2)（『東京経大会誌』1960年）。
- ②「ヒルファディング恐慌論の基本構造」(I)～(Ⅳ)（同上誌，1960～65年）
- ③「景気循環と信用」(Ⅳ)～(Ⅸ)（同上誌，1968～76年）
- ④「競争の形態変化と景気循環の変容」(I)～(Ⅳ)（同上誌，1972～74年）
- ⑤「独占資本主義の動態—恐慌の形態変化と景気循環の変容」（高須賀義博編『独占資本主義論の展望』東洋経済新報社，1978年）
- ⑥『『金融資本』分析と価値法則』（金子ハルオ他編『経済学における理論・歴史・政策』有斐閣，1978年）

目次

1. ヒルファディングの「経済学の方法」について
2. 高山氏のヒルファディング恐慌論について
3. 「恐慌の形態変化」について

以下順次その要旨をのべることにする。

1. ヒルファディングの「経済学の方法」について

この点についての高山氏の理解は主として上記文献の①と⑥にのべられている。

高山氏はヒルファディングの初期論文「カール・マルクスにおける理論経済学の問題提起」（玉野井芳郎他訳『マルクス経済学研究』1968年）で提起されたヒルファディングの「経済学方法論」を重視され、これをもってヒルファディングの理論経済学あるいは恐慌論の理論的枠組みとなされている。すなわち、その要点は理論

経済学の課題は資本主義（独占資本主義を含めて）の「一般法則」を解明することであって、その生成・発展・衰滅の法則、いわゆる唯物史観の定式を解明することは経済史の課題である、ということ。したがって、ヒルファディングの「経済学の方法」によると、『金融資本論』の課題は、彼じしんもその序文でいっているように、金融資本の一般理論＝一般法則を解明することであり、それは第Ⅰ～第Ⅳ篇で完結している。これが高山氏の理解である。

ヒルファディングの経済学方法論は彼の文言どおりに理解するかぎり、高山氏の理解は一応正しいというべきであろう。しかし、われわれの理解では、彼は自ら設定した理論的枠組みを自らはみだし、唯物史観的方法をとり込むことによって、マルクスの方法に近づいていると思われる。

その第1点は、わたしの編著『金融資本論研究』の総論でものべておいたように、『金融資本論』の第1課題として、『資本論』の(i)理論的継承とともに、(ii)その発展の側面として、『資本論』に残された課題—景気変動とそれに伴う資本の集中・集積の“動態”—の理論化、「プラン」の実現が試みられていることである。

第2点は、「恐慌の形態変化」論のところでものべるように、ヒルファディングの理論的枠組みの設定（第Ⅰ～第Ⅳ篇が理論篇）にもかかわらず、第Ⅳ篇までの「理論の部」では理論経済学の課題は解決されていない。高山氏はその理由として、第Ⅲ編の独占理論が第Ⅳ篇に理論的に接合、理論体系化が不十分であること—この指摘にはわれわれも一致するが—に求められている。しかし、われわれの見解では、独占段階での恐慌とその形態変化の論証は第Ⅲ編独占論の第Ⅳ篇への理論的とりこみと体系化と同時に、過剰資本の処理をめぐって、第Ⅴ篇の「資本輸出」の必然性が説かれて「理論の部」が完結すると考えている。

## 2. 高山氏のヒルファディング恐慌論について

1のヒルファディングの経済学の方法についての高山氏の理解から、ヒルファディング恐慌論の基本的視角は、①「あらゆる社会に共通な『社会的物質代謝』が、特殊資本主義的機構を媒介として如何に行われ、従って経済的には、この社会はいかに無限に存続発展を続けるかを明らかにすることであった。……恐慌にも拘らず、資本主義社会は、経済的には、結局、永続発展の軌道を廻り続けることが、理

論的に確認されるべきはずなのである。」(前掲①—(1), 42頁, 傍点—引用者)

この点については、前編著総論および第IV編にもものべておいたように、そして、1の「経済学の方法」でも指摘しておいたように、『金融資本論』の第1課題として(イ)『資本論』の理論的継承として、彼もマルクスと同様に「資本一般の法則」を解明しているが、(ロ)で『資本論』の残された課題として「プラン」の個別資本間の「競争」「信用」の具体化、それに伴う景気変動—「恐慌」の動態分析による「資本の集中・集積」の具体化を試みている。

(ロ)の動態分析の視角からは、高山氏の「永続発展の軌道を廻り続ける」景気変動論は、資本の有機的構成を一定とした、正に静態的分析方法という他はないであろう。

#### ヒルファディング恐慌論の骨組み

通説のヒルファディング恐慌論批判は「不比例説」にたいしてむけられている。高山氏が通説と異なるのは、ツガンの不比例説との決定的な違いとして、ヒルファディングは恐慌論に「利潤率の低下法則」を「媒介項」として導入していることを確認されている点である。

#### ヒルファディング恐慌論の理論的支柱

- ①価格形成上の攪乱
- ②過剰蓄積＝部門間不均衡
- ③利潤率の低下

高山氏はヒルファディング恐慌論の3つの理論的支柱についても、その内的関連をつぎのように要約されている。

「ヒルファディング恐慌論においては、いわゆる部門間『不均衡』は恐慌発現の究極の根拠をなしているが、この『不均衡』を誘発するものとして、その理論構造において決定的な地位を占めているのが、彼のいわゆる『価格形成上の攪乱』という契約なのである。更に、重要なことはこの『価格形成上の攪乱』なる契機が、恐慌を導く部門間『不均衡』を直結するのではなく、両契機の間には『利潤率』変動という媒介契機が定置されていることである。つまり、『価格形成上の攪乱』は『利潤率』の不均衡変動に屈折して、後者を通じて、部門間『不均衡』＝過剰蓄積を誘導するのである。」(②—(1)41頁, 傍点—引用者)



紙数の関係で、われわれのコメントだけを掲げておこう。

高山氏に賛成する点 ①ヒルファディング恐慌論の3つの理論的支柱の確認 ②恐慌発現の「究極の根拠」を部門間不均衡、いわゆる不比例説と一応認めよう。これをツガンと対比して、「利潤率の低下」を「媒介契機」としている点で両者の相違を強調していること(②—(1)52頁参照)

高山氏と相違する点 「利潤率の低下」を「媒介契約」とし、利潤率の不均等変動に「屈折」させて部門間不均衡を誘発する、との高山見解にたいして、われわれは、マルクスの『資本論』第2巻再生産表式(の不均衡)が景気変動を通じて第3巻「利潤率の低下傾向」に具体化しているとみていることである。

ヒルファディング恐慌論の2つの図式 彼の恐慌論には、高山氏によると、2つの図式が示されている。

第1(基本的)図式 価格形成上の攪乱→「市場」利潤率の低下→不均衡→販路停滞→恐慌

第2図式 新投資→資本の有機的構成の変動(高度化)→「平均」利潤率の低下→資本の新投資の停止→販路欠乏→恐慌

高山氏によると、ヒルファディングの「交換法則」分析=理論経済学の基本的課題からみるかぎり、第1が基本的シェーマであり、第2のシェーマにみる「有機的構成の変動に基づく『利潤率低下』は、……直接には、彼の考えるところ『不均衡』に何らの関連をもつものではない。」(②—(IV)—46～7頁)として、第2のシェーマを切り落とされている。

われわれの見解は高山氏と異なり、むしろ第2シェーマに彼の恐慌論の基軸があること、その主張点の基調は拙編著第IV篇②産業恐慌 282～285頁参照。「ヒルファディング恐慌論のエッセンスは、資本の社会的再生産の均衡条件を基軸にして、その均衡条件を攪乱する①特別剰余価値をめぐる競争(価値次元)②価格騰貴の部門間不均等による利潤率の差をめぐる競争(価格次元の競争)—社会総資本の平均有機的構成の高度化—価値(生産価格)水準の変更と恐慌を媒介する“価値革命”の進展—平均利潤率の低下(と資本の集中)」(同上、284頁、『金融資本論』大月版②147頁、岩波版①183頁参照)

論証が不十分であるが、要するに、高山氏とわれわれの見解の違いは、前者が価

格次元—市場利潤率の不均等—部門間の不均衡を中心に「同一の循環軌道」を画く景気循環論で「整理」されようとするのにたいして、後者では市場価格ないし市場利潤率の変動（価格次元）に伴う「不均衡」の形式と価値（生産価格）基準の変更（価値次元）平均利潤率の低下傾向を総合的に論証しようと試みたものとしてヒルファディング恐慌論を「整理」している点である。このような理解にたいして高山氏の反論があるが省略せざるをえない。（高山論文②—(V) 144～158頁参照）

最後に、ヒルファディング恐慌論の難点の1つとして通説から批判されているのが、景気循環の局面「交代」が第1義的研究課題で、恐慌の“突発性”“危機性”の分析は第2義的とした点である。高山氏も通説と同様にこの点を批判しておられるが、この問題についてのわれわれの見解は、前編著総論および第IV篇に恐慌→体制変革との関連でのべておいたので参照されたい。なお、信用恐慌（高山論文③省略、前掲編著IV篇③「信用と恐慌」285頁～参照）

### 3. 「恐慌の形態変化」について

ヒルファディングは以上で恐慌論の理論的枠組み、および一般理論をのべ、景気変動—恐慌を媒介として「資本の集中・集積」の具体化—独占化への、いわゆる「移行の論理」=生産構造の変化—に伴う「競争の形態変化と景気循環の変容」を『金融資本論』第20章でとりあげている。高山論文では前掲④と⑤のサーベレイでとりあげられている。

高山氏の理解によると、⑥の副題にも示されているように、独占段階での「資本家的競争の形態変化」を「一般理論」として体系化することで、彼の「過渡期の競争」は原則的には経済史の課題として切り捨てられている。（④—(I)56頁）

(1)信用・貨幣恐慌の形態化 信用恐慌に関する彼と高山氏の理論の紹介を省略したので、一言つけ加えておこう。彼は信用を恐慌論の不可欠の要因に位置づけた。この点の評価については高山氏とわれわれとはほぼ一致していると思う。（編著285頁以下参照）

独占段階では、彼（ヒルファディング）によると信用恐慌の「形態変化」がみられ、その必然性はなくなった、としてつぎの2点をあげている。

(i)独占の形成による「流通最低限」の引き上げ—「流通信用の拡大」(ii)信用恐慌

への抵抗力の強化。

高山氏は彼の信用恐慌の形態変化論にたいして、つぎのような批判をされている。

「社会的再生産過程の円滑な進行の遅滞—を捨象して、『信用崩壊』やそれによって惹き起こされる支払手段欠乏を論じ得ると考えているところに、彼の立論の最深の基礎がある」と。(高山論文④—(1)66～7頁, 69頁, 79頁)

われわれのコメント

(1)高山氏の強調されるように、産業恐慌の一環に信用恐慌を位置づけ、その理論化を図ったのは、他ならぬ彼じしんであった。

(2)独占段階での信用恐慌の起こりにくさは、修正主義論争の1つの係争点であった。その論拠を追求することは必要なことであり、この点で高山氏の批判は無段階的で一般論的批判に終わっていないか。

(3)信用恐慌の「形態変化」とその必然性の廃棄とは別個の問題である。彼に両者の区別が曖昧である点はわれわれも前編著で認めている。

(4)カルテルと産業恐慌 ヒルファディングは通説の「商品の過剰生産」説に反対し、「産業部門間の不均衡」を基軸とし、価格と利潤率の不均等的変動と資本移動—過剰信用と過剰蓄積に恐慌の基本的原因を求めている。

したがって、単なる生産制限によっては恐慌は廃棄しえず、(④—(1)97頁)むしろ『価格調整における諸擾乱』—『不均衡』を激化させる。(『金・質』② 204頁, ⑦ 256頁)

ここから、彼の「総カルテル論」が登場してくるが、高山氏によると、この立論は第Ⅲ篇独占論には「本質的に馴染まない議論」(④—(1), 103頁)として通説の批判をしりぞけられる。そして、第Ⅳ篇第20章の論証の不十分さの原因は第Ⅲ篇のカルテルの形成と「利潤率均等化の障害」との理論的体系化の失敗にあると指摘、両篇の再編成と再構築を試みられている。この点は高山論文の貢献として高く評価したい。

骨組み 第Ⅲ篇の「資本の流入・出の困難」と独占的結合 第Ⅱ篇擬制資本による資本の二重化 (高山論④—(1) 120頁～)

資本流入の困難 (1)新剰余価値の他の部面への投資 (2)利潤率の低い部面への新

投資の抑制 (イ)資本の結合等によって「一種の変形した“均等化”」「部分的均等化」を達成する。

「資本流出の困難」は、個別資本にとっては、いわゆる“利回りの均等化”(『金・資』第Ⅱ篇第8章)によって、「擬制的」「外面的」に達成されるにすぎず、「資本制社会の均衡配分を媒介するほんらいの社会的機能は未解決」に終わらざるをえない。(④—(I)121頁)

さらに産業循環と価格の不均等騰貴にもとづく不均等利潤率が成立すると、その矛盾を克服するため原料・抽出産業と加工産業とが「結合」する。(同上、(II)32頁)

独占的結合の市場支配の条件 景気循環との関連で定式化すると—

(イ)好況期 カルテルとアウトサイダーの共存

(ロ)不況期 カルテル価格はカルテル部門の限界企業の「費用価格+正常利潤」に設定する。したがって、価格暴落のシワはアウトサイダーへ転嫁。(同上、(II)47～48頁、(III)51頁)

したがって、『景気循環のすべての段階を通じて市場供給に不可欠の部分』(『金・資』(II)—第2章)とは、第Ⅳ篇の20章「恐慌の性格変化、カルテル・トラスト」に規定された「必要な流通量」=「いかなる事情でも生産継続」する部分に相当する、と高山氏は論定されている。

前述のように、独占的結合はカルテル価格を限界企業をベースに設定しているので、好況期に超過利潤が増大しても、これを技術革新投資に転化しえない。ここに独占的結合の“潜在的停滞化”と“過剰資本”の存在→資本輸出の内的契機がある。彼が第Ⅲ篇第15章の総カルテル論のすぐ前のパラグラフで、このことを指摘している点は重要である。(『金・資』②103頁、③129頁)

高山氏もこの彼の指摘を「第Ⅴ篇の資本輸出論の理論的伏線」(同上、92頁)とみなし、これを各国の利潤率の差をめぐる「資本輸出」とは異質の体系といわれている点、われわれもまったく同感である。

しかし、この資本輸出論が第Ⅴ篇との関連で理論体系化されず、膨大な高山論文の中で僅か1頁しか言及されていない点に、氏とわれわれとの「経済学の方法」にたいする根本的理解のちがいがあるとおもわれる。それはつぎのように、過剰資本の処理をめぐる理論体系のちがいになってあらわれる—

高山氏「全体としては、景気は好況局面から不局面へと緩やかに移行」(④—IV39頁) ヒルファディングのいう『恐慌の作用を変型』で第I～第IV篇の「理論の部」を自己完結される。これにたいして、

われわれ—第III篇の総カルテル論と第IV篇のそれは「経済的には可能だが、政治的、社会的に不可能」という論理体系の矛盾があるが、その解決として、第V篇の対外的な過剰資本の処理—経済領域をめぐる帝国主義戦争—国内的な階級対立(「政治的・社会的に不可能」)—プロレタリアート独裁で理論化すべきだと考えている。  
(編著総論20頁, IV篇 294～5頁)

10月29日 2時～北大経済学部小会議室

宮田美智也氏の「信用制度と国際金融市場の成立」

へのコメント

平岡賢司氏 (北海学園大)

通説(その代表として木下説と村岡説)と宮田氏の見解の特徴を、次の4点に要約—

1. 特異な国際的商業信用の理解について、
2. 国際金融市場—中心国の再生産論的意味、国際的為替取引→ロンドン残高→国際間の信用供与の条件等々の否定
3. 為替銀行の役割—英国マーチャンド・バンカーの引受信用の成立基盤と役割
4. 為替相場の理解について

以上の4点について平岡氏のコメントが行なわれ、会員による討論が行なわれた。

その詳細については、58年11月7日大阪経済大で開催された58年度秋季大会報告での報告集を参照されたい。

## 〔関東部会〕

関東部会では1983年7月3日、前畑雪彦氏（法政大学）及び同12月3日、藤塚知義氏（武蔵大学）がそれぞれ報告された。以下に両報告の内容を掲載する（執筆はいずれも報告者による）。

## 流通手段の前貸と資本の前貸

——社会的再生産の見地から——

前畑 雪彦（法政大学）

## (1)

これは、三宅義夫氏が冒われるように「信用論」にとっては決定的な重要性を持っている……問題である。また根本的な所で未解決と考えられている問題である。そしてそれにもかかわらず、難度の高さのためか、最近まで比較的論じられることの少なかった問題である。私は、この問題の現実的意義を次の点にあるものと考えている。銀行の産業資本家に対する貨幣貸付そのものに、物価水準と社会的再生産の規模に対して中立的な性質のものと、それらに対して規定的な作用を及ぼす性質のものとの二つのものがあること。また不換制下の現在において、インフレーションを媒介しない貸付と、それらを媒介しうる貸付との根本的に区別される二種類の性質のものがあること。従って銀行前貸自体をかかせる性格のものとして概念的に区別すること。問題の意義をこのように理解することの根拠については、地金・通貨両論争において、反地金主義者・銀行学派（トック、フラートン）によって主張された真正手形理論（スミスの原理）——短期の真正手形割引による銀行券発行は、貸付一返済によるその短期の廻流運動により、それが例え不換銀行券であっても、過剰流通を引き起すことはない。またこのような貸付は、兌換・不換を問わず、一般的に物価騰貴・商業的変動をもたらすものではないという説——とマルクスの手形割引論との関係を、彼の資本回転論に基づいて考察した拙論「マルクスの資本回転論とスミスの原理」（『立教経済学研究』第36巻第4号、同第37巻第1号）、及び「流通手段の前貸と資本の前貸——個別資本の流通過程の見地から——」（経済

理論学会編『マルクスの経済学』1984年、青木書店、所収)を参照されたい。

## (2)

課題の意義をこのように把握した上で、前貸問題についての我国の研究を回顧すると、次の二つの論文が基本的なものとして挙げうるであろう。1. 三宅義夫「いわゆる貨幣の前貸と資本の前貸の問題」(1953-4年)(同氏『貨幣信用論研究』未来社、所収)。2. 久留間健「流通手段の前貸と資本の前貸」(『立教経済学研究』第20巻第2・3・4号、1966-7年)。そこで、この問題についての私の見解を、右の両稿との関連で、特に、両稿の分析の重点の置所の変化との関係で、紙面の制約上ごく簡単に述べようと思う。

三宅氏は、前掲の論文で、『資本論』第3部第5編におけるマルクスの種々の視点からの貨幣前貸の区別を詳細に整理され、区別の視点として、マルクスには、次の四つのものであることを指摘された。①銀行に前貸を求める借り手(産業資本家)が、それによって追加的価値を入手するかどうかの視点。なおマルクスの手形割引論はこの視角において論じられている。すなわち短期の真正手形割引は、借り手(被割引者)に、追加的価値を入手させるものではなく、従って生産過程の拡大を媒介するものではない。それはただ所与の生産過程の流動性を維持させるにすぎない。そしてここで、真正手形割引と対立的な性質をもつ貸付として、すなわち生産過程の拡張を媒介する貸付として、マルクスは長期の固定貸付をあげている。②借り入れられた貨幣形態での価値額が、生産過程=価値増殖過程に投下されるかどうかの視点。③前貸をなす銀行業者にとって、それが自行の現金準備にハネ返るかどうかの視点。④社会的再生産の視点。すなわち第33章「信用制度のもとでの流通手段」ヴェルケ版、546-7ページで述べられている視点である。その上で氏は、銀行による貨幣前貸は、この第4の視点からはすべて流通手段であるということによって、第4の視点そのものは、前貸における区別の基準を与えるものではないと判断された<sup>1)</sup>。こうして氏の区別の視点は、大きく見て、前貸をなす銀行業者と、これを受ける個別資本家の見地からの二つのものとなっている。

これに対して久留間氏は、前記の論文で、④の社会的再生産の見地こそ、貨幣前貸の区別におけるマルクス独自の視点を与えるものであり、区別を理解するための

鍵をなすものであると主張された。すなわち第2部第3編の単純再生産において、両部門の商品の交換を、 $G-W-G$ のforemelleな還流運動によって媒介する貨幣の前貸が、流通手段の前貸であると理解された。そしてこのような前貸と区別される資本の前貸とは、 $G-W \dots P \dots W'-G'$ を描く、資本の運動の本源の出発点としての貨幣の前貸であると主張された。つまり流通手段の前貸と資本の前貸との区別を、貨幣の還流形態における区別として把握されたのである。こうして氏は、この問題についての正しい解答に事実上到達していると考えられる<sup>2)</sup>。

1) 氏は、その後、『資本論辞典』(青木書店、1966年)の当該項目の説明において、④の視点についてどう解釈すべきか、またこれと前の諸視点との関係をどう考えるべきかについては、今日まだはっきりと解明されるにいたっていないと、見解を変えられている(その理由は辞典の性質上述べられていないが)。ここに、氏のこの部分についての旧説をあえて取り上げさせていただいたのは、それが強い影響力をもって、他の研究者に継承されており、また行論の展開上の手がかりとして利用させていただくためである。

2) 氏のこの見解には、その根底に、次のような考え方が横たわっているものと思われる。貨幣は、 $W_1-G-W_2$ の流動的統一の中間項としてのみ流通手段である。すなわち $W_1$ と $W_2$ との連続的交換を媒介する限りでのみ貨幣は流通手段である。従って再生産論では、年度末の流通過程で連続的に行なわれる両部門間の商品交を媒介する限りでのみ貨幣は流通手段として機能する。この場合、貨幣は $G-W-G$ の独自の還流運動を描くことによるのみ両部門の商品交換を媒介する。そしてこの還流運動を描く貨幣の前貸が流通手段の前貸である。すなわち氏においては、流通手段そのものの規定と流通手段手の前貸の規定とが直接的に一体のものとなっていると見受けられる。換言すれば、再生産論において、貨幣が $G-W-G$ を描かないとすれば、この貨幣投下は流通手段の前貸ではなくなると同時に、貨幣そのものは流通手段としては機能しなくなる。つまりこの場合、還流すれば流通手段、しなければ流通手段ではない。

そしてこの考え方にもとづいて、一方的 $G-W$ を不可欠の序論とする資本の前貸 $G-W \dots P \dots W'-G'$ は、流通過程に、流通手段を同時的に供給するものではないと積極的に主張された。こうして氏においては、流通手段の前貸と資本の前貸との区別は、貨幣の還流形態における区別の問題であると同時に、流通手段の供給であるか否かの区別の問題と同一のものとなっていると考えられる。

この点を、再生産論における固定資本の補償と蓄積の場合の貨幣流通、並びに第1部第3章の貨幣流通論の考察を通して批判したのが、すなわち一方的 $G-W$



は右のそれぞれの流通における不可欠のモメントをなし、流通手段が一般的規定は、一方的 $G-W$ の $G$ をも含むべきと考えることによって、両前貸とも流通手段の供給であり、この点では両者は何等の区別もなく、従って貨幣前貸における区別は、あくまでも氏が一方において主張されている貨幣の還流形態における区別としてのみ考えられるべきであると主張したものが、拙論「流通手段の前貸と資本の前貸——久留間健氏の所説の意義と問題点の検討——」（『立教経済学研究』第34巻第3号、同第4号、1980-1年）である。

## (3)

私は、久留間氏と同様に、流通手段の前貸と資本の前貸との区別は、社会的再生産の視点から明らかにされるべきと考える。しかし貨幣前貸における区別は、純粹に、貨幣の還流形態における区別としてのみ把握すべきと主張する。さて久留間氏は、再生産論において流通手段の前貸の規定を明らかにされてはいるけれども、資本の前貸とこれによって同時に手放される貨幣の社会的流通との関係については明らかにされていない。私見では、この点が氏の見解のアボリアと考えられるのである。そこで以下この点について述べることにする。

『資本論』第2部第3編では、固定資本の現物更新と貨幣補填・現実的蓄積と貨幣的蓄積の社会的対応の関係が分析されている。この関係における貨幣は、資本としての貨幣の規定性において、 $G-W...P...W'-G'$ （固定資本の現物更新では $G-W...P...W-G$ ）の還流運動を次年度に渡って描くとともに、生産手段の購買によって手放される貨幣そのもの（流通手段）は、年度末の流通期間には一方的に通流し、対極の売り手の許で蓄積元本・償却基金として蓄積される。すなわちこの場合の貨幣前貸は、 $G-W...P...W'-G'$ を描く貨幣の前貸であり、資本の前貸である。そして資本前貸によって手放される貨幣そのものは、流通手段としてそれに独自の一方的通流運動を描くのである。つまりマルクスは、社会的総資本の再生産に内在的なモメントとしての資本の前貸とそれ際手放される貨幣の社会的流通との関係を、固定資本の現物更新と貨幣補填・現実的蓄積と貨幣的蓄積の社会的対応の関係として、解明していると考えられるのである。

ここで、トゥック、フラートンの方法を批判したマルクス独自の仮定のもとで、すなわち信用制度を捨象した自然発生的貨幣流通の想定において、社会的再生産の

視点から、その内在的モメントとして明らかにされている流通手段の前貸と資本の前貸とを、それぞれにまとめておこう。

#### 流通手段の前貸

(一) 両部門の「商品対商品」の交換を媒介するための貨幣前貸。この場合、社会的再生産の「現実の均衡」条件は、交換されるべき両極の商品であり、それらの交換を媒介するための貨幣ではない。このことは、この貨幣そのものは有効需要の現実的担い手として作用しないことであると考えられる。つまりこの貨幣は、物価に規定的な作用を及ぼさないと考えられる。(二) この場合の貨幣は、生産過程＝価値増殖過程を媒介しない $G-W-G$ の formelle な還流運動を描く。すなわちこの場合、前貸される貨幣が自から表示する価値額は、生産過程に投下されず生産過程の拡大を媒介しない。換言すれば、それだけの価値額は、すでに与えられている生産規模の表現である「商品対商品」の交換の媒介としてだけ機能することによって、ただ流過程のみを棲息圏とする。(三)  $G-W-G$ の貨幣の還流根拠は、資本家が、商品形態ですでに所有している資本価値以上に、追加的に貨幣を従ってまた追加的に価値を投下した点にある。(四) その還流期間は、両極の商品の交換を媒介するに必要な流通期間だけの短期である。

#### 資本の前貸

(一) 現実的蓄積と貨幣的蓄積・固定資本の現物更新と貨幣補填の社会的対応関係における貨幣の前貸、すなわち社会的再生産の内在的モメントとしての貨幣対商品（一方的 $G-W$ と一方的 $W-G$ の社会的対応）の関係における貨幣前貸。この場合、貨幣そのものが、対極の商品と並んで、社会的再生産の「現実の均衡」条件そのものを形成する。このことは、この関係における貨幣は有効需要の現実的担い手として作用することであると考えられる。つまりこの貨幣は需要を媒介して物価に規定的な作用を及ぼすと考えられる。(二) この貨幣は、生産過程＝価値増殖過程を媒介する $G-W \dots P \dots W'-G'$ の reale な還流運動を描く。従ってこの貨幣前貸は、社会的生産過程の規模に規定的に作用する。(三) この貨幣還流の根拠は、資本としての価値増殖であり、従ってこの貨幣は、価値増殖の可能性の程度によってそれ自身の運動を決定する。(四) その還流期間は、流通期間プラス生産期間であり、前者に比して長期である。

流通手段の前貸と資本の前貸との区別の問題の現実的意義の第一が、銀行前貸に、物価水準と社会的再生産の規模に対して中立的なものと、それらに規定的に作用するものとの根本的に区別される二つのものがあることを認識する点にあるとすれば、従って両前貸をかかせる性格のものとして概念的に区別する点にあるとすれば、この問題に対する解答は、社会総資本の再生産によって基礎づけられた需要と供給の全体的構造つまり市場のトータルな構造が解明される場で、とりわけ社会総資本の再生産を媒介する流通過程の内在的モメントとしての貨幣の役割の分析によって、基本的に与えられるものと考えられる。そしてマルマスは、ここで、トゥック、フラートン等が種々混乱した形で意識していた貨幣前貸の区別の問題を、彼等がおさなりの仕方では取り上げなかった金属流通の前題を明晰な方法的自覚に立って採用することによって、先に整理した内容において解決したものと考えられる。

最後に次の点をつけ加えておきたい。マルクス再生産論は、レーニン以来多くの研究者によって、暗黙の内に、「商品対商品」の実物均衡を実体とするものだけ理解されてきたように思われる。そこに一方的G—Wと一方的W—Gの社会的対応の法則が述べられていることは語られても、この関係は、結局、「商品対商品」の関係に解消するものと漠然と考えられ、それが「商品対商品」と区別される貨幣対商品という独自の貨幣的均衡条件を構成していること、そしてこの貨幣は、投資誘因を問題としうる資本としての貨幣であるということは、必ずしもハッキリと自覚されてはこなかったように思われる。すなわちマルクス再生産論は、従来、重農学派や古典派の市場観の水準に後退させられて解釈されてきたと思われるのである。

それでは何故、貨幣対商品という根本的には簡単な関係が、社会総資本の再生産を媒介する流通過程の内在的モメントとして、その独自の性質において理解されてこなかったのであろうか。これには二つの理由が考えられる。第一。市場を一個の完結の全体性において把握しようとする場合の、古典派的概念の優勢。この場合には、研究者は、アプリアリに、それを商品が商品に転形する場と考え、これに支配されてしまうのではないだろうか。マルクス自身、再生産論の初稿（第3部第5編を書く直前の1865年前半に執筆されたと推定されている）においては、それを、基本的に「商品対商品」の実物均衡を実体とするものとのみ考え、貨幣は、ここで

は、商品交換を媒介するだけの形式的で瞬間的なモメントにすぎず、従って社会的再生産の「実体的諸条件」の研究では、それを捨象することができると考えていた（中峯昭悦・大谷禎之介他訳『資本の流通過程』大月書店、1982年、199-202頁、参照）。マルクスが貨幣的均衡条件を析出したのは、従って彼がその市場観の転換をなしとげたと思われるのは、初稿の15年あまり後に書かれた彼の最後の草稿である第8稿である。この関係の抽出の端初を切り開いたものと考えられる第8稿の固定資本の補填の所で、マルクスは、「この問題には固有の困難があり、またこの問題はこれまでおよそ経済学者によって取り扱われたことのないものだから、われわれは問題のあらゆる可能な（少なくとも可能に見える）解決、またはむしろ問題そのものの提起を順々に見て行くことにしよう」（ヴェルケ版、452ページ）と述べている。そして貨幣的均衡条件を析出した上で、社会的総資本の再生産過程を媒介する流通過程は、古典派が把握している「商品対商品」のみならず、一方的G—Wと一方的W—Gの社会的対応の関係つまり貨幣対商品の関係をも含むものだと、先行者に対する彼の再生産論の独自性を定式的に述べている部分には、ジグザグの線を引いて、この点を特に強調しているのである（大谷禎之介「蓄積と拡大再生産」『資本論』第2部第21章）の草稿について（上）——『資本論』第2部第8稿から——『経済志林』第49巻第1号、47頁）。つまりマルクス自身においても、市場を一個の全体性において把握しようとする場合には、古典派的観念の突破は簡単ではなかったと推測されるのである<sup>3)</sup>。

第二。再生産論において採用されるべき循環形態は、言うまでもなく商品資本循環形態 $W'-G'-W...P...W'$ である。これに基づいて再生産論では貨幣資本循環形態によって析出される関係は存在しないとする考え方。だがこれは一面的認識である。マルクスは次のように言っている。循環「 $W'...W'$ 」がそれ自身を $G...G'$ として表わすのは、ただ $...W'$ の運動が同時に蓄積であり、したがって追加貨幣 $g$ が貨幣資本に転化させられるかぎりでのことである」（『資本論』第2部ヴェルケ版、111ページ）。すなわち拡大再生産は $G...G'$ で表わされるのであり、この限りで、 $W'...W'$ は「それ自身を $G...G'$ として表わす」。従ってこの限りで一方的G—Wを不可欠の序論とする $G—W...P...W'—G'$ は「社会的総資本の形態とみなされる」（同上、ヴェルケ版、65ページ）。このマルクスの考え方が十分に理解されずに、 $W'...W'$ 循

環が一面的に固執されることによって、再生産論には、 $G \cdots G'$ と貨幣的均衡条件が存在するにもかかわらず、それを見失うということになったのではないだろうか。

3) ケインズが、彼の言う古典派の市場観の批判を通して提出した有効需要論の基礎には、貨幣対商品とこの貨幣が資本としての貨幣であるという認識が横たわっているものと考えられる。この点はいずれ論じる予定である。

### 『資本論』第3部第5編・信用論の理論構成の 解釈について

藤塚 知義 (武蔵大学)

#### (1)

『資本論』第3部第5編(利子生み資本と信用制度にかんする編)の全体の理論構成については、これまで必ずしも十分な体系的理解が示されていたとはいえないであろう。私は先年『講座経済学史』Ⅲ(同文館、1979年7月刊)の第2部で「資本論第3巻解説」を書く機会を持ったが、この中で『資本論』第3部第5編の理論構成について私の理解にもとづく体系的解釈をこころみた。しかし、周知の通り、『資本論』第3部は、マルクスの遺稿をエンゲルスが整理し編集したもので、このことが第3部の解釈の上に種々の問題を残しており、とくに第5編はこれをまとめあげるのにエンゲルスが最も苦勞したところであり、従って内容と構成が錯綜して、一貫した理解が甚しく困難にされていることが、考慮されなければならなかった。その上、当時すでに『資本論』第3部のマルクス自身の草稿のことが報じられており、この草稿によって改めて第3部を理解し直さなければならぬことが求められていたのであるが、しかもなお未だこの草稿に現実に接することも、内容を知ることでもできなかったという時期であった。従ってこの「解説」では、現行のエンゲルス版『資本論』に拠って、その記述と行論の順序に即して、論理を追求することに努め、私として理解し得るかぎりでの理論構成を示すことにとどめざるを得なかったのである。

しかし最近になって、このマルクスの『資本論』第3部草稿について、大谷楨之

介氏による詳細な調査と報告が発表され<sup>1)</sup>、これによってマルクス自身の草稿の構成が明らかになりつつある。そしてこの大谷氏の調査によるマルクス草稿において展開されている理論構成が、上記の「解説」で私の示した解釈と、意外に思われるほど近似している点のあることが、発見されたので、この機会を利用して、私の上記の「解説」の概要を、もう一度ここに示して<sup>2)</sup>、大谷報告による「草稿」の理論構成と比較しつつ御批判を頂きたいと思う。

1) 大谷禎之介氏、『資本論』第3部第5編の草稿について、(信用理論研究会、1983年度春季大会——1983・5・9、専修大学——における報告)

大谷禎之介氏、「信用と架空資本」(『資本論』第3部第25章)の草稿について、(『経済志林』51巻2, 3, 4号——1983~84年)

2) この「解説」は「経済学史」の講座の中で、かつ『資本論』の「第3巻解説」という形で書かれたものであったから、信用理論関係者の間では、ほとんど注目されるどころがなかったと思われるので。

## (2)

まず『講座経済学史』Ⅲの「資本論第3巻解説」で述べた私の解釈の概略を、つぎに示しておこう。私はそこで第3部第5編の理論構成につき、エンゲルスの編集による章別編成になるべく即しつつ、つぎのような解釈を提示した。

一 (1)最初の第21-24章は、ほぼこの4章を以て一つの完結した形をなし、利子生み資本の範疇の成立と資本関係の神秘化についての一つの帰結を示し、第5編全体の理論の最も基礎的な部分をなしている。(2)つづく第25-35章は信用制度およびその根拠をなす貨幣制度=世界貨幣=貴金屬の分析だが、このうち、(a)第25-27章は、ほぼ信用制度の展開の理論的基礎(産業資本に関連させての考察)を示し、(b)つぎの第28-35章がそのより立ち入った分析(利子生み資本そのものに関連させての考察)をなす。そしてその中で最も中心部分をなすのが第30-32章(貨幣資本と現実資本)で、これに先立つ第28-29章はそのための導入部分、最後の第33-35章は、信用制度を究極的に支える基礎をなす貨幣=世界貨幣の考察に終る。ここで信用制度が貨幣を排除しようとするものでありながら究極において貨幣を基礎とせざるを得ないことが明らかにされる。(3)この編の最後の第36章は資本主義以前の利子生み資本・高利資本にかんする考察にあてられる。

右のような編別に従い、その各項目について、以下の如くに解説した。

## ニ 利子生み資本（第21-24章の概説）（略）

## 三 資本主義的生産における信用の役割（第25-27章を一括して）。

(1)第25章は「信用と架空資本」と題されているが、ここではまず信用制度の自然発生的基礎をなす二つの側面について述べられる。すなわち、(a)商品流通において展開される支払手段としての貨幣機能と販売者・購買者間の債権者・債務者関係、これは端緒的な信用関係であり、信用制度の自然発生的な基礎をなしている……

(以下略) ……、(b)信用制度のもう一つの側面は、発生的には貨幣取扱業の発展に結びついている。利子生み資本（または貨幣資本）の管理ということが貨幣取扱業者の特殊な機能として発展し、彼らは貨幣資本の現実の貸手と借手との媒介者としてあらわれることになる……（以下略）……。〔この自然発生的基礎の二側面は、後の商業信用・銀行信用の展開の伏線ともなっている〕。

(2)第26章は「貨幣資本の蓄積、利子率におよぼすその影響」と題されているが、ここは、多くの資料や議会報告書（ノーマンやオーヴァストンの証言など）からのやや雑然とした引用から成り立っている、……総じてこの章では貨幣資本の運動が現実資本のそれから独立した動きをなすことが論じられ、後述の「貨幣資本と現実資本」にかんする章への伏線をなしている。

(3)第27章は「資本主義的生産における信用の役割」と題され、信用の発展にかんする一般的な理論の展開を覚書風に述べている。すなわち、Ⅰ利潤率の均等化を媒介するものとしての信用制度の形成、Ⅱ流通費の節減、Ⅲ株式会社の形成、Ⅳ株式制度を別としても、信用は個々の資本家に、他人の資本・他人の労働にたいするある範囲内では絶対的な支配力をあたえる、等々（以下略）。そしてこの章の最後で、つぎのように付言される。信用制度が過剰生産や過度の投機をひき起す主要な槓杆として現れるとすれば、それはもともと弾力的な性質を持つ再生産過程が、信用制度の下でその極限まで強行されるからである、信用制度は生産力の発展と世界市場の形成を促進するが、これを新しい生産形態の物質的基礎としてある高さまで達成せしめることこそ、資本主義的生産様式の歴史的任務である、同時に信用はこの矛盾の暴力的爆発である恐慌を促進し、古い生産様式（資本主義的生産様式）の解体の諸要素を促進するものである、と。

〔以上が信用制度の発展についての、産業資本に関連させての考察だとすれば、以下で展開されるのは、利子生み資本そのものに関連させての、信用の考察である（第27章末尾）。すなわち、以上をいわば序説として、以下の本稿に入るわけである。〕

四 利子生み資本と信用制度 I——流通手段と資本、銀行資本の諸成分——（第28-29章）、

(1) 第28章は「流通手段（通貨）と資本、トックとフラートンとの見解」と題され、銀行学派の見解に見られる通貨と資本との区別にたいする批判という形で、問題の考察がはじめられる、彼らの見解では通貨と資本との区別が重要な要素をなす、だがそこでは貨幣としての流通手段・貨幣資本一般としての流通手段・利子生み資本 (monied capital) としての流通手段のあいだの区別が混同されているのだが、彼らにおける通貨と資本との区別は、正しくは「所得の貨幣形態」と「資本の貨幣形態」との区別とすべきものであること、等々……（中略）……ついで、イングランド銀行の保有する有価証券の増加が銀行券の減少と結びつくという、フラートン等の注目する現象に関連して、この場合の銀行券の（発券銀行の）還流の問題にふれる、そしてこのこととの関連で、そもそも銀行の前貸はどの範囲で資本の前貸であるか、またはたんなる支払手段の前貸であるか、という重要な問題が提起される。そしてこの貨幣融通にたいする需要が資本にたいする需要である場合でも、それはただ貨幣資本にたいする（銀行業者の立場から見ての資本にたいする）需要であるにとどまる。銀行資本の欠乏やそれにたいする切迫した需要が見られる場合でも、それは現実資本の減少と混同されてはならない、等々。……このように、フラートン等は流通手段としての貨幣と支払手段としての貨幣との区別を、通貨と資本との区別に転化し、こうして事実上貨幣はすぐれた意味での資本だと説教するわけだが、ここでも貨幣資本（資本循環の一形態としてのの）が、そのまま利子生み資本 (monied capital) と混同されているのだ。

(2) 第29章は「銀行資本の諸成分」と題され、銀行資本は、一方では、現金（金または銀行券）と有価証券から成り、他面では、銀行業者の自己資本、預金、銀行券（発券銀行の場合）から成り立つこと、等々が論じられる（後略）。

こうして、「利子生み資本と信用制度」にかんする最も中心部分である、貨幣資



本と現実資本の問題に入る。

##### 五 利子生み資本と信用制度Ⅱ——貨幣資本と現実資本——

第30-32章は「貨幣資本と現実資本」と題されており、ここで「本来の貨幣資本の蓄積がどの程度まで現実の資本蓄積の指標であり、どの程度までそうでないか、いわゆる資本の過多は産業上の過剰生産の特殊な表現なのか、あるいはそれとは別の現象であるか、貨幣の逼迫すなわち貸付資本の不足はどの程度まで現実資本の欠乏をあらわしているか、どの程度まで流通手段の不足と一致するか」という問題が提起され、行論はつぎのように、まず商業信用について考察し、つづいて本来の貨幣信用・銀行信用の考察に進む、という順序をとる。

(1)商業信用とは再生産にたずさわる資本家たちが相互にあたえ合う信用であり、この信用は信用制度の基礎をなす。そしてこの商業信用を銀行信用から分離して考察するかぎり、それは産業資本そのものの大きさにつれて増大し、この場合貸付資本と産業資本とは一致する、等々（以下略）。

(2)銀行信用、この商業信用の上に、本来の貨幣信用が加わり、産業家や商人たちどうしのあいだの前貸が、彼らにたいする銀行業者や貨幣貸付業者からの貨幣の前貸と「混ぜ合わされる」。こうして今や貸付可能な貨幣資本の増加は、必ずしも現実の資本蓄積または再生産過程の拡大を示さなくなる、等々（以下略）。

(3)こうして「貨幣資本と現実資本」を取り扱う最後の章である第32章に達する。資本に再転化されるべき貨幣の量は、大量的な再生産過程の結果ではあるが、しかしそのものとして見れば、貸付可能な貨幣資本であって、それがそのまま再生産的資本の量ではない……(中略)……貨幣資本そのものの過多は必ずしも過剰生産をあらわしてはいないし、資本の充用部面の不足をあらわすものでさえもない……(中略)……信用の発達につれて、生産過程をその資本主義的制限を乗り越えて推進させる必然性が生じ、過剰取引や過剰生産や過剰信用が発展せざるを得ないし、同時にそれがまたつねに反動を呼び起すような形で起らざるを得ない、等々。……(中略)……また信用が収縮する逼迫期には、突然に貨幣が唯一の支払手段となり、唯一の価値定在としてあらわれる、等々（以下略）。

##### 六 利子生み資本と信用制度Ⅲ——信用制度と貨幣（世界貨幣）——

最後の部分である第33-35章は、第33章で「信用制度下の流通手段」として銀行

券の流通にかんする考察が行なわれ、第34章でこれに関連して通貨主義と1844年の銀行立法にたいする批判が行なわれた後、第35章で、信用制度および信用貨幣の基礎に横たわる貨幣制度=世界貨幣の問題として「貴金属と為替相場」が論じられる。

七 利子生み資本にかんする歴史的考察 (第36章) (略)

以上概説したように、『資本論』第3部第5編の理論の本論ともいふべき部分は第28-35章であり、その中でも最も中心をなす部分が第30-32章で、ここで商業信用、銀行信用、貨幣資本 (monied capital) と現実資本、が論じられている、という構成として理解したのである。ここで私が強調したかったことは、利子生み資本なる概念の導入なくして信用制度を論ずることはできないこと、信用制度の基礎を、実際上商業信用 (産業資本の相互にあたえ合う信用) のみに帰着せしめるような理解は批判されなければならない、ということであった。

(3)

つぎに、大谷氏の調査によるマルクス自身の『資本論』第3部草稿の第5章の構成を概説して、これを、上記の私の「解説」における理解と対比してみよう。

「第3部草稿」の第5章は、1)2)3)4)5)6)から成り、1)~4)は、事実上現行『資本論』の第21~24章に該当している。5)は「信用。架空資本」と題され、事実上現行『資本論』の第25~35章にあたる。そして6)は「先ブルジョア的なもの」と題され、現行『資本論』の第36章にあたる。それ故、問題は5)「信用。架空資本」と現行『資本論』第25~35章との関連である。大谷氏によれば、「信用と架空資本」というのは (現行『資本論』では第25章だけの題名になっているが) 5)全体の題名であると解されている。そしてこれを現行『資本論』との対応関係によって整理すれば概略つぎのようになる。(＊を付した部分は、雑録、抜粋、挿論などをなす部分。)

5)信用。架空資本 (草稿317-392頁)

草稿ページ	草稿の内容 (< >でかこんであるものは、大谷氏が内容を要約したもの)	現行エンゲルス版『資本論』の該当章
317 —319	<信用制度の二つの側面とそれぞれの基礎、等>	25章
*320 —325 b	* <雑録、挿論 (通貨学派の「論理」と混乱)、等>	26章
326 —327	<資本主義的生産様式の発展における信用制度の役割>	27章

328 —334	I) <銀行学派による通貨と資本との区別の批判>	28章
335 —339	II) <銀行業者のマニド・キャピタルの大部分は純粹に架空なものである>	29章
340 —352	III) <貨幣資本と現実資本>	30-31章
*352 a—352 j	* 混乱<1857銀行法委員会, 1848商業窮境抜書>	33, 34章
353 —359	<III)の続き>	32章
*360 —371	* <銀行法委員会報告, 抜書, 統計, 商業窮境抜書>	33, 34章
372 —392	<地金の蓄蔵と流出入, 等>* <雑録>	35章

これを以て見れば、表中で\*を付した部分、すなわち雑録・抜書・挿論などの部分を除けば、現行版の第25(中間に雑録部分を入れて)、27章にあたる部分は、序論的部分をなし、第28章以下にあたる部分が本論的部分で、それがI)II)III)に分けられている。そしてIII)の部分は、貨幣資本と現実資本を構成する部分と(中間に「混乱」と題する雑録部分をはさんで)地金の蓄蔵等の部分から成り立っていることになる。

私の「解説」では、現行版第25-27章(これは「草稿」の序論的部分にあたる)と第28-35章にわけ、後者を第30-32章(貨幣資本と現実資本)を中心として、その前に導入部分(28-29章)をおき、そして最後に第33-35章をおいて、これを信用制度の基礎をなす世界貨幣の問題として、しめくくりの位置においた。マルクスの「草稿」では、現行版の第30-35章にあたる部分がIII)として一括されているようで、そのうち、第33-34章の部分は「混乱」と題される部分を含む雑録または挿論をなしているようである。したがって第30-32章(貨幣資本と現実資本)から第35章に飛んでこれが帰結的部分をなすと解することもできるであろう。こうして見るとき、私の「解説」における理解が、マルクスの「草稿」における理論構成と対比して、それほど的外れを外れてはいなかったように思われる。いま、私の「解説」と大谷氏の調査による「草稿」の構成との対応関係を図示すればつぎのようになるであろう。

拙稿「資本論 第3巻解説」 における編別	利子生み資本				資本主義生産における 信用の役割			利子生み資本と信用制度			歴史的 考察			
	I	II	III											
現行『資本論』 の該当章	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30—32	33	34	35	36
マルクスの 「草稿」の編 別	1)	2)	3)	4)	*)			I)	II)	III)	**)		6)	
					5)									

(註) \*は雑録・挿論の部分

以上、私が「第3巻解説」において行なった現行エンゲルス版『資本論』に拠る第5編の理論構成についての解釈が、大谷氏の調査によって明らかにされつつあるマルクスの第3部草稿の第5章の理論構成の展開と、たまたま大筋において対応していると思われるのであるが、もちろんそれは、完全に合致しているものではないし、今後さらに一層「草稿」の詳細な紹介と分析が行なわれることをまつことによって、『資本論』第3部第5編の理解を深めることが、求められるであろう。5年前に行なった私の「解説」が、いくらかでもそのための飛石の役割を持つことができれば幸であると思う。

(1983年12月3日)

## 〔関西部会〕

関西部会は、1983年6月4日（立命館大学）と84年2月4日（大阪市立大学）に開催されたが、その研究報告のテーマと内容は次の通りである。

- (I) 1983年6月4日 立命館大学経済学部
  - (1) 金融資本概念の検討—ヒルファデーディングとレーニンを中心に  
佐々木 秀太氏（立命館大学大学院）
  - (2) 金融市場の成立と外国為替  
宮田 美智也氏（金沢大学）
- (II) 1984年2月4日 大阪市立大学文化交流センター
  - (1) 信用恐慌と中央銀行の最後の貸手機能について  
米田 貢氏（大阪市立大学大学院）
  - (2) 20世紀初頭のドイツ「金融資本」  
—ヤイデルス説の再検討—  
岩見 昭三氏（桃山学院大学非常勤講師）

## 1. 金融資本概念の検討

佐々木秀太（立命館大学大学院）

## (1) 報告の課題

戦後、金融資本概念は、様々な批判にさらされてきた。それは、古典的な金融資本概念が獲得された時代と、状況が大きく変化したことにもよるが、金融資本概念の理解そのものが、ヒルファデーディング的性格を多分に残しているという理論上の問題が最大の原因と思われる。本報告は、ヒルファデーディングの難点の克服の原点を、レーニンとの比較によって明らかにし、金融資本概念の再生を試みようとするものである。

## (2) ヒルファデーディングの金融資本概念の論理構造

ヒルファディングの金融資本は、信用→株式会社→金融資本（銀行と産業の緊密化）→独占的結合、という論理で把握されている。金融資本が独占的結合の前提に置かれているのであるから、「金融資本の定義」から「独占」が欠落するのも当然であった。すなわち、彼の「定義」の不完全さの根源は、この展開序列そのものの内にあると言える。彼の論理の特徴は、第1に、信用→株式会社の展開が、固定資本の巨大化という個別資本の内部構造の「矛盾」を跳躍台に、固定資本信用の保障機構（＝流動化）としての株式会社を導出するという、個別資本的視角からの論理展開であること。第2に、株式会社→金融資本の展開は、銀行の特殊な業務——発行業務、株式所有、監査役の集積——と、銀行がこうした業務に乗り出す積極的動機とされている「企業者利得の一括先取り」である創業者利得の取得という前提に支えられていることである。ここから、「銀行の産業資本家化」と、銀行主導の「独占的結合」という結論が導出されることになったのである。

### (3) 従来のヒルファディング評価と批判

従来のヒルファディング評価は、次の3つに大別できる（かなり大雑把であるが）と思われる。

第1に、伝統的な「流通主義」＝「信用論的一元論」という批判である。この批判に依れば、彼の難点は、「生産の集積→独占」の論理を付け加えれば克服しうるということになる。そこでは、「生産の集積→独占」の論理と「銀行と産業の緊密化」の論理は2分され、独占と金融資本の統一的把握の視角は失われてしまうのである。また、この批判は方法論万能主義的である。この立場は、彼の金融資本の対象や展開序列が方法論によって規定されたのではなく、むしろ、「最新の資本主義」総体の認識が対象と展開方法や序列を規定したという本来の関係を理解せずに、転倒して理解しており、『金融資本論』の解釈としても問題がある。

第2の議論は、固定資本の巨大化→株式会社の論理を徹底させ、ヒルファディングが銀行の機能に帰着させた「資本集中」や「支配集中」の機能を、株式会社に固有の機能として再認識するものである。この議論に依れば、銀行と産業(株式会社)の関連は偶然性(各国別の特殊性)をもつものとされ、金融資本の存在自体が偶然的なものとなされる。金融資本の存在の有無は、前記の株式会社に固有の諸機能の中

核に銀行が定置しているか否かによって検証される事になり、いわゆる「経営者支配論」＝金融資本否定論の付け入る余地を残すものにならざるを得ないのである。

第3の議論は、信用→株式会社の論理を批判的に継承したものである。信用の「基本規定」とされる「私的所有の制限の克服」の論理展開上に株式会社（＝擬制資本信用）を位置づけ、この信用形態が金融資本成立の指標とされている。この議論は、第2の議論と同様に、固定資本の巨大化を株式会社や金融資本の成立の契機としており、個別資本説的な独占把握（独占＝独占の大企業）の難点を共有している。また、銀行が論理展開の前提におかれてはいるが、信用の機能の拡大＝特定の信用形態そのものが金融資本とされるために、銀行は、あくまで産業企業の資本調達の間接機関という位置づけに留められ、利子生み資本の運動の担い手（主体）としての認識は薄弱となっている。前提となっている信用論自体が機能論的で、利子生み資本論ではない事に由来する問題であると思われる。

#### (4) レーニンの金融資本概念

以上の議論と比較すると、レーニンの把握は、「生産と資本の集積→独占」の論理を徹底させる事によって、ヒルファディングの個別資本的視角を克服し、独占や金融資本の成立を、経済的關係の変化として捉えているのが特徴といえる。特定産業部門における、生産単位（＝企業）の大規模化と少数化として把握された生産の集積は、独占形成の物質的基盤とされているだけではなく、独占形成の直接的契機（競争の困難＝剰余価値実現の困難）を内包するものと認識されている。それが、単なる巨大企業の形成ではなく、新しい経済的關係（＝競争の排除→支配・強制関係）としての独占の把握を可能にしているのである。また、生産の集積は、社会的総資本の所有と機能の分離を必然的に拡大し、一方で生産（＝機能）の集積の増大が、他方では、生産過程から分離された貨幣資本（＝所有）の集積による銀行業の集積→独占の形成を随伴する事になる。銀行業の独占形成に処る「銀行の新しい役割」とは、少数の巨大銀行が社会的資本の配分機構の中核に定置することであり、銀行の「支配」基盤もそこにある。すなわち、銀行の「支配」は、株式会社における特定の機能の掌握に処るのではなく、社会的資本の所有関係を基盤とするものと把握されているのである。金融資本は、銀行と産業の双方における独占を基盤と

し、生産の集積体としての大企業と所有の集積体としての銀行の結合関係（融合・癒着）を媒介として、再生産・蓄積されている資本である。それは現象的には、ヒルファディングが定義したように、銀行の所有する貨幣資本（利子生み資本）の形態をとるものであるが、その本質は独占である。以上、紙幅の関係で展開の不十分なところは、以下の拙稿を参照していただきたい。

- 「『金融資本論』における株式会社、独占と金融資本」（上）・（下）、（『立命館経済学』第29巻第6号，第30巻第2号）。
- 「金融資本概念の理論的考察」（上）・（下）、（『立命館経済学』第32巻第3号，第4号）。

## 2. 金融市場の成立と外国為替

宮田美智也（金沢大学）

(1) 村岡俊三氏の外国為替論の特徴は商業信用の次元に限定していえばつぎの点にある。商業信用の必然性は世界市場を前提しても普遍的に妥当するとして「国際的商業信用」範疇が強く提示され、輸出者である対外債権（外貨建手形）保有者がその債権を国内で流通させようとする（→国内商業信用への転換）要求を契機として、かれと輸入者との間における外為取引の発生が説かれるところである。しかもその外為取引は外貨建手形（国際的商業信用）と自国貨建手形（国内商業信用）の置換として行われるというのであった。

それにたいしてはつぎのような問題点が指摘されるであろう。まず商業信用の形成と再生産的連関という視点から、輸出者（外貨建債権者）と輸入者（外貨建債務者）との間に商業信用が結ばれる必然性が再生産論的にみて果してあるのか、という問題である。そこに（なんらかの）信用が成り立つとすれば、それはもはや商業信用ではないのではないのか。第2に「国際的商業信用の必然性」論について、それは世界市場取引に特殊な——もちろんこの特殊性とは国内市場取引には不要という意味でのそれであり、見方を換えれば世界市場取引に一般的なということである——商業信用状の制度が全く無視された立論ということになるのではないかと



いうことである。世界市場は複合的に捉え、しかもそれを信用論次元で問題とする視点が必要であるように思われる。

(2) 木下悦二氏の外国為替論の特徴は幸田精蔵氏が産業資本次元の外為取引によって貨幣現送費の節約論（「個別資本的視角」）を、ついで為替銀行次元で「世界貨幣の節約」論（「世界市場視角」）を提起されたのを批判的に継承して、後者の外為による「世界貨幣の節約」も産業資本次元で主張されている点にある。すなわちその次元で「個別資本的視角」と「国民経済的視角」が設定され、前者からは貨幣現送費の節約機能が「外為制度の基本構造」として、また後者からは「世界貨幣の節約」機能が外為の「最も重要な特徴」として析出されるのであった。

木下氏の所説にはつぎのような問題が含まれているであろう。まず前者の「基本構造」論について、産業資本の次元で国際間に輸出入に伴う債権関係——内容的には村岡氏の「国際的商業信用」と同じ信用関係であろう——が成立するものとされているが、しかし氏の世界市場の複合性論に即してそれが成立しうる論拠がまず明らかにされるべきではないか、これである。つぎに後者の「世界貨幣の節約」論について、それはいわれているように産業資本次元の立論ではなく為替銀行次元のそれなのではないか、ということである。輸出債権者が外国の債務者宛に送金為替手形（支払指図書）を振り出すものとされているが、そうだとすると前者は輸出者（産業資本）ではなくて為替銀行なのではないだろうか。また世界貨幣範疇の取扱について、外為論を展開すべき次元——産業資本次元であれ為替銀行次元であれ——上の貨幣範疇としての検証がなされていないように思われる。外為制度が産業資本のための制度であるとする、立論の対象はたんなる貨幣範疇としてのつまり貨幣論次元の世界貨幣ではなく、資本範疇としての世界貨幣つまり世界貨幣準備金となるのではないか。

(3) 木下説の祖述者たる徳永正二郎氏の外国為替論の特徴は、方法論的にみて木下氏の「個別資本的視角」（→貨幣現送費節約論）が切り捨てられ、「国民経済的視角」が強く前面に出されているところにある。そして木下氏においてはみるべきものはなかった為替銀行論について、その特徴をみってみるとつぎのようである。為替

銀行は「受動的」業務（対顧客為替取引）と「能動的」業務（為替持高・資金調整取引）を営むものとされ、信用範疇的に前者は「貨幣的信用代位」、後者は「国際的銀行間信用」と規定されている点がすなわちそれである。銀行信用論なしに（国際間）で銀行間信用論が展開されているのであった。またそれらふたつの業務はたんに兼営されているにすぎず、有機的に関連づけられるものとなっていない点に問題がある。それら両業務（対産業資本取引と為替銀行間取引）は展開の次元が異なることが看過されている。

（なお1の詳細については拙稿「信用制度と外国為替」『金沢大学経済論集』第4巻第1号、また2については同「外国為替制度の必然性と問題の次元」同上誌、を参照。）

### 3. 信用恐慌の中央銀行の「最後の貸手」機能について

米田 貢（大阪市立大学大学院）

(1) 本論では、中央銀行（信用）の was, すなわち、その形態規定性の解明のために、信用恐慌局面での中央銀行のいわゆる「最後の貸手」機能を分析する。この局面でこそ、一般的に震撼する私的信用との形態的区別、また、中央銀行信用が有する「ナチオナルな信用」の意義が、端的に示されるからである。

(2) イングランド銀行による「最後の貸手」機能の分析に際しては、イングランド銀行券の「現金化」の問題を避けて通ることはできない。銀行券の流通が、商業手形の裏書流通と決定的に異なるのは、その中間譲渡者が、銀行券を手放した瞬間に、いかなる債権債務関係からも脱落してしまう点にある。この中間当事者が、商品とひきかえに手放したものは、単なる金支払約束証、信用貨幣でしかないにもかかわらず、それが有する「支払の担保責任の喪失」という独自の性格にもとづいて、銀行券は、この購買者にとっては、「現金」と同様の役割を果たすのである。この点からして、銀行券の「現金化」は、銀行券の信用貨幣性という本質を否定するものではなく、それが流通している限りで受け取る独自の限定的性格にすぎず、それゆえ、銀行券は流通に投げられないで蓄蔵されたままであるならば、常に「不渡り」

の可能性を有しているのである。

ところで、所得流通は、一般に「売買が最小の規模で絶え間なく繰り返される」領域であり、その意味で、金貨が補助通貨、価値章標によって最も代理されやすい部面である。単なる金支払約束証でしかない銀行券が、一般的流通に没透していく一つの可能性といえよう。だが、単なる支払約束証が、一般的流通に没透し、価値章標という役割を担うためには、一定の「社会的有効性」が必要である。設立以来、一貫して、一面で「政府の銀行」として活動してきたイングランド銀行の銀行券が、国家による強制通用力という完成した形態において、これを獲得する。イングランド銀行券は、信用貨幣としての本質を維持したままで（「不渡り」の可能性を残したままで）、一定の領域内で価値章標という役割を最終的に「兼担する」ことになる。

(3) 以上のような「現金化」の理解からすれば、イングランド銀行券といえども、信用恐慌局面で、その信用貨幣性に対する不安が絶対に生じないという保証はない。ピール条例以降の1847年、1857年恐慌に際しても現われた金の退蔵は、その信用の動揺をなんらかの形で表現しているといえよう。だが、実際には、この金の退蔵と並んで、イングランド銀行券の退蔵が行なわれたのである。これが逆に、イングランド銀行券に対する信頼の不動性を前提とすることはいうまでもない。

この謎をとく鍵は、いわゆる「ナチオナルな信用」をいかなる内容として規定するかにある。従来から、この「ナチオナルな信用」をなんらかの意味における「国家による支払保証」にもとめる潮流が存在する。だが、いわゆる正貨支払停止期にも、イングランド銀行券は、この「ナチオナルな信用」にもとづいて流通性を保持していたというのが、マルクスの真意である。その点からすれば、イングランド銀行券が有する「ナチオナルな信用」は、価値章標、政府紙幣が有する「信用」として理解する他はない。この意味における「信用」は、ブルジョア国家に対する一般的信認を基礎とする強制通用力の承認なのであるから、上部構造としてのブルジョア国家に対する信認が揺がない限り「不動」である。しかし、信用貨幣としてのイングランド銀行券に対する信用は、金準備の水準に応じて、金を必要とする領域、当事者にとって震撼する可能性を有しているものであり、イングランド銀行による「最後の貸手」機能も、この点に根本的制約を見出すのである。

#### 4. 20世紀初頭のドイツ「金融資本」

——ヤイデルス説の再検討——

岩見 昭三（桃山学院大学非常勤講師）

20世紀初頭（第一次大戦前）のドイツ金融資本に関しては、一つの共通認識がかなり支配的である。「組織的独占」という把握がそれである。例えば、製鋼連合成立前後の動きを、長坂聡氏は、産業企業間競争の排除、大銀行相互間競争の稀薄化、と特徴づけ、戸原四郎氏は、「一つの統一的な全体としての方策」をとるものの成立と把える。斉藤晴造氏も、そこに「独占的な企業家団体と銀行団との一体的な結合」を見出す。つまり、産業企業間、大銀行相互間、産業—大銀行間の競争の排除の傾向がドイツ金融資本の特色と把握されており、これの端的な表現が「組織的独占」にはかならない。

だが、このような把握は宇野派や日本に限られるものではなく、ヤイデルスの“Das Verhältnis der deutschen Großbanken zur Industrie” にすでにその原型が与えられている。ヤイデルスによれば、銀行は第二次カルテル期（ほぼ世紀交以後）以降産業集中を意識的に促進するようになる。その結果、銀行は産業に深入りすることで逆に産業によって支配されるが、このイニシアティブの不安定性は、「銀行と産業を統一的全体に一体化する資本結合」（S.269）によって解決される。その一つの具体的根拠が、1905年のゲルゼンキルヒェン鋳業会社と、ローテ・エルデアーヘン製鉄株式連合、シャルク鋳業株式連合との利益共同の締結である。この利益共同運営委員会に、競争相手のシュティネス、ティッセンとともに、ディスコントゲゼルシャフト、ドイツ銀行、シャーフハウゼン銀行が参加していることをもって、ヤイデルスは、諸大銀行と諸産業の利害の一体化を説く。このような把握がヒルファディングの金融資本認識、さらには日本のそれに影響を与え、「組織的独占」というドイツ金融資本像が締結された。

だが、20世紀初頭の石炭、銑鉄シンジケートの改組、製鋼連合の成立とその展開は、以上のヤイデルス説を裏づけるものではない。ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケートは、混合企業の自家消費分が規制外におかれたため、たえず危機に

さらされ改組が迫られたが、重要なのは、混合企業によってもシンジケートの存続が要求されたことである。シンジケートによる石炭価格の維持が、競争相手の単独鉄鋼企業に対する武器になったのがその根拠である。製鋼連合も、これと同種の機能を有していた。すなわち、A製品（とくに半製品）に関しては割当額が決められ連合が一括販売したが、B製品（棒鋼、線材、等）に関しては割当額自体が水増しされたものであり容易に増額できたうえ、生産制限規定はなかった。事実、棒鋼価格の乱高下にみられるように、各B製品のカルテルは実効力がなく、1912年の連合更新のさいにはB製品の割当が完全撤廃された。結果的には、石炭シンジケートの場合と同じように、半製品規制は単純完成品企業に対する混合企業の武器になり、又、完成品部門での混合企業間の競争を排除するものでもなかった（ゲルゼンキルヒェンとティッセンの増資競争等）。ヤイデルスの挙げたゲルゼンキルヒェンの例も、終極的な競争排除ではなく、単純石炭企業から混合企業への移行による、混合企業間競争への体制作りと解釈されるべきである。

以上のように、製鋼連合、石炭、銑鉄シンジケートが競争を終極的に排除するのではなく、むしろ新たな競争への再編成機構だとすれば、「組織的独占」としてのドイツ金融資本把握は再検討が要請される。

では、20世紀初頭のこの産業企業間競争激化に対して大銀行は如何なる態度をとっていたのだろうか。又、その行動原理、客観的条件は何か。これらが今後に残された重要な課題である。

〔西日本部会〕

昭和58年度信用理論研究会西日本部会は、次のような要領で行なわれた。

日時 昭和58年9月25日（日） 午前9時～午後12時30分

場所 佐賀大学経済学部会議室

報告 「国際通貨とドル本位制」 徳永正二郎氏（九州大学）

徳永氏からは、約1時間30分にわたって近著『現代外国為替論』を中心に詳細な研究報告がなされた。その後、10分の休憩をはさんで一般討論に入り、約1時間20分にわたって活発な質疑応答が交わされた。

最後に、主催校（楊枝嗣朗氏）より「閉会のあいさつ」があり、研究会を終了した。

（西日本部会事務局 深町郁彌）

## 国際通貨と「ドル本位」制

——今日の多角的国際決済システム——

徳永正二郎（九州大学）

### 1. 国際通貨と金節約のメカニズム

金本位制下の英ポンド、管理通貨制下の米ドルを問わず、国際通貨としての規定性は、取引通貨 (trading currency) とではなく、インターバンク取引における為替媒介通貨 (vehicle currency) と関係する。

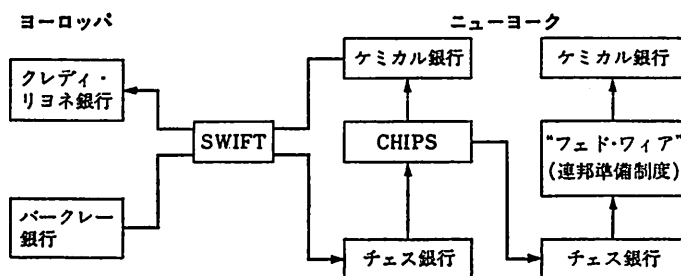
今日、個々の商品、サービス、資本取引に用いられる取引通貨は、取引当事国通貨を中心に多様化している。これら多種通貨で表示される個別対外債権・債務は、為替取扱銀行の対顧客取引によって債権代位・債務肩代りされたあと、インターバンク取引によって清算される。このインターバンク清算取引で、多種通貨間の多角的決済を媒介するのが為替媒介通貨である。

為替媒介通貨としての米ドルは、つぎの3機能をもつ。(1)為替銀行 (dealers) によって運転外貨資金 (working balances) として機能させられる通貨, (2)為替銀行が一時的為替持高として保有する通貨, (3)ある非為替媒介通貨(たとえば独マルク)が別の非為替媒介通貨(たとえば円)と交換される際にその取引を媒介する通貨, である”。したがって, 米国以外の国の為替銀行組織は, 米国にドル・バランスを保有することにより, そのバランスを調整しつつ, 多種通貨建決済を処理することになる。

- 1) Swoboda, A., "Vehicle currencies and the foreign exchange market," in Aliber, R.Z. (ed.), *International Market for Foreign Exchange*, p. 31.

その一事例として, 米国以外の第三国間でのインターバンク取引がドルを媒介として決済されるシステムを示しているのが, 図1である。つまり, 英国バークレー銀行がフランスのクレディ・リヨネ銀行から独マルクを買う(すなわち, 前者が後者に独マルク建債権を取得しようとする場合) 場合, バークレー銀行は, 米国勘定(チェス銀行に保有)から買入れた独マルクに相当するドルをクレディ・リヨネ銀行のホルレス先(ケミカル銀行)に移すという操作をする。

図1 国際ドル決済システム



(出所) Giddy, I. H., "Measuring the world foreign exchange market,"  
*The Columbia Journal of World Business*, Winter 1979, p. 40.

同じことは, 19世紀後半から20世紀初頭のいわゆる国際通貨ポンドにもいえる。

ポンド体制にあっても, ヨーロッパ大陸諸国を中心に諸国の取引通貨は当事国通貨がかなりの比重を占めていた。たとえば, 米国商社はドイツ, オランダ, フラン

ス、ベルギー、スイス等、ヨーロッパ大陸諸国との取引では、当事国通貨で取引した。それら大陸ヨーロッパ諸国宛外国為替を売買して、外貨債権代位と外貨債務の肩代りをする米國為替銀行は、それらをドイツ勘定、オランダ勘定、フランス勘定等に移すとともに、それと並行して、正のバランスの場合にはそれでポンド手形を買取ってロンドン・バランスを形成した（したがって、ドイツ勘定等の持高を調整した）。逆に負のバランスの場合にはロンドンで英ポンドを借り入れ、それを当該通貨（為替）に転換して、持高調整をした<sup>2)</sup>。

- 2) これらの点は、拙著『現代外國為替論』（有斐閣）第三章「取引通貨と為替媒介通貨」を参照せよ。

したがって、ロンドン・バランスの形成、およびそれを媒介とする諸国バランスの持高・資金調整は、世界貨幣を用いないで、外國為替にもとづいて多角的に国際決済をするメカニズム、したがって世界貨幣金節約メカニズムの一応の完成形態である<sup>3)</sup>。この多角的国際通貨メカニズムの形成が、第一次大戦後のいわゆる金為替制が確立する物的土台をなした。換言すれば、国際通貨英ポンドの金兌換性が保証されることによって、民間為替銀行の枠を越えて周辺国中央銀行がポンド・バランスを対外支払準備として保有し、世界貨幣に直接依拠しない多角的決済メカニズムを創りあげた。

- 3) 宮田英智也氏は、筆者が世界貨幣の節約をいって「銀行信用論なき銀行間信用論の誤謬」を犯していると論難している。

ところが、当の批判者は、第一に、期限付手形の割引（償還請求権なしの場合は買取り）という貿易金融が、本来の為替取引（マルクスのいう「為替取引」にもとづく国際決済メカニズム）と区別されるものであることに気付いていない。

第二に、ロンドン・バランスによる多角的決済メカニズムは、金による決済を極小化しているが、その場合、ロンドン貨幣市場での債権形成（＝外貨資金形成）が、当事国貨幣市場での債務形成（＝邦貨資金借入れ）というそれぞれの国の銀行信用と密接に結びついているという指摘、すなわち為替資金の調整がそれぞれの当事国内の貨幣市場（銀行信用）と関係しているという指摘を無視している（同じことは、より抽象的に2国間モデルでもいえる）。

詳しくは、前掲拙著第2章、第2、3節をみよ。



## 2. IMF体制と「ドル本位」制

周知のように、IMF体制は、実質的に短期の国際収支調整を国際通貨ドルを媒介に多角的に行なうシステムとして存在した。しかも、中央銀行間に限られるとはいえ、ドルの金交換性を保証したがゆえに、「金為替本位」のシステムとして位置づけられた。

しかし、言葉の正しい意味で金（為替）本位制であったポンド体制と異なり、IMF体制は、ドルの金交換性を中央銀行間に限定したという点で、前者と異質のシステムであることを自己表示していた。

第1に、金＝ドル交換性を中央銀行間に限定した背景には、米国をはじめとして諸国の通貨制度が管理通貨制に依拠していることを示していた。第2に、このような管理通貨制を土台にして金＝ドル交換性が中央銀行間に限定されたことにより、通貨当局の国際協力体制がととのえば、ドルの金交換性を回避するシステムが現実形成できる土壌をつくりだした。

1962年から実施された金プール制は、実質的に主要国たる黒字国中央銀行がドルの金兌換を停止し、投機的な金売買による公定金価格（1オンス＝34ドル）とロンドン市場金価格とを一致させる取極めであった。68年の金二重価格制は、紳士協定であるとはいえ、主要国中央銀行によるドルの金兌換を停止し、国際決済システムの最上部構造においても実質的に金決済を排斥した歴史的取極めであった。このような歴史的基盤のうえで71年8月のニクソン声明が現われた。ドルの金兌換停止が名実ともに実行され、いわゆる「金廃貨」の世界が確立した。

この「金廃貨」の世界は、「ドル本位制」という通称を与えられる一方で、変動相場の世界として機能している。いいかえると、「ドル本位制」と称される70年代以降の国際通貨体制は、つぎの特徴をもつ。

(1)管理通貨制のもとでは、米ドルとその価値標準（スタンダード）としての金との間の価値的対応性は喪失していた。したがって、IMF体制下で国際通貨米ドルが金価値によってスタンダダイズドされるというドルと金の関係は名目的なものであった。金の二重価格制、いわゆる「ドル本位制」は、ドルの価値標準として金が存在するというIMF体制下の名目的ないし擬制的「金為替」本位制を、制度として確認したものである。

(2)固定相場制から変動相場制へと移行する内在因は、米国、英国等の経済と西独、日本等の経済との間の不均等発展に求められる<sup>9)</sup>。だが、相場そのものを動かす力は、管理通貨制下のフィスカル・ポリシーあるいは世界的リセッション・長期不況下で生じた過剰流動性の国際貨幣市場への滞留（70年代以降のユーロ市場の急成長をみよ）、過剰流動性に起因するインフレとその国民経済的格差、金利格差に起因する国際収支不均衡など、貨幣経済的要因に認められる。ドルが金価値標準を喪失しているという管理通貨制の徹底性は国際決済システムの最上部構造たる中央銀行間の決済においてもドルの金兌換停止をすることである。そして、その徹底化によって、諸国通貨がたんにドルを尺度標準として通貨相互間の価値関係を測るようになった「ドル本位制」は、貨幣経済的要因によって為替相場がボラタイルに揺れ動く現代の変動相場制に適応したシステムでもある。

#### 4) 前掲拙著第六章を参照されたい。

〔付記〕本研究会での議論の焦点は、楊枝嗣朗（佐賀大）、古川正紀（八幡大）両氏の問題提起、すなわち「スタンダード」という用語は国内通貨システムにおいて金はその通貨の度量標準となるという意味で使用されるべきで、ドルが、しかも金との実体的関係を離れて、他通貨の尺度となりうるのか疑問だという提起と関わっていた。

米ドルが金を度量標準としていようといまいと、多角的国際決済システムのもとでは諸国通貨はそれぞれの間の決済を国際通貨（米ドル）を度量標準として多角的に遂行せざるをえない。もし国際通貨（米ドル）が国内金本位システムを基盤としていれば、度量標準としての国際通貨（米ドル）は金為替である。しかし、ドルが金との関係を、まず管理通貨制によって実質的に、つぎにいわゆる「金廃貨」によって名実共に喪失した際には、諸国通貨間の多角的決済がドルによって媒介される国際通貨システムは「ドル本位」のシステムといわざるをえない。

もっとも、この場合の「ドル本位制」は「国際金本位制」（金兌換を保証された英ポンドによる多角的決済システム）にたいするアナロジー的表現であるとみなしてもよいが。

尚、ここで楊枝、古川両氏をはじめとする研究会出席者の適切なコメント

に感謝したい。

## 学会報告記事

信用理論研究会昭和58年度春季大会は、5月9日(月)、専修大学神田校舎第102号室において開催された。研究テーマ・報告者・コメンテーターは左記のとおりである。

### 第1部 『資本論』第3部第5篇の草稿について

報告者 大谷禎之介氏(法政大学)

コメンテーター 飯田裕康氏(慶応大学)

### 第2部 累積債務問題と今日のドル体制

報告者 小西一雄氏(立教大学)

コメンテーター 今宮謙二氏(中央大学)

” 小野朝男氏(和歌山大学)

報告・討論終了後に開催された会員総会においては、以下の件が承認された。

(一) 新会員5名の入会、(二) 57年度決算報告、(三) 秋季大会の開催要領。なお、会員総会に先だち、57年度秋季大会後に逝去された渡辺佐平世話人、鈴木鴻一郎会員にたいして、哀悼の意を表明した。

秋季大会は、11月7日(月)、大阪経済大学本館3階第1会議室において開催された。研究テーマ・報告者・コメンテーターは左記のとおりである。

### 第1部 『金融資本論』の課題と信用論

報告者 高山洋一氏(大東文化大学)

コメンテーター 坂本 正氏(熊本商科大学)

### 第2部 信用制度と国際金融市場の成立——外国為替制度(為替銀行)の必然性論を中心に——

報告者 宮田美智也氏(金沢大学)

コメンテーター 平岡賢司氏(北海学園大学)

会員総会においては、以下の件が承認された。(一) 新会員10名の入会(会員数計293名)、(二) 59年度春季大会の開催要領(5月21日を予定し、神奈川大学と交渉する)、(三) 故渡辺佐平氏の論文集『地金論争・通貨論争研究』(仮題、法政大学出版局より発刊の予定)にたいする出版協力、(四) 今年度からの年1回の会誌の発行。

最後の問題についていえば、本会の記録を残すというかねてからの懸案を解決すると同時に、日本学術会議法の改正（会員選出方法の公選制から学会推薦制への変更）見通しにともない、同会議への本会の学会登録をも考慮したものであり、その第1号として、58年度の春・秋大会の報告・討論、各部会報告、学会報告記事・会員消息その他を収録すること、大会報告については今後はテーブルをとる方向で検討するが、今年度分は各報告者が討論の概要を含めてまとめること、大会開催校と編集は別とし、第1号については関東部会の責任で59年度春季大会を目的に編集・発行作業にあたること、会誌の発行にともなう経費増にたいしては、会費の増額も考慮すること、これらの点が決定された。

なお、秋季大会終了後（12月）、関東部会事務局は、上記の決定にしたがい、59年3月末日締切ということで、必要な範囲に原稿「執筆のお願い」を発送した。

以上が、学会報告および会員消息であるが、その他、関西部会の運営委員中、浜野俊一郎氏（大阪市立大学）、伊藤武氏（大阪経済大学）が、谷田庄三氏（大阪市立大学）、小林龍馬氏（立命館大学）へ交替した。

（建部正義）

## 信用理論研究 第1号

---

1984年7月発行

発行者	信用理論研究会
発行所	信用理論研究会
〒192-03	八王子市東中野742-1 中央大学商学部21215号室 TEL 0426 (74) 3602
印刷所	本郷印刷株式会社
〒101	東京都千代田区神田錦町1-19 TEL 03 (295) 4677

---